

91-1077

法學博士田尻稻次郎著

坤

明治
43.10.1
内交

訂正增補
第二十版
財政と金融

東京同文館藏版

訂正増補 財政と金融總目錄

坤 (貨幣及金融機關)

第一編 貨幣

第一卷 硬貨

第一章 硬貨の制度

第一節 本位

第一目 複本位

第二目 跛本位

第三目 本位の大小

第二節 補助貨

第一目 補助貨の通用制限

第二目 補助貨の實價減額の方法

第三目 補助貨の方式

一

一

一〇

二四

二六

二六

二八

二九

第四目 補助貨の供給

第五目 補助貨の貨面金額と物價との關係

第六目 小額紙幣の引揚並に一圓補助貨

第三節 合法貨幣

第四節 貨幣法の要素

第一目 公差

第二目 最輕量目

第三目 輕量貨幣の引揚

第二章 造幣

第一節 造幣局

第二節 造幣に要する専門的注意

第一目 買造偽造及模造等の豫防

三〇

三一

三三

三七

三九

四一

四二

四五

四五

五〇

五〇

第二目	盜刷の豫防	五三
第三目	正當なる磨損の豫防	五六
第四目	造幣費の節約	五九
第五目	他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が貨幣價格に對し不相當の比例を有する貨幣を製造するの不可	六〇
第六目	貨幣の大小輕重は各種各々之を異にするを要す	六一
第三節	造幣大試験	六二
第三章	貨幣の取扱	六三
第一節	金屬製封筒	六三
第二節	貨幣の計數法	六六
第二卷	軟貨	六九
第一章	兌換券	六九
第一節	制限屈伸法	六九

第一目	總論	六九
第二目	彼我の差違	七〇
第二節	一部準備法及準備比例法	七二
第一目	一部準備法の不便	七二
第二目	準備比例法と制限屈伸法との比較	七四
第三目	露國の兌換制度	七六
第三節	自由發行法	七七
第一目	自由發行法は實際に適せず	七七
第二目	増發より下落に至るまでの順序	七九
第四節	兌換券發行準備	八〇
第一目	正貨準備	八一
第二目	證券準備	一〇六
第五節	紙幣發行機關の統一	一一一
第一目	不統一の不便	一一一
第二目	獨逸の新法	一一二
第三目	内外の別	一一四

第六節	國際通貨運行の原則及紙幣の發行増發及引揚	一一四
第一目	國際通貨運行の原則	一一四
第二目	紙幣の發行及増發	一一七
第三目	紙幣の引揚	一二〇
第二章	不換紙幣	一二二
第一節	總論	一二二
第二節	増發の害	一二四
第一目	一般の弊害	一二四
第二目	増發は投機を誘發し通貨の需用を増加す	一二六
第三目	増發は金利を増進し有價證券の價格を減ず	一二七
第四目	増發は物價を上騰し輸入を増加す	一三〇
第五目	前二目の綜合及戦後の實況	一三二
第六目	不換紙幣の下落は一般の取引を滞滯	

第七目	増發は貨價の關係を紊亂す	一三三
第八目	増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず	一三六
第九目	増發は一定の歳入を有する者の利益を害し併せて國費の増加を來す	一三七
第十目	不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり	一三八
第十一目	不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず	一三九
第十二目	増發は社會の不折合を來す	一四〇
第十三目	不換紙幣消却に伴ふ所の困難	一四二
第十四目	不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動自在の者たるを要す	一四三
第三節	不換紙幣發行の方法	一四五
第一目	發行方法研究の必要	一四五
第二目	金紙平均法	一四六
第三目	外國爲替平準法	一四六

第四節の兩法併用の必要……………一四七

第五目 實施の手段……………一四八

第四節 不換紙幣發行の方式……………一四九

第二編 銀行……………一五一

第一卷 商業信用……………一五一

第一章 商業信用の機關……………一五一

第一節 總論……………一五一

第二節 中央銀行の職分……………一五二

第一目 中央銀行の職分……………一五二

第二目 中央銀行は割引貸付の多きを望む可からず……………一五三

第三目 中央銀行の模範としての佛蘭西銀行……………一五五

第四目 獨逸帝國銀行……………一六三

第三節 普通商業銀行……………一六九

第二章 手形の割引及其他の取扱……………一七二

第一節 割引の方策……………一七二

第一目 割引の定義併に其機關……………一七二

第二目 割引の方策の必要及其基礎……………一七三

第三目 割引すべき手形の選擇及與信所の必要……………一七七

第四目 中央銀行にて割引すべき手形の期限……………一八一

第五目 同上手形面金額最小限……………一八七

第六目 割引歩合を定むるに就ての注意……………一八八

第七目 階段割引併に参加利子及買物に依る利率の區別……………一九〇

第八目 恐慌に處るる割引方策……………一九三

第九目 金の流出を止むる爲の割引方策……………一九六

第十目 割引方策と併用すべき金の流出預防方法……………二〇二

第二節 手形の取扱……………二〇六

第一目 手形の振出及引受等の手續……………二〇六

第二目 手形割引に就ての注意併に空手形及真空手形の區別……………二〇九

第三目 注意條件……………二一四

第三章 爲替及信用狀……………二一五

第一節 爲替……………二一五

第一目 爲替の變動……………二一五

第二目 爲替の逆戻の矯正……………二一九

第三目 爲替の計算法……………二二二

第四目 爲替の仲立……………二二五

第五目 國際動産の効力……………二二七

第六目 世界の貨幣市場及其趨勢……………二二八

第二節 信用狀……………二五一

第一目 信用狀の種類……………二五一

第二目 署名合言葉及受拂用紙……………二五三

第三目 信用狀の依頼及發行……………二五四

第四目 信用狀の記入……………二六一

第五目 人相寄……………二六四

第六目 信用狀に關する規定……………二六五

第七目 信用狀と爲替手形の便否……………二六七

第四章 貸付并に金銀及公債證書の購入……………二六九

第一節 貸付……………二六九

第一目 普通貸付……………二六九

第二目 保證貸……………二八三

第二節 金銀及公債證書の購入……………二八五

第五章 利率……………二八七

第一節 總論……………二八七

第二節 中央銀行利率と市場利率との關係……………二八九

第三節 有期預金及貸付利子の變更……………二九八

第六章 預金及小切手……………三〇〇

第一節 預金……………三〇〇

第一目 預金の効用……………三〇〇

第二目 預金に就ての注意……………三〇五

第三目 幾何級数法則の貯金利率歩合と引
出との關係……………三〇九

第四目 有價證券の當座預……………三一五

第五目 預金保險……………三一五

第二節 小切手……………三二五

第一目 透字小切手……………三二五

第二目 改措其他の變遷……………三二八

第三目 線引小切手……………三三二

第四目 保證小切手……………三三六

第五目 集合小切手及計算用の振出……………三三七

第六目 小切手取扱の慣行及新案……………三三八

第七目 過振の濫用及小切手の簡用……………三四〇

第八目 小切手の簡用……………三四三

第九目 小切手の課税及爲替の訴訟……………三四四

第七章 資本及營業準備……………三四五

第一節 資本……………三四五

第一目 資本を過大にするの不利……………三四五

第二目 資本と債券との關係……………三五〇

第三目 公稱資金と拂込資本との關係……………三五二

第二節 營業準備……………三五四

第一目 準備金の種別……………三五四

第二目 準備金の多寡……………三五六

第三目 法定準備を設定するの不可……………三五七

**第八章 支店組織及機關銀行併に銀
行の破綻**……………三六〇

第一節 本支店の關係……………三六〇

第一目 支店組織の發達……………三六〇

第二目 支店の監督……………三六五

第三目 米國に於ける轉近の風潮……………三六七

第四目 責任代理店……………三六九

第二節 機關銀行……………三七二

第一目 機關銀行に就ての注意……………三七二

第二目 極端なる濫用……………三七四

第三節 銀行の破綻……………三七六

第一目 外國に於ける破綻の實況……………三七六

第二目 我國の近況及株主の不心得……………三七九

第三目 銀行員の法規に練きの弊……………三八〇

第九章 交互計算……………三八二

**第一節 普通交換及英米に於ける交
換同盟銀行の比較**……………三八二

第一目 諸文明國に於ける交換の實況……………三八二

第二目 倫敦及紐育に於ける交換同盟銀行の
比較……………三八四

第二節 物産及證券交換……………三八七

第一目 物産交換……………三八七

第二目 有價證券交換……………三九三

**第三節 鐵道交換及商賈間の貸借
決算**……………三九三

第一目 鐵道交換……………三九三

第二目 商賈貸借決算……………三九四

第四節 地方交換内國及國際交換……………三九六

第一目 地方交換……………三九六

第二目 内國交換……………三九七

第三目 國際交換……………三九八

第十章 定期取引……………三九九

**第一節 定期取引の發達及其實買
取引の方法**……………三九九

第一目 發達の順序及目的……………三九九

第二目 取引所に對する攻撃……………四〇〇

第三目 一般商取引との差違及取引の方法……………四〇一

第二節 定期取引の効用……………四〇二

第一目 總論……………四〇二

第二目	賣放買埋	四〇三
第三目	倫敦に於ける特別の事情	四〇五
第三節	定期取引と投機との關係	四〇六
第一目	定期取引の素質	四〇六
第二目	投機取引の形跡	四〇七
第三目	寛恕及保約の方法	四〇七
第四目	利用及濫用	四一〇
第四節	差額取引	四一一
第十一章	市場に於ける投資者の意向	四一三
第一節	總論	四一三
第二節	意向と實利との關係	四一五
第三節	豫期の勢力	四一七
第四節	投機と資力との關係	四二〇
第十二章	恐慌	四二一

第一節	恐慌の豫防及之に對する處置	四二一
第一目	豫防	四二一
第二目	恐慌に處する大體の方法	四二五
第二節	英國の恐慌	四二七
第一目	西曆千八百十年の恐慌	四二七
第二目	西曆千八百二十五年の恐慌	四二八
第三目	西曆千八百三十七年及九年の恐慌	四二九
第四目	西曆千八百四十七年の恐慌	四三〇
第五目	西曆千八百五十七年の恐慌	四三一
第六目	西曆千八百六十六年の恐慌	四三二
第七目	西曆千八百六十六年以來の景況	四三三
第三節	獨逸に於ける近年の恐慌	四三四
第一目	日獨兩國經濟事情類似の點	四三四
第二目	恐慌の原因	四三五
第三目	株式相場と工業との關係	四三八
第四目	生産超過	四三九

第五目	恐慌の結果	四四一
第六目	銀行の不注意	四四五
第七目	農業の被りたる影響	四四九
第八目	結論	四五二
第四節	露國に於ける近年の恐慌	四六七
第一目	總論	四六七
第二目	航海鐵道及製造事業の保護獎勵	四六九
第三目	保護政策に伴ふ外資輸入	四七五
第四目	投機の發生及大破綻	四七七
第五目	善後策の困難	四八〇
第六目	恐慌後の情況	四八三
第五節	西曆一千九百七年の合衆國の恐慌	四八五
第一目	恐慌の原因	四八五
第二目	恐慌の發生	四九二
第三目	救済最後的手段	四九八
第四目	恐慌の結果	五〇二

第二卷 農工信用、信託事業

并に貯蓄事業

第一章	農工信用と商業信用との區別	五二九
第一節	長期信用及年賦償還并に資金の解放	五二九
第一目	長期信用及年賦償還	五二九
第二目	資金の解放	五三一
第二節	農業信用	五三三
第一目	農業信用機關の關係	五三三
第二目	下積機關の必要	五三四
第三目	農業倉庫の設置	五三七
第四目	地券制度の恢復	五四七
第三節	工業信用	五五一

- 第一目 工業信用の神髓……………五五一
- 第二目 勸業債券と興業債券との區別……………五五三
- 第三目 保證引受事業……………五五三
- 第二章 信託事業……………五六二
- 第一節 信託會社の効用及業務……………五六二
- 第一目 効用……………五六二
- 第二目 業務……………五六四
- 第三目 信託會社の發達及制法の比較……………五六五
- 第四目 銀行と信託會社との區別……………五七一
- 第二節 獨逸に於ける信託事業……………五七三
- 第三節 我國に於ける信託事業の現狀……………五七七
- 第三章 貯蓄事業……………五七九
- 第一節 貯蓄銀行……………五七九
- 第一目 總論……………五七九
- 第二目 派觸沿革……………五八〇

- 第三目 貯蓄銀行の業務……………五八四
- 第四目 フライグに於ける獨逸貯蓄銀行の中
央銀行……………六〇七
- 第二節 英國郵便貯蓄金庫……………六一一
- 第一目 總論……………六一一
- 第二目 小切手及交換業務……………六一五
- 第三目 郵便貯蓄金庫の國家經濟的行爲……………六二二
- 第四目 郵便貯蓄金庫の財政上の成績……………六三五
- 第三節 英國の貯蓄機關……………六四一
- 第三卷 銀行の管理……………六四七
- 第一章 經營及處理……………六四七
- 第一節 經營の概要……………六四七
- 第一目 役員へ融通の制限……………六四七
- 第二目 資金放下の制限……………六四八
- 第三目 報告を明確にする事……………六四九

- 第四目 資金の固定其他の不當行爲……………六五一
- 第五目 共同經營の擴張……………六五二
- 第二節 處理の概要……………六五四
- 第一目 職員の兼掌……………六五四
- 第二目 役員の勤務符……………六五七
- 第三目 爲替通帳及小切手の交付……………六五八
- 第四目 競争の要點……………六五八
- 第二章 銀行の監督……………六六〇
- 第一節 總論……………六六〇
- 第二節 銀行監督に就ての輿論……………六六二
- 第一目 監督を必要とする論……………六六二
- 第二目 前日に對する駁論……………六六三
- 第三目 獨逸銀行の不成績及其他の實例……………六六六
- 第四目 英國銀行の健全なる發達……………六七九
- 第三節 特別事業に對する特別監督の必要……………六八〇

- 第一目 銀行事業は其性質上特別監督を要す……………六八〇
- 第二目 近年の實例……………六八二
- 第三目 監督に付き寛嚴の兩説……………六八四
- 第四目 検査……………六八七
- 第五目 株主の不注意……………六九八
- 第三章 結論……………七〇一
- 坤附録……………七〇一
- 甲種……………七〇一
- 第一號の一 歐洲諸國に於ける利率と正貨の増減との關係……………七〇五
- 第一號の二 英米の詳況……………七二一
- 第二號 東京興信所規則……………七九一
- 第三號 有價證券當座保護預規定……………七九六
- 第四號 トレンス法の内容……………八〇七
- 第五號 信託會社の制法の比較……………八六二

乙種

第一號	獨乙帝國銀行流通高	八八二
第二號	英國十六銀行の預金及貸付	八八二
第三號	明治四十二年末各種銀行の實況	八八五
第四號	獨乙に於ける穀倉の實況	八八六
第五號	第二十九表の追加	八九五
第六號	千九百九年に於ける北米合衆國の信託會社	八九六

財政と金融坤總目錄終

訂正增補
第二十版

財政と金融

坤

第一編 第一卷 硬貨

改版

訂正増補
第二十版

財政と金融

貨幣及
金融機關

坤

法學博士

田尻稻次郎著

第一編 貨幣

第一卷 硬貨

第一章 硬貨の制度

第一節 本位

第一目 複本位

一 複本位の誤謬

硬貨の制度は重量貨幣に始まり、單獨合法貨幣、複本位等種々の發達を經終に複合法貨幣法を見るに至れり而し世上貨幣の事を論ずるの書に乏からず、是等の

第一章 硬貨の制度 第一節 本位 第一目 複本位

事は其論ずる所と爲り夙に世人の熟知する所なるを以て今之を詳論するを要せず、只其梗概を述ぶるを以て足れりとす、夫れ重量貨幣は太古の制に屬し別に説明の必要を見ず、而して複本位以下の如きは固より論ずるに足らざるなり、元來複本位は一箇以上の本位の成立を認め其根底に於て誤謬あり焉、堂に登るを得ん世に兩本位の名を以て知らるゝ者は即ち其一種なり、抑々標準は事物の誤を正し若くは争を判するの用に供する者にして固より單一ならざるを得ず、若し夫れ標準にして大小、長短、輕重の別あらん乎、億兆其歸着する所を知るを得ず、天下の事物何に依て乎、收拾するを得ん、貨幣の本位は即ち價格の標準にして其單一ならざるを得ざる哉、論を埃たず、事を好むの士は兩金屬主義を辯護せんが爲め補償作用の名義の下に頗る巧妙なる論を試むると雖も國の利害を顧るに遑あらず、抑々亦窮せりと云つべし

二 グレシヤム氏法則との關係

今之を史乘に徵するに我國開港當時の實況、佛國數回の經驗、米國の西曆千八百三十年代の貨幣制度の改正、變更等例、證點々として指呼の間にあり、復た何をか疑

補償作用

兩本位

はん、抑々兩本位制を採るの結果は徒らに高價品を廉賣し、低價品を高買するに過ぎずして多大の損失を蒙むるに終る耳、焉ぞ其愚を敢てせん哉、事固より一兒戯に屬し名は兩本位なりと雖も其實あるに非ず、事實は交代本位(英語の「オルトルネー」、スタンダルト)にして法律上本位として選ばれたる兩金屬中の低價なる者が實際の本位となりて流通し、其高價なる者は去て跡を市場に絶つは猶ほ小人跳梁して君子隱るゝが如く彼の有名なるグレシヤム法則茲に其効力を顯はし、兩本位國は常に高價品を廉價に賣り出し、廉價品を高價に買ひ込み、金銀價格に變動ある毎に大損失を被るは數の免れざる所なり、古今貨幣の事を論ずる者にして未だ曾てグレシヤム氏法則の眞理を疑ふ者なし、然るに議論一たび兩本位に及んでは忽ち之を忘る豈に奇ならず哉、今日兩本位に就て議論未だ全く其餘焰を收めず、時に再燃の勢なきに非ざるも實際に於ては諸國既に其不利を察し復た之を用ふる者なし、彼の兩本位制を以て最も有名なる羅甸同盟と雖も實際上其不利に懲り、銀貨は之を補助貨の地位に落し本位銀貨の製造を停止し、法律は其儘之を存し、事實上金本位を採用せり、是れ難きを避けて易きに就き、名を捨て實を採るものにして實に

老練の施設と云ふを得べく、而して兩本位の行ふ可らざるを證するに餘りあり、理事之を合すれば雙つながら美なり之を離るれば兩ながら傷けらる雙修以て圓妙を彰はす察せずんばある可らざるなり

三 近年に於ける世界の金銀産出高及比價の變動

又金銀産出高及比價の變動より之を見るに兩本位の保ち難きは多辯を要せず其材料は世間之を得るに難からざるを以て之を省略し最近五六年の實況を擧れば左の如く

第一表の一

西曆年次	金		銀	
	産出高(純分)	價格	産出高(純分)	價格
千九百一一年	一二、八九四、八五六 ^{アムステルダム}	五四、七七四、七六九 ^{ロンドン}	一七三、〇一一、二八三 ^{アムステルダム}	一九、五九八、九三四 ^{ロンドン}
二年	一四、四三七、六六九	六一、三二八、三三〇	一六二、七六三、四八三	一六、三一八、七三一
三年	一五、七七八、〇一五	六七、〇二一、八五六	一六七、六八九、一九二	一七、二九二、九四四

西曆年次	産出高(純分)	價格	産出高(純分)	價格
四年	一六、七三九、四四八	七一、一〇五、八二七	一六四、三三六、四〇八	一八、〇五九、八八六
五年	一八、二九〇、六七八	七七、六九四、七七〇	一五七、三三九、九六二	一八、二三三、四〇七
六年	一九、三七〇、六五八	八二、二八二、六四一	一六五、七五四、八四三	二一、三二三、六七〇
七年	一九、九五〇、六二三	八四、七四六、二五六	一八五、〇一四、六二三	二三、二七一、六二三
八年	二一、〇三七、八一八	八九、三六四、四四三	二〇三、〇〇〇、〇〇〇	二〇、七〇四、六一二
九年	二二、一五四、〇三四	九一、五八〇、〇〇〇	二一三、〇〇〇、〇〇〇	二二、一八七、五〇〇

而して近年の倫敦相場の最低は西曆千九百二年十一月の二十一片十六分の十一(九百二十五位の「オンス」)にして同一千九百六年の如きは最高三三片一三最低二九片平均三〇片六三の高價を呈はし、越て七年中は概ね高含にて三十二片十六分の十五を以て始まり九月に至り三十一片に下り其より大手筋の需用減少の爲め漸次向下し二十四片十六分の三を以て年を終れり、而して西曆千九百八年は二十七片より二十二片の間を上下し同千九百九年の最高最低及本年六月までの實況は左の如し

第一表の二

年 月	最 高	最 低
西曆千九〇九年	二十四片八分の七	二十三片十六分の一
同 千九一〇年	二十四片四分の一	二十四片八分の一
二月	二十四片八分の一	二十三片十六分の五
三月	二十四片十六分の三	二十三片十六分の三
四月	二十四片十六分の十五	二十四片
五月	二十四片十六分の十五	二十四片八分の五
六月	二十四片四分の三	二十四片二分の一

四 本位の選擇

本位の選擇に付ては最深最厚の注意を要す、若し夫れ金本位及銀本位の得失の如きは世上既に定論あり復た之を論ずるを要せず、而して孤立本位の如きは固より大に戒めざる可らざるなり、即ち四隣の強大なる取引國は金本位を用るに其間

孤立本位

に介在する或一國が孤立して銀本位を保存し又は取引國は皆銀國なるに一國のみ孤立して金本位を用ふるが如きは其貿易雄大にして力能く四隣を壓するに足る者に非ざれば甚だ不可なり、英國が曾て四隣諸國の銀本位若くは兩本位なるに拘はらず獨り率先して金本位を採用せしが如きは外觀孤立本位の形状なきに非らずと雖も、英國は當時殆ど四海の貿易を壟斷せしを以て能く其成效を見るを得たり、是れ固より他國の企て及ぶ所に非ず、貨幣の本位は成べく比隣の取引國と同様なる者を選ばざれば市場を共通すること能はず、周圍の情況と相容れずして不便尠からず

抑々貨幣は價格の標準交換の媒助たり、共通を便とし隔絶を不便とするは論を俟たず、豈に人為を以て便を捨て不便を選ばん哉、孤立本位の不可なる知るべき耳時に人文發達の程度貴金屬產出の關係等一國獨特の情況ありて其利用を便とする場合なしとせざるも、普通の場合に於ては一般經濟事項は之を比隣の實況に鑑み、時勢に照應し、勞少くして效多き方法を選び以て國を富まし民を利するの道を講ぜざる可らず、明治三十年我國が金本位を採用したるが如きは外形に於ては孤

我國の貨
幣制度の
改正

立本位の觀なきに非ざるべしと雖も我外國貿易の取引先は重に金貨國にして又近年大に棉花の關係を生ぜし印度も既に金本位を採用したるを以て實際に於ては孤立本位を採用せしものに非ざるなり而して之が爲め従前爲替の變動より生ぜし所の不便は之を避くるを得たり又世運の大勢如何を見るに當時ニカラグツ運河開鑿の事は既に世評に登り、サイベリヤ鐵道の開通は將に目前に迫り比隣の情況は益々我國をして世界行動を爲すに便ならしむるものありて存せり加ふるに本位の變更は巨大の費用を要す、情迫り勢極まるに當り倏忽の間之が變更を爲すを得ず、事急なるに當り強て之を決行せんと欲せば勢ひ不利なる公債を起し累を後世に遺さざるを得ず故に時勢の變遷に鑑み風雲に乗じ事情緩裕なる時を選みて之を決行するは亦國家の長計を誤らざるものと云つべし、即ち我國は別に費用を要せず、債金回収と相待つて之を決行し、世界の氣勢を迎へ利害關係の最大なる國家の一問題を圓滿に解決したるは國家の幸福と云はざるを得ず、當時彼の所謂銀黨中多少の議論なきを免れざりしと雖も大鵬翅を展れば十洲を蓋ふ維邊の燕雀空しく啾々す何ん夫れぞ夫れ防げんや

銀價に就
き清國の
特色

今哉我國既に金貨本位を採用し歐米向きの貿易は爲替の變動より生ずる不便を避け時に不測の利益を獲得し、時に不測の損失を蒙むるが如き變動を見るなく平穩に貿易に従事することを得るに至り隨て其發達に多大の利益を得たりと雖も一得一失は天下の常にして銀貨國との關係は従前の如く圓滿なる能はず則ち従前は銀貨廉なれば我國の輸出を促し、高きに向へば之を阻滯するの勢ありしと雖も今や銀價廉なれば清國の輸出を促し、高きに向へば絹絲の如き清國との競争品の仕入を我國に求むるは理勢の然らしむる所にして亦往々市場の事實に顯出す、斯の如きの變動は大に留意すべきものにして輕々に看過すべきに非ざるなり而して清國領土の廣大なる其銀相場も亦一種異様なるものあり、抑々銀國に於ては其輸出期に方り銀價低廉なるべきは普通の理なるべしと雖も清國領土の廣大にして部局の利害相異なる未だ必しも然りと云ふを得ず時に或は輸出物仕入れの爲め開港場より内地生産地へ銀の仕送を要し、輸出期に於て銀價却て高きことなしとせず、臺灣銀行紙幣流通の普からざる今日に於ても臺灣に於ても同様の現象を見る、斯の如く清國の銀價は獨特の事情あり、加之倫敦紐育等の相場を以てし

事情錯綜殆ど其解決に苦むの場合なしとせず、方今銀價の變動は清國貿易上絹絲及製茶の如き競争品に關しては我國の大に留意すべき事實の一たり

第二目 跛本位

茲に又兩本位の變體にして跛本位と號くる者あり、其最も著名なるものは西曆千八百九十三年東印度に於て採用せられたる制度なりとす、蓋し該制度の目的は金銀の時價如何に拘はらず「ルービー」の價格を十六片と定め銀本位貨「ルービー」の重量は純分百六十五「グレイン」參和銅十五「グレイン」なり、の製造を政府の獨占と爲し其供給を左右し以て法定價格を維持せんと欲するにあり、斯の如きは固より人爲を以て自然を制せんと欲するものにして、事財政の救治より生じ事情の酌量すべきものなしと雖も一般經濟上決して圓滿の結果を見る能はざるは多辯を要せず而して當時印度内外貿易に異常の状態を呈せしは尙ほ世人の記憶に新たり、晚近銀價騰貴等の爲め纒かに人爲の比價を保つと雖ども、抑々跛本位獨逸も「ターレル」銀貨を無限に使用し跛本位たるを免れずと雖も新たに之を製造せず舊銀貨を用ゆるのみなれば印度と其趣を異にす而して四十三年一月より實施せら

れたる中央銀行更新法を以て事實上之を廢止せりたる其根底に於て無理の原素を含むを以て一弊去て一弊來り其止まる所を知らざるの觀あり、而して印度貨幣局に於て貿易の繁閑に應じ通貨の供給を調和するは固より容易の業に非ず、元來印度に於ては十二月より翌年三月までを金融繁忙の時季とし其時に當り國民新たに貨幣を得んと欲せば先づ金を貨幣局に致し之に對して紙幣を受取り之を以て銀貨と交換せざるを得ず、其盛時に際しては銀貨六千萬「ルービー」を要し、然らざるときは銀は却て貨幣局に向て逆流し凡そ四千萬「ルービー」の準備を以て足れりとす、三十六年の實況、其繁閑に應ずるが爲め注意を要する斯の如く、國民の通貨を得るが爲め要する所手數斯の如し、之を本位貨自由鑄造の國に於ける自然の屈伸と比して其便否固より同年の論に非ざるなり、夫れ理は情を絶し情は事に從ふ眞妄永く殊なり豈に已を得ん哉、然りと雖も是れ財政上已を得ざるに出るものにして所謂危縁に從ひ遠用するに過ぎず、抑々危細用異なりと雖も時勢の然らしむる所又之を順用と云つべき乎、印度の事情眞に察すべきものあり

今現行貨幣法施行前後の實況を見るに西曆千八百七十六年は貨幣流通高十一

億五千萬ルビーにして一ルビーは十四片半を價し同千八百九十六年は通貨
 缺乏し準備金より銀にて二千萬ルビーを支出せざるを得ざるの實況なりしに
 一ルビーは尙ほ十四片半を上らず翌年は少しく増加して十五片四分の一と成
 り同千八百九十八年に至り甫めて十六片に達せり而して西曆千八百九十六年乃
 至九十九年間に倫敦に在る金を準備とし二百五十萬ルビーの金札の發行を試
 み成績好良なりしを以て爾後ツランスウールの金産額豊富なるが爲め金の得易
 きに乘じ必要に應じ二千八百萬ルビーの金札を發行せり此間銀準備も漸次増
 加し國庫に一億五千萬ルビーを積む事を得たり然るに西曆千九百年及一等に
 於て收穫の爲め通貨の缺乏を告げ一億七千萬ルビーの銀貨を製造し纒かに逼
 迫を救ふを得たり翌年度は幸に平穩無事にして發行高一億千二百五十萬ルビー
 に止まり西曆千九百三年度は一億六千萬ルビーを要し其翌年は一億一千万
 に減じ而して西曆千九百六年には一億九千五百萬ルビーの巨額を要せり各年
 度に亘り需用の増減する斯の如し人爲を以て之が調和を圖る亦難ひ哉廉價の金
 屬に高價の法定價格を附するは賈造の因たるや論を俟たず是れ亦一不便を添ふ

「ルビー」
「貨」の
「製造」

るものと云はざるを得ず今試みに西曆千八百九十三年より近年に至るまでのル
 ビー銀貨賈造發見の實況を見るに左の如し眞理の存する所皎々として光りを
 日月と争ふ豈に誣ゆ可けん哉

第二表

西曆年次	「ルビー」半「ルビー」	四分ノ一「ルビー」	八分ノ一「ルビー」	銀價(1000)
一八九三	八三二〇	三五七	三三一	二四三
一八九四	一〇、一一二	四三六	四三八	一四八
一八九五	一〇、七五九	三五五	三八二	一八五
一八九六	一一、四三一	四一〇	三六八	二九二
一八九七	一五、三四三	五七八	五四八	二七〇
一八九八	二三、九六六	一、〇五六	一、五四七	一、五二九
一八九九	二七、二四〇	九六五	一、二七三	一、四〇二
一九〇〇	三〇、一九九	一、六九二	一、七八〇	二、〇九七
一九〇一	四三、一九三	二、一五四	二、三四五	一九二八

造幣價格
と市價と
の差

而して西曆千九百三年の調査に依るにキヤルキヤタ造幣局の發見に係る贋造貨は十萬箇に付き十六、五九アラバトに於ては十五、一五、ラホールに於ては十六、ボムベイに於ては十四、八七、マヅラスに於ては二十六、三二の割合にして尙ほ此調査は大に之を進むるの議あり、抑もルビー貨の正量は九百十六位の銀百八十、グレインにして其純分は百六十五、グレインなり、今一、オンスの本位銀の純分に四百四十四、グレインなるを以て之を以て、ルビー貨を製造するときは二、ルビー六九〇九を得べし而して一銀、ルビーの法定價格は十六片なるを以て右二、ルビー餘の片數は四十三片〇五四四なりとす、故に今本位銀一、オンスの市價二十七片なるときは一、オンスに付き造幣利益十六片〇五四四を生じ、二十五片なるときは十八片〇五四四を生ず、贋造の頻繁なる固より怪むに足らざるなり、由是觀之近時贋造貨の發見大に増加し銀の下落と共に其度を進むもの、如し印度當局者は其原因を調査の精密に歸すと雖も、本位の弱點は下落金屬貨の贋造を促すは疑を容れず、殊に東印度の如き國に於ては勢ひ警察力の普及を望む能はず而して其大家貴族の後室、後宮には一種の慣習ありて秘密行はれ易く、贋造小貨の増加は殊に

國情の斷
附を要す

注意もの前記の實況或は弱點の發展を示すものに非ざるなきを得ん哉、此弊にして増張せば有名なる東印度本位の維持亦甚しき困難に陥るなきを保せざるなり、抑々遁辭は其窮まる所あり、無理の窮策亦何ぞ其窮まる所なきを得んや、鑑みずんばある可らざるなり

銀貨供給
の困難

又西曆千九百四年より五年に亘り新たに銀貨の發行を要せし高一億三千九百四十九萬千四百八、ルビー、其他土人政府に供給せしもの百二十一萬五千六百八十二、ルビー、合計一億四千有餘萬、ルビーの巨額に達せり而して西曆千九百五年に於ける貨幣の需用は棉花、五穀其他の農産物輸出の爲め例年より六七週間早目に始まり一年の初週の終に於て其極度に達し非常の缺乏を感ぜり、是に於て一月には銀貨準備七千乃萬至七千五百萬、ルビーに減ぜり、政府は此危急を救はんが爲め大に銀貨の製造を努め二月の末に於て準備を一億七十五萬、ルビーに増加せり、當時機敏の働は眞に賞賛すべきものあるも、本位の運用亦骨折の極はみなり、越へて西曆千九百六年に至り銀貨の需要益々甚しく前年の製造高約一億六千萬、ルビーに對し約二億の巨額に達せり、而して近年製造最小額は西曆千九百

二年の約一億一千三百萬ルピーにして最高は同七年の約二億六七千萬ルピー
 となりとす年額の變化亦大なりと云つべし、而して西曆千九百五年度當年の四月
 より翌年の三月までの製造高は一億六千三百三十八萬餘ルピー、同六年度は約二
 億五十二萬ルピー、同七年度は約二億六千九十九萬ルピー、同八年度は約一億八
 千五百六十萬ルピー、同九年度は約四千四百萬ルピーに止まり、年々の製造高
 に著しきの差違あり而して銀の輸入高も必ずしも造幣高に伴はず即ち左の如し

第三表

西曆	ルピー
一九〇五年	一七六、九六一、九六九
同 一九〇六年	一六九、〇二〇、四一一
同 一九〇七年	二六〇、四六四、二九五
同 一九〇八年	二一五、三一八、五七〇
同 一九〇九年	一四三、三九九、三六七

跛本位維持の困難なる斯の如く印度政府は時に依り正反對の方策を採らざる
 を得ず即ち或時は「ルピー」銀貨の缺乏主として印度への支拂の爲め或時は其過

跛本位制
 の爲め政
 府の探る
 所の方策

利主として印度への支拂少き爲めを豫防する必要あり、又外國支拂の爲めには金
 を得るの方策を運さざるを得ざるなり、西曆千九百四五年及び同五六年に亘たり
 ては印度へ支拂の爲め「ルピー」貨の需用多大なるの徴ありしに由り印度政府は
 迅速に巨額の需用を充すの必要あるを慮り金本位準備の名を以て積立てある造
 幣益金(「ルピー」銀貨製造に由り銀の市場價格と造幣價格との間の差違)を以て六
 クロール(「クロール」は一千萬「ルピー」)即ち約四千萬圓の銀地金を購入し「ルピー
 」銀貨を製造し、殘餘の準備は之れを磅證券にて保有し外國支拂に充當すべき豫
 備を爲せり、元來印度の外國支拂は主として政府の爲す所に係り金の需用を豫知
 するは政府最も好地位に居る者なり、且つ印度は輸出超過國なるを以て跛本位維
 持方策の實施には他國になき所の便宜を得たる者と云ふを得べし、即ち印度に金
 の供給乏しと雖も輸出超過あるときは政府手形(カオンシル、ビル)を英國にて發行
 し金貨を得て之を外國支拂に當て徐ろに之が償還の方法を講じ以て金の流出を
 防ぐを得るなり、然れども多額の發行は他日に困難を醸るの結果を生ずるを以て
 成る丈は之を避け紙幣準備及金本位準備の兩基金より必要の高を支出し又は爲

替歩合を高めて金の流出を防ぎ又之が吸收策を講ずるは他國に違ふ所なし然れども歩合高きに失するときは商賈の爲め不便を生じ又多巨の基金支出は幣制の基礎を危ふするの虞あるを以て時に政府手形の發行を取てせるを得ざるは數の免れ能ざる所なり前記紙幣準備は金及ルービー部より成立し全部は倫敦に於て保有せられ印度藏相が必要に應じ其幾分を國庫の現金部へ移すときは印度に於ては其と同額を國庫より支出し紙幣準備のルービー部へ之を移し以て準備を補充す而して在倫敦紙幣準備の金の有高減少するときは金貨本位準備中の磅證券を賣却し之を補足し之と同時に印度にてルービー貨を國庫より支出し之を金貨本位準備へ拂込み以て準備を充足す是れ一方には準備補充の策にして又一方に於てはルービー貨吸收の策ともなるなり印度政府が内外相應じ金銀の需給を調和し跋本位を維持するの方策凡そ斯の如し又以て努めたりと云つべきなり

〔附言〕磅とルービーの割合は一と十五なりと雖も印度政府は此割合にて無限に金を支出するの義務を負担せず倫敦爲替には所謂最大週額(ウキークリー、マキシム)なる者ありて其額を制限し爲替歩合は普通一志三片二十九乃至三十二現送

點なり)なり、昨年三月以來キヤルキヤタホムベイ等にては此割合を保持せり(九月比まで)

印度跋本位の組織は概ね前陳の如く物其の物の性質として自然の調和を缺き一大困難物たるを免れず其目的は銀價下落より來る財政上の困難を避るにありて經濟上の不利を顧るに遑あらざるは印度政府自身も認る所にして西曆千八百九十三年大議論大躊躇後終に採用せられたるものなり果せる哉當初は經濟上に非常の動搖を來し大に物品の輸出を減じ銀價は却つて下落し採用の前々年までは「ルービー」一志四片七三三を保ちしに新制度實施を見込み銀の輸入を増加すると同時に死藏の銀塊一時に市場に出て前年に於て既に一志二片九八四に下落し當年一志二片五四六と成り翌年に至りては更に下落して一志一片一〇〇と成れり銀の輸入も採用前は自然に従ふ所の個人輸入其大部分を占め政府輸入は皆無の事多く稀れに微々たる高を見るに止まりしと雖も採用以後は全く其情況を變じ幣制維持上の必要より生ずる人爲の政府輸入大に増加し最近二ヶ年度即ち西曆千九百六年度及同七年度の實況に就て之を見るに前者に於ては政府輸入千

百五十四萬四千五百五十磅、人民輸入五百八十二萬百三十六磅、後者に於ては政府輸入六百廿九萬七千三百五十四磅、人民輸入八百四萬九千三百磅にして近年の實況概ね斯の如く進退増減毫も一定せず全く時の必要に依り政府其輸入を鹽梅するものにして其苦心の一端を窺ふに難からず、而して銀貨の鑄造高亦年に多大の増減ありて必らずしも銀の輸入と符合せず即ち前記兩年度に於ける鑄造高は、ルビー貨及補助貨前者に於て二億五千三百七十萬三千二百八十三、ルビー、後者に於て一億七千三百七萬百四十六、ルビーなりとす、其過不足は倫敦に於て國庫手形賣却の増減斟酌を以て之を調和せざるを得ず、即ち前記兩年度に於ける賣却高は前者に於ては三千三百四十三萬二千九百九十六磅、後者に於ては千五百三十萬七千六十一磅なり、年に著しき増減あるは當局縦横の精巧を示すものと云ふを得べきも其間の苦心察するに餘りあり、一朝需給の調和を過るときは其害實に測知す可らざるものあり、豈に寒心の至りならず哉、抑々印度は輸出超過國なるを以て諸般の事情能く之を爲すを許すも是れ能く他國の企て及ぶ所に非ざるなり、夫れ然り然りと雖も年柄に依り困難に陥ることなしとせず、其第一回は西曆千八百九十三年

年の秋にして新制採用の當初に於て非常の打撃を被むり世人をして其成功を危ましむるに至れり、即ち當年は前記の如く輸出減少し爲替は一月以來一志二片三七五となり多額の國庫手形を賣却すること能はず、下半年期に於て僅かに八百六十七萬、ルビーを賣却し得るに止まり不足は印度英貨手形を賣却して之に充當分するの已を得ざるに至れり、第二回は西曆千八百九十七年にして爲替率一志二片四五、一乃至一志三片三五、四にして國庫手形を賣ること能はず、十五週間引續き賣却は全く中止せられ饑饉及邊境不穩の爲め財政大に逼迫を告げ國庫手形の支拂に應ずる能はず、秋期に於て一週間に印度宛手形に九十萬、ルビーの超過を見平常は國外有價證券を購入するを通例とするに當時は印度宛手形一千萬、ルビーを一志四片にて買上げざるを得ざる事情となり經濟事情全く轉倒せり、第三回は西曆千九百七年秋期以降にして記憶尙ほ新たなり、當年は秋霖モンスーン少く輸出減少し輸入増加し一時は輸入の超過を見るに至り、爲替の不利なるに際し米國の恐慌起り四海の市場より該國へ金を吸集すること甚だ多く印度に於て終に金貨本位準備金より多額を拂出さるゝを得ざる窮狀を呈し西曆千九百六年度には

四百一萬四千四百二十五磅に達せし同準備金が減じて、同七年度には百十二萬七千磅と成るに至り、而して西曆千九百七年に於ては八月二十七日までは八百六十七萬四千九百八十磅の國庫手形を發行し得しに同八年八月二十五日までは僅かに六十八萬千九百九十六磅を發行し得しに止まれり、其増減の多大なる驚くに堪へたり、今便宜の爲め西曆千九百八年四月以降に於ける金貨本位準備金内容の變化を示せば左の如し

第四表

	四月一日の越高	八月末日實況
一金證券へ放資高	一四、〇一九、六七六	六、七八五、三六一
一印度に於ける金在高	三三三、〇〇〇	なし
一同上銀	四、〇〇〇、〇〇〇	一、四九九、〇八八
一國庫所有高	なし	一六三、四三七

以て其變更の且つ大なるを見るべくして其間當局の苦心鮮少に非ざる哉察するに餘りあり又西曆千九百九年八月三十一日の準備在高は左の如し

第五表

印度に於ける準備金	
銀貨	三七三、七七八〇二 ^{ラビ}
金貨及金塊	二八九、一六九
銀塊	七八六、九七〇
英貨公債	九九、九九九、九四六
英國に於ける準備金	
金貨及金塊	二二、五〇〇、〇〇〇
英貨公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇
準備金合計	五一七、三五四、一〇五

又西曆千九百十年一月末に於て印度政府が倫敦に於て有せし通貨準備は百五十萬磅にして在印度の金準備は五百二十五萬磅に達せり、而して今後は造幣益金銀「ルビー」製造より生ずる利益の全部は之を金の購買に使用し金準備の高を二千五百萬磅に達せしむべしとの説あり

第三目 本位の大小

次に論ずべきは本位金額の大小是なり、元來本位金額の大小は國に依りて大に
 差違あり、即ち英の磅(一磅は九百十六位にして正量七グラム九八八〇五、純分七、グ
 ラム三二二二三八)佛の法(九百位にして十法の正量三グラム一二五八、純分二、グラム
 九〇三二二)獨の馬(九百位にして十馬の正量三グラム九八二四七、純分三、グラム五
 八四二三)米の弗(九百位にして十弗の正量八グラム三五九〇九、純分七、グラム五二
 三)其他日本の圓清國の兩等數ふるに違あらず、是れ皆國富發達の程度又は歴史
 上の事情に依り定まるものにして敢て規矩標準の則るべきものあるに非ず、英の
 磅の如きは稍々大に過ぐるの憾なしとせず、佛の法の如きは無論小に失して不便
 なり、日本の圓、米國の弗等は大に過ぎず小に失せず所謂中庸を得たる者と云ふを
 得べし、即ち我國に於て一圓を懷にせば日常の需用を缺くの憂なく、米國に於ても
 一弗を所持すれば敢て饑渴の憂なし、元來本位と勘定の通稱及「コイン」即ち實貨と
 は之を一物體に兼帶せしむるを好しとす、我國の銀時代には一圓と云ふ實貨あり
 て一圓は即ち本位にして同時に勘定の通稱なりし、故に此の三者一圓銀貨が皆之

本位通稱
 及實貨の
 符合

を兼帶せり、然れども金本位採用の後は一圓の量目は品位九百位の金の二分二厘
 二毛二二餘なるを以て五圓金貨と雖も尙ほ小に過るの感なしとせず、十圓金貨は
 重量二匁二分二厘二毛二二餘なるを以て輕重其程度を得て流通に便なるを以て
 主として之を製造し、實際一圓の實貨を缺き前記三要領を一物體にて兼帶する者
 は成立せざることゝなれり、然りと雖も斯の如きは唯理論上の缺點に屬し實際に
 於て多大の不便あるに非ざるなり、徒らに條理を全ふせんと欲し實際流通に不便
 の貨幣を發行するが如きは固より不可なり、勘定の通稱と流通の實貨とは之を符
 合せしめざる可らず、兩者にして符合せざるときは往々不便を生ず、例へば我國に
 於ても今日尙ほ兩、貫百等の名稱を用ひ米國の田舎に於ては或は廿五仙の代りに
 「シムリング」と云ふ者ありて往々不便を感ず、我現制に於ては固より兩貫を代表
 する實貨なし、故に當事者の一方は兩は圓、貫は拾錢を意味するものとするも一方
 は故意に兩貫等の名義を用ひ其間の差違を貪らんとすることなきを保せず、數百
 年來の慣習人口に膾炙し今日尙ほ古稱を唱る者なしとせざるも斯の如きは固よ
 り不可なり、曾て天保錢時代に一貫を以つて車賃を約し下車するに當り天保錢十

枚を投じ一場の紛擾を惹起し終に車夫の失敗に歸し又家屋の賣買を兩にて定め困難を生ぜしの實例あり事小なるが如しと雖も徒らに不便を起すの必要なし亦一考の値なしとせず而して公私の取引上厘位毛位のある場合に於て厘毛を代表する所の實貨なきときは實際の不便と理論上の不都合を生ずることなしとせず佛國の「サンチーム」勘定其好例たり須らく鑑みるべきなり

第二節 補助貨

第一目 補助貨の通用制限

補助貨の通用制限及其供給の事亦多少の注意を要す抑々補助貨の通用制限は補助貨其者の素質上必ず之なきを得ず而して其高低の度合に就ては頗る論究すべきものあり則ち制限高きに失せん乎勢ひ補助貨流通の高を増加し本位貨幣使用の區域を侵し幣制の基礎をして薄弱ならしめ而かも日常の小取引に便ならず制限低きに失せん乎使用の範圍狹隘にして流通便なるを得ず補助貨の便利其大半を失ふ元來國富發達の程度は大に補助貨通用制限の設定に關係す即ち生計の

制限高きに失する弊

補助貨は國の富に依り其高に於て其低を異にする

程度高き國に於ては日常の取引と雖も其額大なるを以て補助貨を要すること比較的少く制限高きも充盈の患なしと雖も其度低き國に於ては小口取引頗る多くして補助貨の需用随つて高し故に其制限低からざれば盈溢の虞あり蓋し其需用多くして制限高ければ使用の範圍益々擴充して補助貨の流通本位貨幣使用の區域を侵すに至るべし果して然らば納税の爲め貯蓄拂込の爲め小口取引の爲め之を使用する者甚だ多く國庫銀行小賣店等に補助貨蟻集し國庫銀行等の如きは其支出に苦み小賣商は其元仕入に際し不便を感ずべし例へば制限額五圓なれば五圓以上の税金預金は本位を以て之を拂込むべしと雖も其高十圓なるときは補助貨を以て拂込む場合多かるべし又小賣店に於ても制限五圓なれば五圓以上の賣物は本位貨を以て其支拂を受くべしと雖も制限十圓なれば補助貨を以て支拂はるる場合多きは數の然らしむる所たり由是觀之補助貨流通制限の高低は國富發達の程度に鑑み之を定めざるを得ず英の四十志獨の廿馬米の五弗を以て通用制限高とするは頗る當を得たるに似たり我國の十圓佛國の五十法は一見高きに失するの感なきを得ざるなり

第二目 補助貨の實價減削の方法

補助貨の實價減削に就て二方法あり一は其量目を減じ一は其品位を落すもの
 是なり元來補助貨は價格の標準に非ずして單に交換の媒助たるに過ぎず故に其
 製方本位貨の如く精價なるを要せずして流通に便なるを以て主眼とす故に正比
 例を以て量目を減ずるときは十錢五錢の銀貨の如きは其形狀小に過ぎて取扱に
 便ならず且つ補助貨は流通迅速なるを以て磨損の度自ら強く其實價を減ずるは
 品位を以てするを便とす故に我國及歐洲大陸北米合衆國等に於ては本位貨幣は
 九百位なるに補助銀貨は之を八百位とし品位を以て補助貨の實價を減ず青銅貨
 白銅貨に至つては銀の補助貨と大に其趣を異にし其造幣價格と實價との間に著
 しき差違を存せざるを得ず斯の如く補助貨の品位若くは分量を減ずる所以のも
 のは其流通を便にせんとするにありと雖も其主とする所は補助貨の供給に過不
 足なからしめ以て日常小取引に不便を生ぜざらしむるにあり若し補助貨の造幣
 價格をして市場價格に近からしめん乎些少なる市場の騰貴は忽ち後者を前者の
 上に置き士民爭ふて補助貨を鑄潰し補助貨市場に跡を斷ち甚しき不便を來すべ
 かり

實價減削
 の二方法
 由に其理

し然りと雖も其差違過當ならん乎價造の弊是處に生ず察せずんばある可らざる
 なり

第三目 補助貨の方式

補助貨製造の事亦注意せざるを得ず若し夫れ造幣の「テキニク」即ち専門に屬す
 る事項の如きに至りては後ちに陳述する所あるべしと雖も茲に補助貨の「システ
 ム」即ち方式に就て一言せん抑々補助貨の方式に三あり

- 一 折半式(バイナルシステム)
- 二 十二進式(ツドシマルシステム)
- 三 十進式(デシマルシステム)

是なり折半式は本位例へば一圓を折半して五十錢を造り之を折半し二十五錢貨
 等を製造する等の如く折半を以て始終する者なり故に此方式に據り二十五錢を
 折半すれば忽ち不便なる分數を生じ小貨を造るに便ならず十二進式は三方式中
 分子を含むこと最も多く一、二、三、四、六は皆十二の含有する分子にして道理上數の
 撰擇に便利なるが如しと雖も市場に最も便利なる十及五の如き數を得ること能

はず、故に單に之に依るを得ず、十進式は一、二、五、十と云ふ如き便利なる數を得べく又二十、五十と云ふ數も此方式に適合し頗る實用に適すべしと雖も市場若し三、六、十二と云ふ如き數を喜ぶの實あらば十進式にては之を得る能はず、故に補助貨の方式を選ぶには一に拘泥するを得ず、須らく數方式を折衷し其長を採り短を捨てざる可らず、例へば第一に依り五十錢を造り第三に依り二十錢、十錢、五錢及一錢を造り、若し三、六及十二の如き數を便とすることあるときは第二に依り是等の數を選び以て市場流通の便宜を圖るべきなり

第四目 補助貨の供給

補助貨の流通をして其程度を得せしめ市場に過不足なからしめんと欲せば流通制限を定むると同時に深く其供給の方法に留意せざるを得ず、假令通用制限は其當を得るも供給に注意せずんば忽ち市場に盈缺を生じ非常の不便を惹起するの虞なしとせず、抑々補助貨は價格の標準に非ずして單に流通の便宜を目的とする交換の媒助たるに過ぎざる所の一種の代表貨幣にして其造幣價格と市場價格との間に差違あるを便とし、彼の本位貨幣の如く名稱と實價と同一なる者と年を

補助貨の供給を
し過不足なから
しむるの法

同ふして談ずべきに非ざるなり、故に本位貨の場合に於ては地金の所有者は何人と雖も之を造幣局に呈出し貨幣法及造幣規則に依り造幣の依頼をなすことを得べしと雖も、補助貨に至りては即ち然らず其造幣價格は遙かに市場價格の上にあり、若し夫れ之を自由鑄造に委ねん乎、何を以てか其過不足を斟酌し其充溢を防ぐを得ん、宜なる哉、各國皆補助貨の供給は之を國家の獨占とす、然りと雖も百般事物の繁多なる政府独自の觀察力のみにより、萬機を決すること能はず、天下諸般の機關を利用するの必要あり、是に於て乎政府は金庫は勿論大小の銀行、兩替屋、小賣店、飲食店、旅宿等の實況に注意し、且つ中央銀行をして常に其過不足を報告せしめ以て自己觀察力の足らざる所を補ひ先づ一箇年度を遠視して其大體を定め、年度進行中其製造を造幣局に訓令し臨機應變以て其宜きを制するを必要とす、方今諸文明國の採る所の方法概ね斯の如し又以て誤なきに庶幾からん乎

第五目 補助貨の貨面金額と物價との關係

補助貨の方式に就て取るべきの注意凡そ斯の如し今一步を進めて、デノミナシヨシ即ち其貨面金額が如何に物價に關係するやの問題に就て一言せん、此問題

は今日既に解決せられ補助貨の貨面金額の大小は絶へて其影響を卸賣相場に及ぼすなきも小賣相場には多少關係を生じ、世俗に所謂纏頭祝儀、心附等の如き者の上には大に影響すとは世人の熟知する所なり、故に經濟の大體に於ては殆ど之を問ふの必要なしと雖も、日常小前小口の取引に於ては留意すべきの一問題たり、元來卸賣は金額大にして輸贏を毫厘の間に争ふ所の苦勞人間に於ける取引の巨額なるを以て區々補助貨々面の金額の如きは其關する所に非ざるも小賣に至つては其情況既に異なり、坊間素人顧客が其懷中より貨幣を取出し之を物品と交換せんとする哉、先づ其懷中を測量し物品に向つて之が投否を決するは僅かに三五の數に於て之を左右し、懷中に二十錢貨あれば能く之を投ずるも、二十五錢貨あるときは之を投ずるに躊躇するは蓋し其常情たり、故に小賣商は品質若くは分量を以て事情を斟酌し容易に賣却代價を改めず亦人情に投ずるものと云ふべし、彼の祝儀、心附の如きは二十錢貨あつて二十五錢貨なきときは二十錢を以て事を充たし、二十錢貨なくして二十五錢貨あれば二十五錢となり其間頗る大差を生ず、畢竟補助貨の貨面金額の問題は日常小取引の爲め最も便利なる數額を選みて實貨一枚

若くは二枚を以て便利なる數例へば十錢貨一枚と五錢貨一枚とを合せて容易に十五錢の如き實地に最も起り易き數を造り、又其各一枚にて五錢十錢の如き最も多く流行する數に吻合せしむるを好しとす

第六目 小額紙幣の引揚並に一圓補助貨

茲に又本問題に就て一言すべき事あり、他なし一圓紙幣は既に漸次引揚らる、是れ世運の進歩に伴ふ當然の趨勢にして通貨の基礎を確實にする爲め必要の事項なり、英國の如きは五鎊以下の紙幣なく、佛國に於ては紙幣は五法、二十法、廿五法、五十法、百法、五百法、千法の七種なるも二十五法以下は新たに之を發行せず、實際の流通は百法札最も多く西曆千九百九年一月二十八日の總發行高約四十九億九千四百萬法中二十五億三千六百餘萬法を占め二十五法の引揚殘高は僅かに約三十萬餘法にして二十法は約百二十五萬法、五法は約六十八萬法を存せり、元來五法券の如きは戰爭中小貨拂底の爲め發行せられたる者にして今哉流通殆ど其痕跡を絶ち遙かに記念品として保存せらるゝ而已

獨逸は二十、五十、百及千馬の四種にして百馬最も多きを占め西曆千九百八年の

初に於ては總發行高約十八億八千六百萬馬中十二億六千六百餘萬馬に達し五十萬馬に止まれり而かも前年に比し前者は二倍以上後者は約五倍を増加せり是れ不景氣不信用の結果なりとす。北米合衆國の如きも西曆千九百一一年一法令を發布し一弗紙幣は總發行高最近の高は四億五千七百餘弗なり(の三分の一を限度とし實際は十弗最とも多く約二億弗に達し二十弗之に次ぎ其高約一億五千萬弗なりとす而して大銀行は五弗紙幣すらも尙ほ多くは之を發行せず其之を便とし發行するは地方の小銀行なりとす故に其制限總高の三分の一なり)を各行の發行高に比例せず國立銀行紙幣發行高全體に通じて其三分の一を發行するを得るものとす都鄙其需用に依り最も便利なる流通貨幣を得るを得策とするの説あり蓋し其要を得たりと云つべし而して卅八年十月末日に於ては五弗紙幣の流通高は總高の一割四分を占めたり

然れども之を貨幣實際の流通上より見るに一圓なる名稱及實貨は頗る便利なる者なれば一圓補助貨の製造は他日の問題となるや豫め之を期せざる可らず抑

々世界の大勢に通じ既に金貨本位を採用し通商貿易内外市場共通を以て國是とするが如き強國にして一圓の如き小額の紙幣を合法貨幣とし之を無限に通用せしめ而かも其發行を之を以て自己の利益とする銀行に一任するが如きは事物の關係其宜きを得たるものに非ざるなり須らく之を廢止し其間隙は一種の補助貨を以て補充し其供給は之を諸事公益より打算する所の國家に任せざる可らざるは多辯を要せず而して貨幣基礎の鞏固を計るが爲め更に進んで五圓十圓の紙幣と雖も漸次之を廢止し先進國の例に倣ひ紙幣は二十五圓以上の者に限るの時に至らば一圓補助貨は益々其便利を増加すべし世運の進歩に依り眞理遂行の範圍を擴張するは實に吾人をして快哉を呼はしむるに足るものあり我國に於て曩に紙幣の整理に際し十錢二十錢五十錢の紙幣を引揚ぐるに際し坊間是等小紙幣の便利を稱し其引揚を不可とする説頻々として起れり然るに兌換制度の確定するに及んで其説雲散霧消復た其跡を留めず明治三十年貨幣法の實施と共に一圓紙幣引揚の漸次決行せらるゝに際して復た其不可を唱ふる聲囂然として起れり爾來星霜を經る七八是等の諸説亦殆ど其跡を收めんとす今後五圓十圓紙幣の存廢

小紙幣の引揚に就き
我國の歴史

に付き復た多少の論なきを得ざるべきも大勢の向ふ所之に従ふ者は興り之に反する者は敗る是れ天下の通義たり、嗚々たる蚊蚋何ぞ鳳鳴を障けん哉然れども一躍英國の例に倣ひ五十圓以下の紙幣を全廢するが如きは事急劇に過ぎ却て困難を生ずべし、將に周圍の狀況を改善し進んで此域に入るを期せざる可らず

斯の如く一回補助貨の必要を生ずるときは其材料には如何なる金屬を用ふべきやは又豫め講究を要すべきの問題なり、銀は形量大に過ぎて不便なるべく白金は價貴く形狀小に過ぎて便ならず、アルミニウムは比重輕微にして酸化せず頗る携帯に便なり、然れども其品格色澤等高位の貨幣に適せざるの憾あり、元來一回補助貨製造の爲には大に金屬の撰擇に注意を要す殊に我國の如きは種々の氣象氣候を有し大氣の乾燥寒冷なること北海道の如きあり、濕潤溫暖なる臺灣の如きあり又氣候中和乾濕其宜きを得たる本洲の如きありて、補助貨の爲め全國各種の氣象氣候に適合し遺憾なき所の新金屬を得るは實に容易の業に非ざるなり、而して新金屬は概ね價格の動搖甚しく動もすれば市價と造幣價格との間に調和を失し流通上の不便を來すの虞あるを免れず、新金屬の撰擇には實に周到の注意を要す

一回補助貨の材料

〔アルミニウム〕も従前は價格大に變動せしと雖も方今は倫敦に相場立ちて大變動を見ること稀にして四十年の最高は一英斤二十一志四片最低十一志三片なり、然るに一回補助貨幣製造の問題は我國近き將來に於て吾人が將に解決すべき問題の一たり、若し其選を誤るときは累を後世に残し意外の不便を生ずることなきを保せず、豈に研究の必要なしとせんや、須らく學理の研究を積み實踐の經驗を經、遠く慮り深く鑑み而して後ち事を決するを可とす、世に巧遅拙速と云ふ事あり、其適用の當否は時と場所とに依り自ら區別ありと雖も、概して立法は巧遅を尊び行政は拙速を尊ぶの場合多しとす、貨幣法改正の如きは巧遅を尊ぶの一例と云ふを得べし、漫に成功に急にして累を後世に貽すは識者の採らざる所なり、然るに忽ち飛報あり、佛國既に十仙及五仙のアルミニウム貨を製造せりと他日見本の到着を待つて更に論ずる所あらんとす

第三節 複合法貨幣

本位及補助貨の事は粗々之を論究せり故に今一步を進て便利なる合法貨幣を

得んと欲せば如何に是等を組合すべきやに就て一言せん、抑々單獨合法貨幣法は一定の本位を設くと雖も別に之を補助して、流通の便を圖る者を設けず、故に日常の小取引に便なるを得ず、複合法貨幣法の發達を俟つて甫めて是等の不便を除くを得たり、抑々複合法貨幣法は先づ金の如き尊き金屬を以て本位とし、銀の如き本位金屬に對し少しく價格の低き金屬を選びて五十錢、二十錢、十錢の如き額面稍々大なる補助貨を造り、白銅の如き銀より劣りたる金屬を以て五錢、三錢の如き中間の補助貨を造り、一錢、二錢の如く價格低廉なる者は青銅の如き金屬を以て之を造り而して銀の補助貨は例へば十圓限り、白銅、青銅は一圓限りといふが如き其合法貨幣として通用すべき限度を定め、大取引には本位貨を用ひ、日常の小支拂には補助貨を使用し、大小相應じ以て流通の便を計るを目的とし、硬貨制度中最も發達したる者なり、我國は即ち此法を採り、歐米に於ても多く此法に據る、彼の羅甸同盟の如きも名義上兩本位を存すと雖も實際は本位銀貨の製造を停止し、兩本位制の下に複合法貨幣の制を實行し、立法に依らず圓滿に事を行政上に決し、以て國家の一大事を解決せり、老練の手段、嘆賞の至りに堪へず、上來述ぶる所のものを以

て之を觀れば硬貨制度の複合法制に依らざるや論を俟たざるなり

第四節 貨幣法の要素

第一目 公差

貨幣の純分及量目は法律を以て之を定むと雖も、學術技藝の進歩如何なる程度に達するも多數の貨幣中實際の純分量目と法定の純分正量との間に秋毫の差違なきを期する能はず、故に其間上下に細微なる差違の生ずるを恕するは蓋し當然の事に屬す、此差違は即ち貨幣法に所謂公差なり、公差の程度は重きに失して技術を以て故意に貨幣の品質量目を落し得るの度に下らず、又輕に過ぎて技術に應ぜず、多數の成貨公差以外に脱逸し不合格貨幣を過當に製出するに至らず、且つ其正量正分との差違、盜削、賸造、摘出等の幣を誘發するに足らざるの點にあり、今貨幣法第九條を見るに、純分の公差は金貨は一千分の一にして、銀貨幣は一千分の三にして、量目の公差は第十條に規定す、即ち左の如し

- 一 金貨二十圓は毎片八毛六四〇、グラム〇三二四〇、其千枚公差は八分三厘

純分及量
目公差

(三) グラム(一一二五〇)

二 金貨十圓は每片六毛〇五(〇グラム)〇二二六九、千枚公差は六分二厘(二グラム三二五〇〇)

三 金貨五圓は每片四毛四三(〇グラム)〇一六二〇、千枚公差は四分一厘(二グラム五三七五〇)とす

四 銀貨幣五十錢は每片二厘一毛六(〇グラム)〇八一〇、千枚毎に一匁二分八厘(四グラム)〇五、二十錢銀貨は每片一厘零毛八(〇グラム)四〇五、千枚毎に六分四厘(二グラム)四〇、十錢銀貨幣は每片一厘零毛四(〇グラム)〇三九、千枚公差は五分六厘(二グラム)一〇とす(三十九年法律第二十六號にて改正)

斯の如く量目の公差には每片公差と千枚公差即ち大數公差との區別あり、而して後者は比較的之を小にす、是れ他なし、多數の公差は每片の公差を平均して定むべきものにして之を積算して定むべきものに非ざればなり、而して實際の利害より之を論ずれば每片公差に比例して大數公差を定むるときは貨幣を秤量して取扱ふの便利は全く之を失ふに至るべし、故に千枚の公差は上下を平均して實貨一

大數公差

枚の量目に達せざるを必要とす、亦是れ貨幣品質を佳良ならしめ併せて其取扱を便利にするの一方法なり

第二目 最輕量目

貨幣行政中次に論ずべきは最輕量目の事はなり、抑々最輕量目は貨幣を純粹に保つる目的を以て設けたるものにして貨幣法第十一條に之を規定す、即ち該條は金貨の通用最輕量目を

二十圓金貨四匁四分二厘、正量四匁四分四厘(四毛四)

十圓金貨二匁二分一厘、正量二匁二分二厘(二毛二)

五圓金貨一匁一分〇厘五毛、正量一匁一分一厘(一毛一)

とし、其第十二條には

金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るものは、中略、其額面價格を以て無手数料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定し、兩條相待つて貨幣行政の効用を全ふす、最輕量目を定むる程度は低きに失して多數の貨幣を集め、其中より輕量の者を摘出して其引換を請求し、正量の者

最輕量目を定むるの程度

は之を鑄潰し若は輸出の用に供し以て利益を得るに至らず高きに失して貨幣は壽命甚だ短く屢改造の必要を生じ徒らに造幣費用を増加するの不利なからしむるの點にあり抑々僅少の利益の爲め多數の貨幣を集め輕量貨幣を摘出するは容易の業に非ず其金利と手數とを要する鮮少に非ざるなり故に正量と最輕量との間に是等の費用と時間とを償ふに足るの差違あるに非ずんば大弊を生ずるの虞なし然りと雖も茲に注意すべきは公差大なるときは一面に於ては貨幣の正量以上の公差近くにある者と公差以下最輕量目近くにある者との間に生ずる所の差違多く或は重量貨幣摘出の弊を生ずるなきを保せず他の一面に於ては正量以下の公差近くにある者と最輕量目との間大に迫り徒らに成貨の壽命を短縮するの患あり事物の關係其微少なること人意の表に出るものあり立法の注意周到なるを要するや論を竣たず

第三目 輕量貨幣の引揚

論述の順序今裁正に磨損貨幣の引揚に論及せざるを得ず請ふ少しく之を辯せん我貨幣法第十二條には

公差と最輕量目との關係

無手數料引揚

金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るもの及銀貨幣白銅貨幣又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの其他流用不便の貨幣は其額而價格を以て無手數料にて政府に於て之を引換ふべし

と規定す抑々硬貨は獨占の主義に基き國家が其發行の任に當る者なれば其引揚は須らく無手數料たるべしとは方今既に一定の説あり我國の法律亦之を認めしは實に至當の事なり然るに世上何物か議論なきを得んや無手數料引揚に就ても多少の論難を試むる者なきに非ず其論に曰く無手數料引揚は流汗盜刷等の惡弊を促すの憂あり宜しく相當の手數料を徴すべしと是れ固より取るに足らざるの説なり元來貨幣は流通物にして一般公衆が之を使用するの際各自少々宛皆之を磨損し同時に貨幣の流通より生ずる所の便益を受く然るに磨損貨幣改造の費用を最後の所有者而かも正直にして磨損貨幣を通過せしむるを敢てせず國家の爲め貨幣を純良に保たんと欲し之を造幣局に齎す者をして其費用を負担せしむるの理は天上天下に其所在を求るを得ず又磨損貨幣の使用者を求て之に按分して其改造の費用を負担せしめん乎是固より不可能の事に屬す而して實際に於ては

無手數料引揚に對する反對説

通貨の多
数が新正
にして保
量を保つ
に於ては
良幣は不
大に公衆
の注意を
惹く

貨幣の磨損は其使用者の掌皮の硬軟に依るものあり、今其硬軟に按分して改造の費用を負担せしめん乎、能ふ可んば是れ實に公平を得たるものと云つべし。夫れ數理は神に通じ造化の秘密を探り鬼神を驚かすの力あり、然りと雖も前陳の如きは其能く爲し能ふ所に非るなり、又輕量貨幣最後の所有者となるは細民に多くして富豪者に少きの事實あり、何となれば富豪は多數の貨幣中より輕量の者を選び之を細民に與ふを得べきも細民は直ちに之を知る能はず、之を受るの已を得ざる場合多ければなり、由是觀之輕量貨幣の引揚は國費を以て之を爲すは當然の事に屬し復た疑を容るゝの餘地を存せず、元來英國人士は頗る保守の氣質に富み長く造幣手数料を徴せしに終に其幣に堪へず、西曆千八百九十年に至り手数料を廢止せり、爾後輕量貨幣を以て有名なる英國貨幣の狀況頗る其面目を改め大に輕量貨幣流通の不便を減ずることを得たるは既に第三表に示したるが如し

又正量を保つ所の新鮮なる實貨の流通繁きときは輕量に落ち磨損を受けたる貨幣は大に公衆の注意を惹き其流通便なるを得ず彼の流汗其他不正の取扱を受けたる貨幣を流通せしむること困難となり隨て是等の惡弊を減少することを得

べし、之に反して磨損したる貨幣の流通盛なるときは不正貨の跋扈を獎勵す其狀恰も普通の人間の中に滿面の痘痕輕石の如き者一度顯出せば直ちに識別するを得べしと雖も種痘の術未だ普及せず痘痕普通なる時代には蟹甲、輕石的人面亦大に世人の注意を惹くに足らざるが如し、夫れ全體の美を保つは一部の醜を退くるにあり、豈に敢て疑はん、而して貨面の模様認識し難くして眞贋鑑別の道なく、私に極印を爲して國寶の様式を傷け、其他故意に毀傷したる者は即ち是れ不正品にして貨幣に非ず、國家は固より之を引換ふるの義務を有するなし、我貨幣法亦此主義を認め其第十三條に

貨幣にして模様の認識し難きもの又は私に極印を爲し其他故意に毀傷せりと認るものは貨幣たるの効用なきものとすと規定す、固より至當の事とす

第二章 造幣

第一節 造幣局

造幣局の組織

本位貨及補助貨に關する事項に就ては粗々之を陳述せり、依て今一步を進めて其供給の源泉たる造幣局の組織に就き一言せん、抑々造幣局は國の貧富、大小及貴金屬生産國、不生産國たる等に依り自ら其位地、組織、局量、を異にす、然りと雖も其大體は先づ便宜の地方を選びて本局を置き、其周圍に支局を置き、支局の周圍に精製分析所を置き、恰も郵便事業の一等郵便局、二等郵便局、三等郵便局に於けるが如く之を組織し、以て造幣事業を經營するを肝要とす、而して大國に於ては一本局の力を以て到底造幣事業を統督すること能はざるを以て必要に應じ、數箇の本局を開設し、各々其方面を定めて、經理の任に當らしむるを通例とす、即ち北米合衆國の如きは、フレドル、フ、ヤ、サンフランシスコ、其他數箇所に本局を置く

造幣局設置の地點

造幣局設置の地點は貴金屬生産國たるに然らざるとに依り其選を異にせざるを得ず、即ち貴金屬生産國に於ては本支局又は分析所は可成鑛山附近の商業中心若くは金融中心に設置するを便利とす、然れども貴金屬不生産國の場合に於ては金銀を得るは専ら外國貿易の手段に依らざるを得ざるを以て本支局又は分析所は之を主要なる開港場若くは其附近の商業金融の中心たるべき都會に設くるを

我國の現況

便利とす、然るに我國に於ては造幣本局は大阪に在り、元來我國は貴金屬生産國に非ず、近年少しく増加せしと雖も、金産出高は三十五年比までは凡そ年に三百萬圓にして、戰爭開始後は種々の獎勵を加へ、臺灣を込め三十八年度には約千二百三十萬圓銀は純一匁十五錢の換算なりとなれりと雖も、尙ほ微々たるものと云はざるを得ず、故に其供給は之を外國貿易に仰がざるを得ず、事實既に然り果して然らば大阪は造幣本局設置の場所として其選を得たるや疑なき能はず、抑々大阪は内國貿易の中心たるに耻ぢざるべきも、外國貿易に於ては遙に横濱、神戸に及ばず、而して事實上神戸は輸出港に非ず、大阪亦然りとす、之に反して横濱は輸出超過を以て其常勢とす、然らば即ち本局は東京若くは横濱に其設置を見るは學理上當然の事にして、事實上至當の事に屬し、毫も疑を容れず、聞く所に依れば造幣局創立の當時我當局者之を知らざるに非ず、大阪は既に内國貿易の中心なるを以て他日亦外國貿易の中心たるべきを豫期し、本局を大阪に置けりと、果して然りとせば、其慮哉、實に遠しと云つべし、只爾後今日に至るまでの外國貿易の實況豫期の如くならざるを遺憾とす、時勢の變遷は之は豫期すること難く、遠き將來に於ては先輩の豫期せ

し所或は正鵠を得るの時期あるべきも近き將來に於ては蓋し其豫期を全ふする能はざるべし。之を目下の情況に照らすに造幣本局が主要なる輸出港と、帝都とを離れて遠く大阪に在るは種々なる點に付て不便なしと云ひ難し、故に一部人士中に其移轉説の起りしこと一再に止まらず。蓋し本局移轉の如きは事頗る重大にして容易に之を實行するを得ざるべしと雖も、東京、横濱の間に強力なる支局設置の必要あるは多辭を要せず

臺灣の特色

又臺灣は土地離隔し殊に銀に關して一種の特色を有し、本洲と稍々其狀況を異にするを以つて島治の發達に伴ひ少くとも銀の取扱に任ずる所の支局を要するは理勢正に然らざるを得ざる所とす、是等は我造幣事業に就き皆未解決の問題に屬し尙ほ吾人の頭腦を煩すべきもの存りて存す慮らずんばある可らざるなり

造幣局の製造力

次に論ずべきは造幣局の局量即ち其造幣力は是なり、元來造幣局は一國硬貨の供給に任ずる者なるを以て其全局量は如何なる場合に於ても貨幣の供給に遺憾なからしむるを期せざる可らず、然りと雖も其規模過大にして有事の日に於ても其全力を用ゆるを要せず優に之に應ずるが如き設備を爲すに於ては所謂過ぎたる

造幣事業に就き夜業の困難

は猶ほ及ばざるが如く平日無用の經費を要し策の得たるものと云ふを得ず、故に貨幣の需用漸く加はるに際しては二三時間の労働時間の延長、給料の割増を以て之に應じ、需用最も急なるに至りては職工を二分して之を晝組夜組に分ち、所謂全局量を是に用ひ以て國家人民の需用に應ずるを得るを以て程度となすべきなり、斯の如き場合に於ては精巧勞力を要する工事の部分の如きは多少困難を感ずべしと雖も厚報を以て之を勵まし、重禮を以て之を待ち急に應ずるの道なしとせず、又造幣局は多量の貴金屬を取扱うを以て取締上夜業は其困難なきにあらずと雖も、方今科學の適用大に進歩し、點燈術等亦往日の比に非ず大に此困難を減ずることを得たり、我國の經驗にては明治二十七八年の戦争に次て貨幣制度の改正あり共、に造幣局を勞すること多く、一時は労働時間を一日十六時間とし、又三十七八年の役には最長十四時間の労働を課し殆ど全局量を使用せり、然れども當局の注意と職工の熟練勉勵とに依り毫も不都合なく是等の難關を經過することを得たり、由是觀之我造幣局の局量は方今の國方に對して先づ其當を得たるものとは云を得べし

第二節 造幣に要する専門的注意

第一目 贋造、偽造、變造及模造等の豫防

造幣局の組織、地點及其局量等に關しては粗々之を論完せり、故に今一步を進めて其製出する所の實貨に就ては如何なる注意を要すべきやの問題を學術及技術上より研究するは貨幣政策上眞に肝要の事に屬し留意すべきの點種々あり、請ふ少しく之を辯ぜん

贋造、偽造等の不正貨幣が市場に現出するときは貨幣の流通に甚だしき困難を與へ大小の取引爲に圓滑なるを得ず非常の不便を惹起す、故に防贋の術は極力之を講究せざるを得ず、今之を學術と經驗とに照すに固より其方法なきに非ず、即ち左の如し

一 實貨の性合を適當に堅ふする事

實貨の材料が鉛、錫の如く軟弱にして容易に押印を受る者なるときは簡易なる機械を以て容易に之を製造することを得べくして贋造を促すの憂あり、故に

實貨の性合は其製造に多少強力にして相當に複雑なる機械を要する程堅硬なるを要す、金銀と雖も品位の最優等なるを必要とせず、諸國の經驗によれば本位貨は九百位補助銀貨は八百位を適度とす、八百位以下なるときは空氣中の汚物を惹き數年を出でずして醜體を顯はし、國資たるの品位を保ち能はざるの虞あり、且つ其汚穢なる公衆衛生の上に不便なしとするを得ざるに至るべし

二 貨幣を鑄造するは最も不可なり必ず形打製造法を用ふるを要す

貨幣を鑄造するときは實貨を泥壘に印して鑄型を造り贋造を爲すこと甚だ容易なり、然れども形打製造は相當に有力なる機械を要するを以て贋造隨て容易なることを得ず

三 貨幣面の意匠に關する注意

此點に關しては二説あり、其一は苦勞人筋の論にして意匠は可成淡泊にして只一二の點に於て素人には容易に鑑別し難きも熟練家が見るときは一見直ちに之が眞贋を鑑別するを得べきものを好しとすと云ふにあり、其二は意匠は之を緻密にし贋造者に可成不便を與ふるを好しとすと云ふにあり、今兩者の得失

を考ふるに道理上前者の後者に優るは論を俟たず然りと雖も抑々貨幣は衆庶即ち素人中に流通する者にして其最後の鑑別に便なるより寧ろ流通の間識別に便にして世俗に所謂素人分りの好きを以て善しとす而して意匠中には馬齒を加ふるは防贋に著しき効力あり

四 局長と技師長との間に技術上二三の秘密を要す

是れ他に非ず精巧なる贋造貨ありて其の眞贋の鑑別に苦しむ場合に於て結局の鑑別の便に供するなり

五 各種實貨の意匠を異にする事

例へば我半錢銅貨と十錢銀貨とは意匠を同ふす故に其改描變造は實に容易にして往々其實例を見るの不幸あり若し兩貨にして全く其意匠を異にし其差違あること白銅貨と他の實貨との如くならしめば變造亦容易の業に非ざるなり

六 意匠は可成之を緻密にし偽造模造等を爲すに不便なるを要す

意匠の緻密を要するは贋造に就て論じたと粗々同様にして茲に之を再演

するの必要を見ず其實例は不幸にして我舊式白銅貨に於て之を見る蓋し該貨は意匠單純に過ぎ種々の偽造模造を顯出せり贋造亦然り偽造模造の原因は獨り意匠の單純なるのみに非ず造幣價格と市場價格との差違と閑居の小人多きと生計の度低きとに因るもの多し然れども意匠の如何亦關する所なしとせず新式白銅貨は意匠稍々密にして未だ偽造模造等の例を見ず是れ其發行以來日尙ほ淺きに因るべしと雖も意匠の密なる亦其一因たらざるを得ざるなり

第二目 盜削の豫防

一 盜削を防ぐには大形の貨幣を造らざるを好しとす

貨幣大形なるときは鑿を入れて削取を試み或は貨幣を二つに挽き割り其内容を取り去り他物を其空所に埋めて兩面を合せて外容を飾り或は一枚の實貨は表面より削り取り薄く其裏面を残し他の一枚は表面を残し裏面より削り取り他金屬を薄く残りたる表面裏面の間に挟み巧に之を合せて實貨に装ひ以て公衆を瞞着することあり米國の二十弗金貨は大に此類の惡計に備まされ之に懲りて大形貨幣の製造を停止し主として十弗金貨を製造し僅かに其弊を免る

ることを得たり。是れ大に鑑みるべき事にして我國に於ても二十圓貨の製造は大に此點を慮らざるを得ざるなり。殊に國民に閑日月多く居留外人に生計の度低き者多き國に於ては此點に就き一層深き注意を要す。

二 貴重なる貨幣には縁取(フチドリ)を施すを要す

貨幣の縁の周圍に何等の意匠を設けざるときは平等に之を刪取すとも其形狀を傷はず、特に同種の貨幣と比較せず單獨に之を瞥見するときは其刪取せられたる哉否哉を識別すること難く、大に通貨の信用を傷けることなきを保せず、故に或時代に於ては大に是に重を置き緻密なる縁取をなし或は護國安全天下太平或は天神國を護ると云ふが如き縁喜の文言を打込み、若くは打出したることあり、然れども斯の如きは徒らに造幣費を増加し實際に功なく方今は外縁に凹凸形を設るを以て足れりとす、蓋し周圍刪取の惡計を防禦するは之を以て足れりとすればなり。

硫酸刪取

茲に又硫酸刪取及流汗法と稱する惡弊あり、本目に因み此所に之を述るも敢て無用の業に非ざるを信ず。元來金は普通の酸類を以て之を溶解する能はずと雖も

銀は容易に之を溶解するを得るを以て奸猾の徒往々銀貨を酸類へ投入し世人の注意を惹くに至らざる程度を以て貨幣全面を化學的作用に依り一様に刪取することあり、是れ實に惡むべきの所爲なりと雖も、刪取者が周到の注意を以て之を爲すときは刪取の有無を鑑別するに苦しむの場合なしとせず、我國の如きは既に金貨本位を採用したるを以て政府は補助貨の供給に注意し其供給を過剰ならしめざるときは多數の補助銀貨を集めて斯の如き惡戲を爲すの便宜少かるべしと雖も、銀貨國に於ては頗る注意を要す、今極端なる一例を擧れば此手段を以て舊五十錢銀貨(正量二百八、グレイン)より四十八、グレイン餘を刪取したる實例あり。然りと雖も過ぎたるは猶ほ及ばざるが如く斯の如き極端の場合に於ては貨幣の意匠細にして確角ある部分は皆朦朧として辨ずる能はず、殊に數字の如きは著しく細微となり貨面荒て光澤を失ひ、全面鮮明を缺いて活氣なく、所謂死相を呈し一見之を識別するに難からず、去れど光澤の如きは紅柄に炭酸曹達を混交して貨面を磨くときは大に之を恢復す、而して實際市場の受授に於て釣錢を受取る等の場合には眞贋、刪取の有無等を檢すること甚だ稀にして直に之を財布に投ずるを通例とす。

るを以て被刳取貨幣は之を受取る當時に於ては多く之を覺知せず後日之を發見し悔ゆること少なからず注意すべき事なり

又貨幣の封袋の封緘に注意せず緘封緩きに失するときは袋を左右上下へ幾度となく廻旋して袋中の貨幣を摩擦して以て其屑粉を袋に塗抹し後ち其袋を燒て金銀を盜取することあり之を流汗法と稱し實に甚しき惡戯なりとす其防禦は古來正當なる貨幣取扱人の苦む所にして封緘の巧拙に依て大に其弊習を増減す封緘は固に失せず緩に失せず袋中の貨幣が互に甚しく觸れ合はず又封袋の地質と内容の貨幣とが強く擦り合はぬ様に注意するを要す其程度は一大熟練を要し容易ならざる關係を有す

第三目 正當なる磨損の豫防

貨幣の磨損は意外に多く英國に於ては普通貨幣の壽命は十八年なりと云ふ故に造幣術上磨損を防ぐは頗る肝要のことに屬す請ふ少しく之が豫防の方法を述べん

一 金屬の性合を選ぶ事

方今文明國の多數は本位貨の品位を九百位とし補助銀貨の品位は概ね之を八百位と爲す蓋し實驗上其程度を得たるものとす

二 貨幣の形狀は之を圓形とし意匠は平形式と爲すべし

然らずんば他物と觸接し磨損壞缺の機會を多くす注意すべきことなり

三 貨幣の縁を貨面の意匠より少しく高くすることを要す

是れ他なし他物と可成全面の觸接を避け縁を以て他物に觸れしめ以て全面の磨損を防ぐにあり

四 貨幣の容積及形狀の過小ならざるを要す

凡そ貨幣は其價額愈々小なれば其流通愈々頻繁なるは多辯を要せず而して物の積面は其容積と同率の比例を以て増加せず容積大なれば比較的他物と接觸する所の表面少し故に貨幣大なれば隨て磨損の憂少なし然れども貨幣愈々大なれば盜刳の患愈々加はる故に實地に於ては兩々相對して利害を斟酌して終局の美果を收めざる可からざるなり

貨幣磨損の損害に就ては其幸なる乎不幸なる乎は暫く之を論外とし我國は未

英國に於ける磨損貨幣の状況

だ十分の經驗を有せず故に之を論ずる者甚だ少しと雖も英國の如きは大に其の弊を受け其の不便を感ずること尠しとせず元來英國人士は保守の質に富みジエホスン氏等の如き先輩諸氏の極論せしに拘はらず永く造幣手数料を存せり然れども磨損貨幣の流通年に増加し終に其弊に堪へず西曆千八百九十年を以て斷然之を廢止せり今其廢止の前後を對照し流通高に對する磨損貨幣の百分比例を見るに左の如き實況を呈す以て手数料廢止の効力空からざるを證するに餘あり

第六表

西曆千八百八十八年

同 千八百九十五年

	一磅貨	半磅貨	一磅貨	半磅貨
倫敦	三九五八	六三六二	五七四	八八六
倫敦外英倫	四七二二	七二八三	一二二五	一五八七
蘇格蘭	四三二三	五一三四	一五七七	二七四七
愛蘭	四一六四	七二七六	二一七一	四七〇一

改良の結果倫敦に多く地方に少きは自然の勢なりと云ふべし而して愛蘭に不良半磅貨の残ること多きは社會の狀況に因り流通貨幣の需用に自然の差違ある

英國の同

を證するものと云ふべし

英國の外佛國も亦磨損貨幣流通の弊なしとせず今佛國の大家ポリュー氏の説に據るに佛を十法貨にして市場に流通する者は概ね磨損して爲替上英貨に對して不利の點にあり然れども二十法貨は正量を保ち毫も不便なしと云ふ以て小額貨幣の磨損多きを證するに足れり

第四目 造幣費の節約

是に要する注意は左の如し

- 一 盜削防禦の要件は抵觸せざる限度に於て高價の貨幣を發行する事
是れ實に見易きの數にして五圓貨二枚を造るは之を十圓貨一枚を造るに比して費用多きは論を俟たず
- 二 磨損の憂甚しからざる限度に於て性合の堅硬に失せざるを要す
是れ亦見易き事實にして性合堅硬に失するときは徒らに強力の機械を要し型面の磨損多く彫刻磨損及取替等の爲め無益の費用と時間とを要す
- 三 大なる意匠を表裏に向合せざる事

是は特に患ふべき程の大事項に非ずと雖も貨幣薄き場合に於て表裏より強力
の機械を以て壓搾するときは貨面之に堪へず損傷を生じ所謂出来損貨を出
すの虞あり我が半銭銅貨には少しく此缺點ありて往々出来損貨を見ることあ
るは偶然に非ざるなり

四 公差をして高きに失せざらしむる事

公差の制は造幣の便宜を圖ると同時に貨幣を純良ならしむるを目的とする
ものなりと雖も純分量目共に其公差が技術に應ぜざる程の高度に在るときは
貨幣の製造甚だ困難にして出来損貨を出すこと多きは數の免れざる所なり故
に高低其程度を得るを要す

第五目 他の貨幣の性分と同種の金屬を以て其量目が

貨面價格に對し不相當の比例を有する貨幣を
製造するの不可

是は方今に於ては大害を醸すが如き例を見ずと雖も鑄造時代に於ては大弊害
を惹起したる例一再に止まらず例へば當百、當十若くは當五と稱して其一箇の量

不比例な
る當百、
當十、當
五錢等を
造るは不
可なり

目一文錢の百箇、十箇五箇に相當せざる百文錢、十文錢又は五文錢を造りたる爲め
一文錢を鑄造して當百等を造りたる例少しとせず我天保錢、清國の當百錢、韓國の
當五錢の如きは其最も顯著なる者なり、方今防賈の術稍々備はると雖も利益のあ
る所は法網如何に密なるも尙ほ之を逸するの虞あり、又國法に虧缺を設け犯罪を
誘ふが如きは立法の最も不可となる所なり、試に之を例せんに十錢銀貨は品位八
百位にして量目七分一厘八毛八除なりとす、故に其五倍なる五十錢銀貨は須らく
同品位にして量目亦五倍即ち三匁五分九厘四毛餘たるべきに其量目之に達せず
二匁五分に止まらば十錢を鑄造して五十錢の密造を促すは寧ろ當然の結果と云
ふを得べし、而して世人の五十錢に對するの嗜好亦或は爲に妨げらるゝことなし
とせず、補助貨の場合に於ては技術の便宜上或は毫厘の差なきを保せずと雖も其
差違造幣價格の低き者を鑄造して其高きものを製造し利益あるが如き點に至る
は甚だ不可なり

第六目 貨幣の大小輕重は各種毎に之を異にするを要す

上來論ずるもの、外尙ほ造幣事項に付き注意すべきは各種貨幣の大小輕重是

なり其間相等しきものあらん乎低價の者を駢列し其の兩端に二三の高價なるものを置き所謂餽入り封貨を造るの弊を生ずるの虞なしとせず世上奸猾の徒なきを得ず苟くも乗ずべきの間隙あれば忽然として顯はれ其曲を敢てす立法の根底に於て大に留意する所なかる可らず然るに貨幣は素と國寶の一種たるを以て其の大小輕量を定むるに美術上亦た鑑みる所なかる可らず而して其取扱の便否亦た慮らざるを得ざるなり貨幣行政の事固より容易の業に非るなり

第三節 造幣大試験

貨幣を純良ならしむるは一國の名譽にして其信用上に多大の關係を有す故に國家は貨幣の發行前にありては最も精密に其製造に注意し發行後にありては最輕量目及輕量貨幣の引揚に注意し用意周到遺憾なきが如しと雖も尙ほ之に加ふるに造幣大試験を以てし大に貨幣の正確を期す造幣大試験は毎年一回之を執行し之が爲め造幣局に於て其製貨中より例へば千枚に付一枚造幣依頼者には他の貨幣を以て填充すを控除し之を供試貨幣と稱し製造の日別に區別し封緘して之

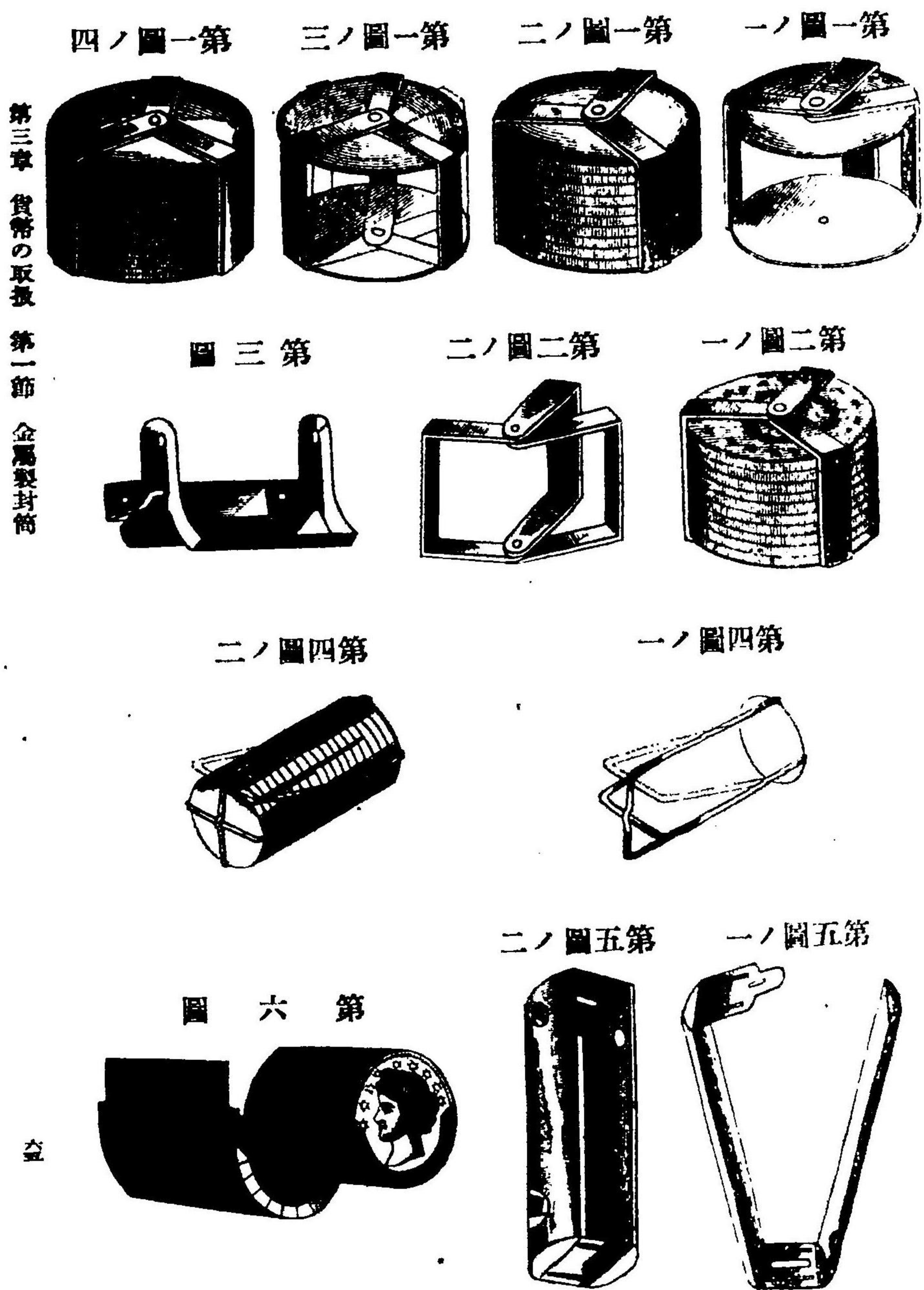
を保存す主務大臣若くは其代理者は毎年造幣局に臨み其純分及量目を試験し仔細に其合法たる哉否哉を監視す是れ文明國の恒例にして我貨幣行政亦重きを之に置く其用意實に周到なりと云ふべきなり

第三章 貨幣の取扱

第一節 金屬製封筒

貨幣の封包に餽入れの弊あるは前陳の如く又紙片を以て一々封裝するの勞を避んが爲め外面より内容を容易に見るを得べき金屬製の貨幣封筒を發明し英米等に於ては普通之を使用す英語にて之をコインラッパと稱し種々の様式あり余輩の考案に依れば第一圖の一の如く上下に丸き輪貨面檢視の便に供する爲め輪に透を切るも便なるべしを置き之を小さき三個の金片を以て支へ其は一片上下の輪に附着して動かす他の二片は輪の真中に裝置しある蝶番を以て之を廻旋し豎に封筒を開閉することを得るものとし又は第一圖の三の如く二個の金片を上

下の輪に附着せしめ、其一箇を右左へ動かすものとせば可ならん、而して上下の輪の大小は其封包すべき各種貨幣の大小に應じ、金片の長短は貨幣の枚數に合せて之を製造し例へば百圓入五十圓入若くは五十錢入一回入と云ふが如く其大小長短を定め右の蝶番にて第一の場合に於ては二個の金片を左右へ開き各種の貨幣を數へずして筒中に投入し其充實するを待つて二箇の金片を鎖せば第一圖の二の如き形を示すべし、第二の場合に於ては一箇の金片を左又は右に開き貨幣を挿入し之を相當の地位に引戻すときは第一圖の四の如き形を示すべし、斯の如くなるときは封筒の内容は明かに之を見ることが得べくして筒入りを受授するの虞なし、又三圖の金片は上下に通居るを以て封貨を机上に投轉するも實貨が直接に他物に接觸することなく磨損を防ぐの一方法となり併せて計數を検するの勞なく受授に際し手數を省くこと鮮少に非ず、是等のコイン、ラツパは非常に便利なる者にして造幣局、國庫銀行、兩替屋等は之を使用するを便とす而して此等封筒も豫め其量目を一定して製造し其風袋量を定め封筒の儘貨幣を秤量することを得るを必要とす、又民間若くは銀行等にて不用となりたる封筒は造幣局にて少々の



第三章 貨幣の取扱 第一節 金屬製封筒

割引にて買上るの方法を設けば更に便利なるべし、第二圖以下は現に米國に於て使用せられ居る者にして其中第二圖を以て最も精巧なる者とす、然れども上下の輪なきを以て内容貨幣の縁が封筒全體の重量の爲め他物に強く接觸し磨損の憂あり、故に高價なる貨幣を封するに妙ならず、第三、第四圖の如きは二十錢、十錢又は銅貨の如き低價の貨幣を封するに適すと雖も高價の貨幣の場合には此式は面白からず、又輓近米國には第六圖の如き者行はる今少しく改良を加へ外皮に透を縦横に施せば大に實用に適すべし

第二節 貨幣計數の方法

茲に陳述したる「コイン、ラッパ」即ち金屬製貨幣封筒の使用盛なるに至れば貨幣の計數上少なからざる便宜を得べしと雖も、今日に於ては未だ其便なく、大數の貨幣を數ふるは頗る手数を要し熟練を得るに非ずんば正確を期すること頗る難し、故に貨幣の計數に就ては簡便にして確實なる方法を撰擇するの必要あり、貨幣を計るには昔より銀行兩替屋及商賣の間に使用せらるる「升」と稱する者あり、是は取

升は鑑定
にも使な

秤量法

柄の付きたる淺き箱の面に貨幣の形狀の大小に適合する例へば五十箇若くは百箇の目を盛りたる者にして之に貨幣を盛り込みて其目數に依て貨幣を勘定す、是れ只に計數に便利なるのみならず貨幣の眞贋鑑定の爲め甚だ便なり、其次は秤量法にして例へば五十圓若くは百圓の如く便利なる數を選び之に應ずる衡を造り秤量器の一方の皿に之を置き他の一方の皿へは貨幣を數へず單に之を投入して秤量するものなり、次に重複計數皿量法と稱し初め百圓若くは五十圓と云ふ如き便利なる數を選び之を秤量器の一方の皿に盛り他の一方の皿へは數へずに貨幣を投入して之を秤量し其秤量したる貨幣を一方の皿に移し他の一方の皿を空にし、之に數へずして貨幣を投入して秤量し又之を一方の皿へ移し其空になりたる皿へ數へずして貨幣を投入して秤量し幾度となく之を繰返へし其度毎に既知數の倍數を秤量しつゝ進行する方法なり、是は大數を計るに最も簡便にして最も迅速なる方法なり、然るに前記の諸方法は升又は秤量器の援助に依らざるを得ず若し是等の設備なきときは之に依る能はざるを以て貨幣を十枚若くは二十枚積重ね其左右へ順次數へずと同じ高さに貨幣を積み上げ其積み上げたる者を數へて

第一編 第二卷 要旨

以て貨幣の總數を知るを便とす

六

第一編 第一卷 終

訂正
增補
第二十
版

財 政 と 金 融

坤

第 一 編 第 二 卷 軟 貨

第二卷 軟貨

第一章 兌換券

第一節 制限屈伸法

第一目 總論

衆角滿野不如一麟紙幣發行の方法種々ありと雖も其最良なる者をイラストク
リミット即ち制限屈伸法とす蓋し制限屈伸法とは或る高までは確實なる商業手
形又は公債證書の如き確實なる證書を準備として紙幣を發行し其れ以上は正貨
又は貴金屬地金を準備とし紙幣を發行し市場の恐慌若くは非常の國難に際會し
信用地に墜ち大に貨幣の需用を増加したるときは證券準備の制限を超過して紙
幣を發行することを許し其超過發行の高に對しては相當の租税を課して増發を
防ぐの方法なり是れ市場恐慌の勢を呈し信用地に墜ち貨幣の需用増加したると
きは利子歩合上騰するを以て超過發行高に對し多少の租税を拂ふも尙ほ發行者

の法律自然
の屈伸力

制限外發行の手續は最末に於て可らずに

に利益ありと雖も市場鎮靜し利率平常に歸するときは負擔する所の租稅率と銀行の利率との間に差違消滅し發行の費用と手數とは發行者の損失となるに由り發行者自ら超過發行を引揚て平日の發行高に復するを期するものにして所謂神駿は鞭影を勞せざるものと云つべきなり畢竟此法に制限屈伸の名あるも存して此點に在り實に是れ天下の至法字内の珍寶なり窮劫の思議と雖も豈に敢て之に過ぎん哉、驀然超越盡界無双の域に入る然りと雖も其所謂制限外發行なる者は應急最後の手段にして之が使用を苟もす可らざるは論を俟たず夫れ千斤の弩は鼯鼠の爲に機を發せず萬斛の鐘は莖樟の爲に音を出さず然るに世人往々之を輕視す蓋し誤れり證券準備にて發行する部分を我國に於ては俗に保證準備發行と云ふ元來此方法は獨逸が西曆千八百七十五年貨幣法及銀行法を定むるに當り規定したるものにして我國は明治二十一年此方法を採用せり爾來時に運用の妙を缺くの憾なきに非ずと雖も大體に於て其効力の偉大なる實に争ふ可らざるものあり殊に前後兩戰役中の如きは其効最も顯著なるを認めたり

第二目 彼我の差違

今一步を進めて日獨兩國の制度を比較するに大體の主義に於て違ふことなきも彼に於ては正貨準備は

日獨の正貨準備

- 一 獨逸流通正貨
- 二 帝國發行紙幣即ちライヒキヤスセンスシャインと稱する者にして五馬、二十馬、五十馬の紙幣なり發行制限高は一億二千九百萬馬にして合法貨幣に非ず現發行高は常に殆ど制限高に達す而して其高は獨逸帝國の國債高中に算入しあらずと雖も事實は其一部分なり
- 三 中央銀行外の發行銀行の紙幣
- 四 一獨逸斤(五百グラム)に付き千三百九十二馬の割合を以て勘定したる金地金及外國金貨

にして頗る複雑し其高は流通紙幣三分の一を降るを許さず尙ほ發行比例法の遺風を存す之を彼我の國情に照すときは多少恕すべきものなきに非ずと雖も固より我制度の單純なるに若かざるなり而して制限外發行に對する稅率の如きも彼にありては法律を以て一定不動に之を五分と定むるも我にありては五分に降ら

我國の特
色

外國手形
に關し
我が國
の差違

坤 第一編 第二卷 軟貨

三

ざると規定し以て逼迫の度合に應じて一層適實に増發を防ぎ得るを期す是れ眞に百尺竿頭一步を進むるものにして現に其歩合の五分以上なりしこと一再に止らず又歐洲諸國に於て中央銀行が所有する内外手形類にして正貨に替はるべき者は正貨有高の中に勘定する例ありと雖も我國に於ては正貨の通用甚だ稀にして手形が正貨にて支拂はるゝことなく而して發行機關は唯一にして手形類が他行の紙幣を以て支拂はるゝことなきを以て手形を正貨の有高に組込むは其當を得ず且つ外國手形の如きは結局金銀に替はるべきも我國は歐洲各國の如く支拂市場に接近せず之を支拂國に送り送金を受け正貨が銀行の庫中に入るまでには數箇月を要するを以て之を正貨有高に組込むは國情の許さざる所なり

第二節 一部準備法及準備比例法

第一目 一部準備法の不便

制限屈伸法の妙用は前項に於て述べし所の如し然れども英國は尙ほ一部準備法を保持し紙幣流通高の屈伸は正貨準備の多少に由るのみにして證券準備發行

の法定高は一定して市場の情況に應じ屈伸するの餘地を付せず故に外國に對する一時の支拂貸付金送附等の爲め正貨の引出に遭遇するときは其不便固より準備比例法の如く甚しからずと雖も流通貨幣に減少を來し證券準備の發行を増加して之を補ふこと能はず已むを得ず西曆千八百四十七年同千八百五十七年同千八百六十六年の如く行政上の責任を以て銀行法を一時停止して制限外發行を許すの窮策を採らざるを得ざるの窮狀に陥ることなしとせず元來一國の法律は一定の法式を以て之を議定し之を發布し而して行政部は其執行の任に當るは當然のことに屬す然るに如何に事態逼迫せりと云ふと雖も行政部の專斷を以て法律を停止するは千萬已むを得ざるものあるや疑を容れず古來法を重ずるを以て最も有名なる英國人民にして尙且つ忍んで之を爲すは實に根本に於て法律に一大缺點の存するあるを證するに餘りあり若し夫れ貨幣銀行の法にして停止するを得べくんば刑法之を中止するを得べく訴訟法尙ほ或は之を停止するを得べし天下豈に斯の如きの怪事あらん哉然りと雖も道修らずんば法保ち難く法制の不備なる結果時に或は行政廳をして此窮局に陥らしむ抑々立法の事たる國家永遠の

害に係り其關する所至大至廣、寸毫の過り實に千里の差違を生ず、千思萬考之を忽にすること能はざるは論を俟たず豈に鑑みざる可ん哉

第二目 準備比例法と制限屈伸法との比較

又準備比例法の如きは之を制限屈伸法に比して實に階段二級を降り其得失固より同年の論に非ざるなり夫れ市場は活物にして死物に非ず、之を制するに活法を用ゐざるを得ざるや論を俟たず、然るに紙幣の準備は之を三分の一にして可なり、四分の一亦能く之を支ふることを得べしと云ふが如きは是れ靜を以て動を制し死數を以て活用を律するものなり、余の寡聞なる孔明以來未だ死者の生者を走らせしを聞かざるなり、抑々斯の如きは其根底に於て既に誤る處あり焉、其終を全うするを得んや、今一例を設け、甲乙兩國を比較對照し、甲は伸屈制限法を採り、乙は三分一準備比例法を採るとし、其優劣便否を見るに其差違左の如し

甲 國	一 正貨準備	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一 正貨準備	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	二 證券準備	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇		

三 發行紙幣 三〇〇,〇〇〇,〇〇〇 二 發行紙幣 三〇〇,〇〇〇,〇〇〇

斯の如く平穩無事なる時は兩國に於て兩制の間敢て差違あることなしと雖も一朝事あり、例へば外國支拂等の爲め一千万圓の正貨引出さるときは忽ち左の如き差違を生ず

甲 國	一 正貨準備	九〇,〇〇〇,〇〇〇	一 正貨準備	九〇,〇〇〇,〇〇〇
	二 證券準備	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇		
	三 發行紙幣	二九〇,〇〇〇,〇〇〇	二 發行紙幣	二七〇,〇〇〇,〇〇〇

更に一千万圓の引出に遭遇せば左の如き差違を生ず

甲 國	一 正貨準備	八〇,〇〇〇,〇〇〇	一 正貨準備	八〇,〇〇〇,〇〇〇
	二 證券準備	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇		
	三 發行紙幣	二八〇,〇〇〇,〇〇〇	二 發行紙幣	二四〇,〇〇〇,〇〇〇

斯の如くにして進行せば甲國に於ては發行高の減少は正貨の減少高に止まる

べしと雖も、乙國に於ては流通高の減少は引出高の三倍に達するを以て市場に劇變を生じ恐慌の誘發するの虞なしとせず、此の如き窮極に達するも乙國に於ては尙ほ發行高三分の一の正貨準備を保たざるを得ず。然れども甲國に於ては囊底を叩て引出の請求に應じ、市場を調和し、事急にして恐慌を來すの虞あるときは最後の手段に出て制限外發行をなし以て市情鎮定の功を奏することを得べし、準備比例法の如きは固より此の如き機宜の方策を施すの餘地を存せず、其便否豈に同年の談ならん哉故に準備比例法の張本たる佛國の如きも實驗上其不可なるを察し、輒近に至り市場の情況如何に依りては法定の比例を超過して紙幣を發行するも差支なしとし事實上古來有名なる準備比例法を廢止せり、然れども其發行額は尙ほ之を制限し其總額は西曆千八百九十七年十一月十日の法律第十三條を以て五十億法と定めしと雖も世運の進歩は法定額を以て其張弛屈伸に應ずる能はず、西曆千九百五年更に之を増加し總額を五十八億法と爲せり

第三目 露國の兌換制度

又西曆千八百九十七年發布の露國貨幣法に據れば紙幣發行高六億留までは其

露國兌換
制度の
變り易き
點

正貨準備は半額を降らざるを以て足れりとするも其以上の發行には同額の正貨準備を要するものとす、然るに西曆千九百五年十二月廿七日の紙幣流通高は約一億四千六百十四萬億にして之に對する正貨準備の法定額は八億四千八百十四萬留たらざるを得ずと雖も同日の準備金現在高は八億千九百九十萬留にして法定額に對し既に二千八百二十四萬留の缺額を生ぜり、爾後發行高増加し最近(卅九年一月三十日)の報告に據れば十一億八千五百餘萬留となり、準備は減じて七億千七百餘萬留となり缺額約一億六千八百餘萬留となれり、七億乃至八億の準備金敢て少額に非ずと雖も準備比例法若くは其類似法の維持に困難なる知るべき而已

第三節 自由發行法

第一目 自由發行法は實際に適せず

右の外自由發行法と稱する一法あり、元來此方法たる理に於て缺る所なきを以て單に机上の議論に基き純理を喜ぶ初心の徒の歡迎する所と爲るの虞なしとせず、請ふ其得失に就て一言せん、抑々此方法は曾て英國のリカード等が頻りに唱道

したる所のものにして其大要は紙幣發行は單に兌換制度を保持するを以て足れり發行銀行發行額正貨準備證券準備等の事は法律の規定を要せず單に之を發行者の自由に放任すべしと云ふにあり是れ彼の有名なる英國派の個人の利益は個人最も能く之を知るとの主義に基づき紙幣の増發は其下落を醸し一たび下落すれば忽ち兌換の請求起るを以て増發は結局發行者の利益に非ず故に兌換制度の下には増發の事實なしとの一片の理論に出るものなり然りと雖も之を史乘に徴するに天下の事實は常に斯の如く單純なる能はざるなり

夫れ慾情は人類先天の遺物にして苟も血氣を有する者にして誰か能く全然之を脱するを得ん而して周圍の情況に感染して之が誘惑を受くるは人類の弱點にして銀行の如きは此點に於て殊に危険の地位に居る者と云はざるを得ず彼の投機の初期の如きは事業活潑利子高く銀行の爲め表面上好取引を増加す其玉石を鑑別し緩急の順序を質すの要を増す實に此時にあり元來紙幣は今日若干の増發をなし明日直ちに下落の徴を示し物價の騰貴となることなく漸次に其勢を進むるものにして其効驗燈火の點消の如く直接なるものに非ざるなり若し夫れ然ら

ん乎自由發行亦或は大過なきを得べしと雖も増發の効驗は恰も潮水の干満の如く其何時に始り何時に終るを見る能はず其滿るを見る哉滿るの勢既に成り其干くを見る哉干くの勢既に成り復た之を如何ともするを得ざると一般増發の紙幣散して流通に入り天下に普及して下落の兆漸やく顯はるゝに及んては發行者非常の注意を爲すに非ずんば急に流通を減ずる能はず兌換の請求是に加はり終に如何ともする能はず大紛擾を惹起する哉疑を容れざるなり

第二目 増發より下落に至るまでの順序

今試に紙幣が發行せられ其下落に至るまでの順序を見るに當初増發せられたる紙幣は先づ新に事業を起す者若くは投機者の手に入る此時に當り其増發は未だ毫末も世上に影響する所なし次に事業者は原料品を注文し又或は器具器械を注文す次は則ち勞力の需用を増し其消費品の需用を増加し其供給者は之を生産者へ注文し原料商は之を生産者に注文す器具器械の製造者亦勞力者の使用を増加し原料品の注文を増加し勞力者の消費力を増加し發行の紙幣漸次天下に普及す則ち一波機かに動いて萬波之に隨ひ以て滿潮の狀を爲し是に至つて物價騰貴

し紙幣下落し以て干潮の勢を成す斯の如く漸次に普及し漸次に下落し増發の始は何れの時にある哉耳能く之を聴く能はず不知不識の間に滿千の狀を爲し世人の之を知るは勢極り情顯るの時にして復た之を如何ともする能はざるなり豈に燈火點消の如く判明なるを得ん哉。夫れ潮水の干滿は成表に依り豫め之を知るを得べしと雖も物價騰貴と紙幣下落との時間表は古來未だ曾て之を發明したる者なし蓋し斯の如きは萬世に亘り爲し得可らざるの事に屬す而して其投機者の下に入りたる場合の如きは一たび破綻を生ずる哉勢ひ海嘯の如く之に向ふ者は鐵壁尙ほ支ゆるを得ず況や權衡微妙組織巧緻なる商業機關に於てをや故に自由發行は到底實際に適せず謹慎無比にして銀行事業に最も適當なる特質を有すると稱せらるゝ所の彼の蘇格蘭人中に於てすら尙且つ不可行の事と成り西曆千八百四十五年以來之を改め證券準備發行の高に制限を加へたり不可なる知るべき耳宜なる哉方今文明國中復た此法を採る者なし

第四節 兌換券發行準備

第一目 正貨準備

一 恐慌點

英國の一部準備法及我國の制限屈伸法に於ては正貨準備の額は法律の定むる所に非ずと雖も市場は自ら其増減に注意し其増加するときは人意を強ふし其減少するときは人心を寒からしめ減少或點に達するときは不安の念慮を生ずるを通例とす此點を學術上號けて恐慌點と稱す元來正貨準備に就ては其現在高の多少に付き之が是非を論ずべきものに非ずして無形に視無聲に聽き未兆に謀り未成に慎みて以終局を全ふせずんばある可らず注意すべきは實に減増の傾向にあり故に假令實在の高尙ほ多きも減すべきの原因勢力を逞ふし避く可からざるの傾向存在するときは大に寒心すべくして其減少を防ぎ其増加を來すの方法を講ぜざる可らず之に反して其高小なりと雖も減少すべき原因已に去り増加すべきの傾向を生じたるときは復た以て專心の憂とするに足らざるなり只其原因を弱めず其傾向を妨げざれば即ち足る之を未兆に謀り之を未成に慎むは是れ理世の要訣たり察せずんばある可らざるなり

注意すべきは傾向にありて實在の數に非ず

然りと雖も一般公衆は斯の如き玄妙なる抽象的達觀を以て事を判断するものに非ず。其事を判するは必ず或は現在高或は流通貨幣との比例等の如き具體的現象に依り喜憂を分つものなるに由り市場に恐慌點の存在することあれば其道理の有無を論ずるに遑なく速かに固本の策を立て以て人心の動搖を防がざる可からず。英國の如きは現に恐慌點なる者ありて往時は其高凡そ一千二百萬磅となりしと雖も方今は二千萬磅となり、英倫銀行の正貨準備が此點に下る時は人心に不安の念を生じ市情平かなるを得ず。我國に於ては未だ此事に就き明確なる觀念なきが如しと雖も中央銀行の正貨準備一億圓以上に達するときは頗る人意を強ふし八千萬圓を下るときは稍々安ぜざるの状況を呈す、是れ市場の常情にして看過す可らざるの一現象なり。

二 正貨準備維持増殖の必要

抑々正貨準備は一國信用の懸る所にして其多寡は常に銀行問題に止まらず延て國家問題となり之を形容すれば其多きは恰も猛獸の咆哮する深山の如く容易に侵入す可らず、其寡きは恰も坦々たる平原野の如く容易に通行することを得

正貨準備は銀行問題に非ざるは重大なる問題なり

維持増殖の方法

べきの狀あり、故に各國政府は正貨準備の増殖に付き非常の熱心を示し實に近年の一大問題となり、種々の方法を講じ或は時機に應じて利率を増加し、或は中央銀行が殊更に市場より資金を借上げ以て通貨の高を減じ、又一層利率引上の効力を大にせんが爲め中央銀行が其所有の公債證書若くは大藏省證券を賣却し通貨を吸収して後ち利率を高むることあり、英國は常に之を爲し獨逸も之に倣ひ三十八年下半期に於ては大藏省證券を賣却し尋て利子を五分に引上げたり、又或は間接に金の高價購入を爲し、或は兌換に際し制限高はては補助貨を混肴すべく、又は債務は各紙幣面の金額に在りて兌換の爲め呈示せられたる全金額に非ざれば其呈示せられたる各紙幣の額面が補助貨制限額以内の者なるときは幾千萬圓と雖も補助貨にて兌換に應ずべしとの説を生ずるに至れり而して兩本位國は其制度を楯とし銀貨の支拂を主張する方便を取るなきを保せざるなり、又或は金貨引換の高に制限を設け内地需用の爲め交換を要する高は若干額例へば一口二千圓を超過するを要せざるべしとし其高を超えるを許さず兌換の爲め手数料を徴收するは多く歐洲大陸諸國の試むる所たり、英國は四海の最大債權國なるを以て假令一時

金の輸出を見るも結局に至り金の輸入は其輸出に超過するを以て未だ直接手数料徴收の手段を執りしを聞かずと雖も、英倫銀行は買價を本位金「オンス」に付し十七志九片とし賣價を七十七志十一片となし以て金準備の減少を防ぎ、或は金の高價買入を爲し其流出を防ぐと同時に其輸入を促し、幸に金準備の維持増殖を怠らず又彼の南阿戦争の耐なるに方りては金の供給を減せぬ爲め軍事公債の半額を殊更に米國市場に於て發行したるが如き異状は已に之を見る、而して中央銀行が時宜に依り金の輸入の爲に無利子にて長期の貸與を爲すは方今諸國に於て殆ど普通の事とす是れ金の高價買入を奨励するに外ならず、而して巴里に於ては兩替屋が小額金貨を吸収せんが爲め之に對し打歩を拂ふとあり、中央銀行に於て此例に従へば金貨吸収上多少の効力なしとせず又以て一考の値なきに非ざるべし

又銀行が巧に直物取引と先物取引の間を繰繰して金融を計ることあり、即ち例へば「コンソル」(英國の確定公債)の三ヶ月先物の價格百にして直値九十九(賣氣市場)なるときは當該時に於ける當該取引の貨幣の價格は一分にして年四分の割合なり、依て銀行が「コンソル」を質とし借入を爲んとするときは一分を貸主に支拂ひ借

市場の繰

入を爲すことあり、又先物買を爲すときには右の差違を賣主に支拂ひ餘金は之を他の比較的高率なる貸付割引等に使用し期限に至り結算を爲す方利益となることあり、中央銀行も此例に倣ひ右の差違を貸主に支拂ひ「コンソル」を質とし借入を爲し貸主に恰も先物を直物價格を以て購買せしが如き利益を與へ之を誘ひ市場の流通高を減じ、通貨の供給を減じて其需用を増し以て正貨引留の一助となすことあり、後に至り借入金に償却し質物たる「コンソル」を取戻すを通例とす、素より回天の功を奏すべき大方策に非ざるも臨機應變操縱其宜きを得ば又以て小補なきに非ざるべし

佛國の備
用手段

佛國中央銀行の如きは金地金質の貸付に對し特に低利を用うることあり、即ち西曆千九百二年十二月には公債質三分五厘割引歩合は三分にして金地金質貸付の利子は一分なりき、其他獨逸帝國銀行の如きは純金一獨斤(ブランド)を千三百九十二馬の割合にて購入するの義務を有し近年其購入高一ケ年多きは一億二千三百萬馬に達し、少くとも九千八百萬馬に達す而して兌換は成るべく首府に於て之を爲すときは内外の金需給の關係を知るに便ありとし地方に於て引替準備の不

足するときは之を猶豫す

方今列強諸國が金の吸收に營々たる斯の如く而して其準備の強大なる實に驚くべきものあり請ふ之を左に表出せん

第一表の一

各國中央銀行金所有高

銀行名所	西曆一九〇四年	同 一九〇五年	同 一九〇六年	同 一九〇七年	同 一九〇八年	同 一九〇九年
英吉利	三,三五〇,〇〇〇	三,五六〇,〇〇〇	三,三六三,〇〇〇	三,五五四,〇〇〇	三,七三五,〇〇〇	三,八六四,〇〇〇
佛蘭西	△一五二,〇一〇	△一五九,四八〇	△一五〇,六三三	△一五〇,一八九	△一七五,二一〇	△一八三,〇〇〇
獨逸	△五〇,〇八五	△四三,七六三	△四〇,四六三	△四八,三八七	△四九,〇〇〇	△四四,〇三三
露西亞	△一〇七,七七〇	△一八,六九八	△一八,四一六	△一三三,〇一九	△一三三,〇〇〇	△一三三,七七六
埃甸帝國	△六〇,九七	△五七,五〇六	△五八,七六八	△五八,三三八	△六二,九八四	△六八,三五九
白耳義	△四八,四八	△四八,四八	△四八,三九	△四八,三六	△六三,三八	△六二,七一
和蘭	△二,六五三	△二,六四五	△二,二七五	△二,一〇五	△二,六三四	△九,五八三
(備考)	△印を附したるは銀を合算したるものなり					

第一表の二

西曆千九百十年五月單位千磅

國名	金	銀	計	備考
英	三,七九五七	(銀ナシ)	三,七九五七	十八日
佛	一,二六五,七	三,五一九	一,七二七,九	十九日
獨	四,一四五	一四,三九三	五五,五七七	十四日
露	一四,五五九	(金銀合計)	一四,五五九	十四日
埃甸	五,五五三	一三,四四一	六八,九五三	十四日
白	六,三三七	(金銀合計)	六,三三七	十二日
蘭	八,六〇七	二,六三七	二,二四四	十四日

尙ほ他に種々の方法ありと雖も事或は市場の駆引に關し或は微妙なる爲替作用に係り東涌西沒所謂丹青の妙處傳ふ可らざる所のものあり。只佛國の慣用手段たる兌換手数料に至りては増率及金の高價購入と關聯し大に翫味すべきものあり。然るに世人多く之を論せず尙ほ未だ盡さざる所なしとせず進んで其大要を述ぶるは敢て無用の業に非るべし。請ふ少しく之を述べん

三 兌換手數料

其一 兌換手數料徴收の必要

方今佛國は本位銀貨の製造を停止し事實に於ては金本位國となりしと雖も、法律上表面に於ては尙ほ兩本位制を改めず五法銀貨を法貨として流通す、之に反し獨逸は法律上金本位を採用せしと雖も實際は跛本位にして尙ほ、ターレル銀貨を法貨として使用す。然れども佛國は銀貨を有すること獨逸より多し、即ち獨逸に於ては、ターレル銀貨の流通高凡そ四億馬にして内帝國銀行の所有に係る者約七千五百七十八萬馬(西曆千九百五年末)なり、然るに佛國の五法銀貨流通高は約四十九億五千萬法内中央銀行の所有高は約十一億法なりとす(西曆千九百四年)而して獨逸帝國銀行は、ターレル銀貨の無限支拂の權利を主張するを敢てせずと雖も、佛國銀行は時に此權利を實施す。是に於て獨逸の論者中には所謂兌換手數料なるものは佛國中央銀行が兌換の義務を履行するに當り、銀貨を用ひず金貨若くは金塊を用ゆるに對するの辨償金なりと論ずる者あり、然れども是れ正面の理由にして寧ろ兩本位を楯とするの口實に過ぎざるなり。元來兌換手數料徴收の必要は金引留

獨逸の差

兌換手數料の真相

の爲め高價購入例へば英國に於て或手段を以て本位金一オンスを七十七志十片七五若くは七十七志十一片に購入するに當り金地金の所有者若くは金の仲買人等は之を右の高價にて賣却し、之に對し其割合にて兌換券を受け中央銀行に就て之が兌換を求め意外の利益を得中央銀行は一方に正貨準備の充實を圖ると同時に一方に正貨を失ひ所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むるの結果を見ることなきを保せず斯の如き投機的引出の弊を生ずるの虞ある場合に於て中央銀行は自衛の爲め且つ國家最後の準備を乾涸せしめざらんが爲め防禦の策を講ぜざるを得ず、蓋し兌換手數料の徴收は之が一方方法たるに過ぎざるなり。方今獨逸に於ても金地金購入の最高價を純金一獨斤(五百グラム)を千三百九十五馬とす、今獨の十馬に含有する純金は三グラム五八四二三なるを以て此割合にては購入價格は微に造幣價格を超過す(微細の割合は千三百九十四馬九九餘なり)今少しく其割合を高むることあれば或は兌換手數料徴收の必要を生ずることなしとせず、夫れ理世の要は方法多きを尊ぶ、多ければ則ち多々益々便す而して其選擇は至精至妙たらざるを得ざるは論なき而已

其二

兌換手數料の徴收は隨機にして不定率なり

告

夫れ然り然りと雖も佛國中央銀行と雖も兌換の毎時必ずしも手數料を徴收するに非ず、即ち五穀棉花の輸入の爲め三ヶ月前後の手形の割引を受け金を求むる場合の如きは通例手數料を徴せず、是れ蓋し此類の輸入は國際の負債にして佛國が直接間接に外國へ支拂はざるを得ざるものなれば特に手數料を徴して之を抑制するの理由なければなり、寄語す直接とは國際支拂の平均佛國に不利なるときは現金の遞送を要するを云ひ間接とは平均佛國に利ある場合に於ては輸出手形を以て優に之を支拂ひ得べしと雖も手形にて支拂へば其金額又は佛國の獲得すべき金を減ずると云ふ斯の如くして手數料の輕重は時と場合とに依て之を異にし固より定率の存するなし、又或は磨損せる金貨を名稱價格を以て拂出し或は金貨の拂出を拒絶することあり、又手數料が單に外國の金貨若くは金塊の引出しのみに対して徴收せられ内國貨幣に對する兌換の請求に及ばざることあり、畢竟兌換手數料の徴收は金の買入價格に對し賣却價格を高ふするの結果を生ずるに過ぎざるものにして、佛蘭西銀行に於ては純金一基の價格を三千四百三十七法、十法

金貨に含有する純金は二グラム九〇三二二五なるを以て純金一基の造幣價格は三千四百四十四法四四餘なりとし、市場價格に對照し多少の斟酌をなすは猶ほ獨の千三百九十二馬を基礎とし、隨機應變の策を行ふが如し而して其變動の率は千分比例を用ゆるものとす、夫れ所正は無窮の源に發し素より定規の存するなし其發する哉疾きこと風の如く其定まるや靜かなること林の如し、豈に一定不動の法を以て之を律するを得んや

其三 英獨兩國と佛國との差異

前記の意味にて手數料を解釋すれば兌換手數料を徴するは佛國中央銀行に限らず、他國の中央銀行殊に英倫銀行、獨逸帝國銀行等に於ても間接に之を徴收することなしとせず、即ち英倫銀行に於ては表面本位金一オンスを七十七志九片(造幣價格は七十七志十片半なり)にて買入るゝを通例と爲すと雖も、其賣價を七十七志十一片に引上しことあり、今其最も甚しき例を掲れば曾て西曆千九百三年十一月合衆國に向て多額の金を輸出するの必要を生じ七十八志三片に引上げたり、獨逸帝國銀行の取扱も之に類似す、即ち買は純金一獨斤(五百グラム)に付き千四百九十

二馬の割合を通例とし、賣は千三百九十五馬に引上ぐることあり。由是觀之此事に就き英獨兩中央銀行と佛國中央銀行との差異は前者は其兌換券を名稱價格を以て兌換し、後者は公然手数料を徴收するにあり、故に其結某たる英獨中央銀行は金塊及外國金貨の賣出價格を兌換券を以て自國の本位金貨を引出し之を以て外國へ支拂を爲すの手續より高くすること能はず、又流通本位貨幣中磨損したる者多きときは其價格を磨損丈高くすることを得べく、又外國爲替高きときは商業上の意味にて其丈高くすることを得べし、蓋し是れ中央銀行が之れ以上に賣出價格を引上ぐるときは金塊若くは外國金貨を銀行より購買するよりも之を市場より購入し市場より高買して之を吸集するは臨機之策なり、又は自國の金貨を請求すること利益多きに至る可ればなり、之に反して佛國中央銀行は自國の金貨の支出を拒絶して銀價を支拂ふの權利を行使するを得べきを以て金塊及外國金貨の賣出價格(兌換手数料)を銀貨の下落額(金銀の較差)まで引上ぐるを得るなり、又佛國中央銀行は兌換手数料を賣出價格引上の形式にて徴收せず、長期手形(約七十五日前後)の割引に對してのみ金貨を支拂ひ兌換手数料を長期間の利子中に包含せしむる

兌換手数料
手形を長期
引歩の割合
中に包含せしむ

ことあり、要するに佛國に於ては兌換手数料の徴收は中央銀行が外國取引に用ゆる能はざる所の下落銀貨を兌換に用ふるの權利を主張し以て金貨を騰貴せしめ其外國へ流出するを防遏せんとするの方策に外ならず

其四 兌換手数料に就ての諸説

兌換手数料徴收の事實夫れ斯の如し、畢竟其使用は一種の權道と方策とに出るものなりと雖も、其主張者は此方策は金の流出を防遏する上に於て最も効力あるものにして遂に割引方策に優るものありとす。此者流の論に曰く、割引方策は固より金の流出を防止するの効用ありと雖も、之が爲に内國經濟界に於て通貨の騰貴を促すを以て其方策は頗る高價なり、然るに兌換手数料の徴收は單に投機的金銀賣買商若くは海外の金の需用者を苦しむるに過ぎずと是れ固より一理なきに非ずと雖も、割引政策は正道にして手数料徴收は奇道なるは論を俟たず、而し前者は論者の言の如く内國市場に於て通貨を騰貴するの不便ありと雖も、此不便の爲め必要なる貨幣を外國より呼び來すの効力あり、後者に至りては即ち其効驗を見るを得ず大體に於て其得失優劣孰れにある哉、多辯を要せずして明かなり、然りと雖

手数料論
者は一得
を全約の
利害を悟

も天下の事固より森羅萬象一方策にのみ是れ拘泥するを得ず時に或は清濁合せ呑むの必要なしとせず宜しく兩策を存じ臨機應變其宜きを制し適用を誤るなきを期せざるを得ず要は只國民の利益を害せざる範圍内に於て金の流出を防ぐにある耳豈に是を捨て彼を探り實を誇りて權を執り機縁を棄てて理世の方便を減ず可ん哉察せずんばある可らざるなり

輓近即ち西曆千八百九十六年以來獨逸に於ては年末三ヶ月間には中央銀行の割引歩合を五分に引上げるを通例とせしに反し佛國中央銀行は西曆千八百九十五年以來同千八百九十八年に至るまで割引歩合を二分の低率に維持せし的事实を見獨逸の一部人士は之を以て直ちに兌換手数料徴收の結果なりとし頗る其氣焰を高めたり今一二例を掲ぐれば該國出版の農業叢書中帝國銀行論の一節に左の如き論文あり

方今獨逸帝國銀行の正財準備は充分なりと云ふを得ず金本位の維持の爲め減價せる銀が劣等の位置を保つ間は獨逸帝國銀行貯藏の銀は之を正貨準備と看做す能はず即ち商況若くは政況の不穩なる時期に際合せば何人も金を請求し銀の支持を甘諾する者なかるべし然るに日下獨逸帝國銀行の金所有高は富饒なりと云ふを得ず故に項少の變に遭遇するも同行は忽ち割引歩合を引

獨逸に於ける兌換手数料の要

上げるの必要を生ずべし果して然らば市場は貨幣の騰貴に苦む故論を説かず今之を西曆千八百九十六年の實況に照するに當時金の米國に吸集せらるゝもの頗る多く英倫銀行は四分、獨逸帝國銀行は五分に各々其割引歩合を引上げたり然るに佛蘭西銀行は依然として二分の歩合を維持せり是れ他なし當時佛蘭西銀行は金の流出に處するに割引歩合引上の方法を探らず兌換手数料の徴收に依りしの結果なり人爲的に資金の利子を引上げざること佛蘭西の如くなれば獨逸の農工商は大に其利益を見るを得べし云々

斯の如き意見を有するは獨り農業團體の一部に止まらず商賈中にも亦同様の説を唱ふ者あり即ち獨逸に於て復本位論を主張する商業會議所中の一なるドルトムントの商業會議所の最近年報中に左の如き決議を掲載す

- 一 帝國の通貨は不足なり宜しく之を増加すべし而して帝國銀行の金準備は特に大に之を増加すべし
- 二 金流出の防遏は割引方策のみに依らず兌換手数料徴收を併用し單に商業者の負擔を多くするに止めず又外國の金の需要者の負擔をして重からしむべし

以て獨逸に於ける手数料論の一斑を窺ふに足れり

其五 獨逸中央銀行の割引歩合と金の輸出入との關係

輓近獨逸に於ける通貨は著しき膨脹を示し、帝國銀行の金所有高亦著しく増加せり。即ち西曆千八百八十一年より同千八百九十七年の間に帝國銀行金所有平均高は二億七百萬馬より五億九千二百萬馬に増加し、西曆千八百九十八年より同千九百一年の間には七億五千二百三十萬馬、少しく銀を含と雖も大勢に關せずより八億六千八百五十萬馬に増加せり。斯の如く帝國銀行の金所有高は逐年増加を示すを以て之を解すれば一部農商業者の論ずるが如く中央銀行が割引歩合を増加するは金の流出を防遏するの目的のみに止らず、又内地市場に於ける資金需給の景況に依るなくんば非ず、之を年末三ヶ月に於て歩合を増加するの事實に徴するも此論の誤らざるを證するに足らん。又之を事實に徴するに西曆千八百九十六年十二月には金の輸入超過は三千五百四十四基、同年の總輸入超過高は一萬七百五十二基に達し、同千八百九十七年の十月の輸入超過高は六千六十六基、十一月は八千八百四十四基、十二月は一萬一千百十八基にして、同年の總輸入超過高は一萬四千二百八基の多きに達せり。

今一步を進めて前記兩年の實況を見るに帝國銀行の割引歩合の變動と金の輸出入とは必ずしも關係を有せず、即ち西曆千八百九十六年三月には二千五百十九基、四月には八千三十、三基の輸出超過ありしと雖も當時の割引歩合は三分の低率を保ち、七、八、九の三ヶ月は共に輸入超過し、其高合計一萬一千四百八十八基の多きに達せしと雖も歩合は九月に於て却て四分に引上げ十月に至り一千二百八十基の輸出超過を見るに至り歩合を五分に引上げ兩者の關係始めて順當なるを得たり。西曆千八百九十七年一月及二月に於ては合計五百八基の輸入超過を見たるに拘はず、割引歩合は却て五分より三分五厘に引下げ四月十日より九月六日の間六、七、八、九の四ヶ月には合計一萬二千三百四十五基の輸出超過ありしにも拘はず、割引歩合は尙ほ三分を維持せり、同年十月より前記の如く著しき輸入超過ありしに拘はず、同月十一日に至りて割引歩合は五分に引上げられ爾後引續き輸入超過ありしに尙ほ翌年一月に至るまで此歩合を維持せり、而して二月には三分に引下げ、五月に至りて米西戰爭の結果金の流出を促かせしを以て歩合を四分に引上げ、七、八、九の三ヶ月は輸入多かりしと雖も他の原因の爲め十月十日に至りて歩合

五分に引上ぐるの必要を生ぜり。是等の事實に就て之を觀れば金の流出と割引歩合の増加とは必ずしも相伴はず時に一層強力なる原因の爲め相背馳することなしとせず。然れども割引歩合の増加は金流出を防禦する正當なる一方法たるは論を俟たざることなれば事情の許す限り之を執行せざるを得ず。又實際數月間引續き金の輸入ありと雖も其輸出を促すべき事情あるときは機に先ち歩合を増加するを要す彼の獨逸帝國銀行が西曆千八百九十八年正月に於て米西戰爭の影響を豫測し、割引歩合を四分に引上げしが如きは實に用意周到なりと云ふべし。爾來獨逸中央銀行は着々其施設を誤らず、西曆千八百九十八年には中央率の平均四分二厘六毛にして金の輸入超過三萬五千四百四十九基、同千八百九十九年は五分一厘三毛にして輸入超過は四萬八千九百六十四基、同千九百年は五分三厘二毛にして輸入超過は四萬七千二百九十四基なりとす。

今試に西曆千九百年以來に於ける獨逸帝國銀行の利率變更と正貨出入との實況を見るに左の如く概ね理論と事實との符合を見る。

第二表

年首現在 月 月	同千九百五年		同千九百六年		同千九百七年		同千九百八年		同千九百九年	
	金所有高減	利率及改率日	金所有高減	利率及改率日	金所有高減	利率及改率日	金所有高減	利率及改率日	金所有高減	利率及改率日
年首現在	同千九百五年	同千九百六年	同千九百七年	同千九百八年	同千九百九年	同千九百五年	同千九百六年	同千九百七年	同千九百八年	同千九百九年
十二月	(-) 25,000	(-) 20,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
十一月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
十月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
九月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
八月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
七月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
六月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
五月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
四月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
三月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
二月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
一月	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000	(-) 10,000
年首現在	同千九百五年	同千九百六年	同千九百七年	同千九百八年	同千九百九年	同千九百五年	同千九百六年	同千九百七年	同千九百八年	同千九百九年
二月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
一月	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第一章 兌換券 第四節 兌換券發行準備 第一日 正貨準備

た

三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(備考)金高は千磅止め(一)印は減を示す、西曆千九百八年八月初の現在高を掲ぐ本表は大蔵省の調査に據る、歐米諸國の詳況に就ては甲種附録第一號參觀

其六 兌換手数料の効用及其割引方策との差違

佛蘭西銀行は割引歩合を低廉に保持し容易に其歩合を變更せず、兌換手数料の徴收を以て金の輸出を抑制するを以て名あり、然るに今獨佛兩國に於ける金の輸出入の實況を見るに獨逸に於ては西曆千八百九十五年以來同千八百九十八年九月迄金の輸入超過一億六千四百萬馬の巨額に達せしに佛國の輸入超過は同時期

に於て僅々七千一百萬法郎ち五千七百萬馬に過ぎず、抑々金輸出入の多寡は單に割引歩合の高下兌換手数料徴收の有無に依り生ずべきものに非ず、貨物輸出入の多寡國際の債權債務の關係等種々之が原因となる者ありと雖も、割引方策及手数料徴收も亦預て力あるや多辯を要せず、然るに前者は自國所在の金の輸出を抑制すると同時に他國より金を招くの効力ありと雖も、後者に至りては抑制の効あるも招致の力なく之を前者に比して効力の薄き知るべき耳、又米西戰爭の爲め米國に著しき金需要を喚起せし時期なる西曆千八百九十八年九月迄に於ける米國の金輸入の實況を見るに此間米國が英佛兩國より得たる金は前者より五千萬弗、後者より二千四百三十萬弗に達せしも獨逸より得たるものは僅々八百四十萬弗に止まれり

元來英國は國際金銀取引の中心なるを以て當時英國が米國の要せし金の大部分を供給せしは怪むに足らずと雖も、獨佛兩國は其事情を同ふす、然るに實際此差違を生ぜしは多少割引方策と手数料方策との致す所なしとせんや、臨機應變兩者を併用するは可なりと雖も、固執一に偏するは即ち不可なり、處世の道豈に變通の

術なきを得ん哉是に於て佛國も終に其慣用手段なる兌換手数料のみを以て満足する能はず西曆千八百九十八年十月に至り三ヶ年間會て變更せざりし割引歩合を二分毫より三分毫に引上げるに至れり今之を爾後の實況に徴するに西曆千八百九十八年には中央率の平均二分一厘五毛にして金の輸出超過一億千三百八十三萬餘法なりしに同千八百九十九年には率の平均三分三毛にして金の輸入超過一億五千六百八十三萬餘法同千九百年には率三分二厘三毛にして輸入超過二億四千六百三十七萬餘法同千九百一年には率三分にして輸入の超過は二億八千三百八十餘萬法に達せり是れ單に増率のみの結果に非るべしと雖も之を手數料と併用したるの効たるや疑を容れざるなり英獨兩國に於ては中央銀行が請求に應じて金貨を名稱價格を以て兌換すと雖も佛蘭西銀行は金貨の請求に對して不定率の手數料を徴するを以て人為的に金貨を高くし其丈爲替相場變動の限界を擴張す然れども又佛蘭西銀行と雖も無限に隨意に手數料を高ふること能はず倫敦爲替二十五法三二五に達すれば現送して十分に利益ありと雖も二十五法四〇に達することあり其率の高低は公衆が市場に於て金を得るの難易貴金屬商買が

兌換手数料は金の
現送金の
高送金の
變動の爲替を
大に區
す

輸出に要する金を佛蘭西銀行に據らずして手數料なく他より買集め得るの難易に依りて定まる即ち市場に於て金を得ること容易なるときは兌換手数料の徴收は金價を騰貴せしめず金需要を佛蘭西銀行より市場に轉嫁せしむるの効果を生ず元來此轉嫁は一見甚だ好すべきが如しと雖も深く之が關係を考究するときは大に不可なるものあり何となれば

第一 中央銀行は國際に於る金移動の情況洞察の便宜を失ふ

第二 中央銀行が供給し得べき金塊並に外國貨幣の代りに自國金貨の流出を促かし造幣費用を損失す

第三 貨幣の名稱價格は内國に於てのみ効力あるものにして外國に對しては只其包含する所の金の純分に依り之を計算するを以て金の輸出者は正貨の正量を有し及正量以上の公差の加はりたるものを選抜し爲に國內に多く磨損せる金貨を留むるの結果なし

とせざればなり今之を事實に徴するに他に多少の原因あるべしと雖も佛國が兌換手數料方策に依りし時期に於ては佛蘭西銀行の金所有高は數年の間著しく減

金の需用
を中央銀行
より市場に
轉ずるは不
利なり

少し西曆千八百九十五年に於ては二十一億五千萬法を有せしに、同千八百九十八年に至りては十九億四千萬法に減少せり。然るに同年十月以降割引歩合の引上げを断行するに至りし後は所有の金貨逐年増加し、西曆千九百四年一月一日には二十三億八千三百餘萬法の巨額に達せり。然れども佛國は列強中尙ほ利率變更の最も少きものにして西曆千九百二年中は三分を維持せり。英國の如きは四分より三分半(一月二十三日)其より三分(二月六日)其より四分に十月二日變更し、獨も亦一月十八日を以て四分より三分半、二月十一日に三分半より三分に減じ、更に十月四日を以て三分より四分に變せり。今英獨間變更の關係を見るに第一は英獨に隨ひ第二第三は英獨に先つ、方今各中心市場の關係の深密なる以て見るべきなり、而して塊の如きも二月四日を以て四分より三分半に變更せり。

今又西曆千八百九十六年以來の英佛兩國の實況を比較するに其差違實に左の如し。是れ兩國慣行の差あるに起因するものあるべしと雖も又以て英の市場は峻峻にして佛の市場は温和なるを證するものなしとせず。然りと雖も全然大勢の外に立つ能はず英國の變動に伴ふて利率の變更を決定せし例なしとせず。即ち左の

如し

變更の度數 第三表

西曆年次	英	佛
一八九六	三	なし
一八九七	六	なし
一八九八	六	一
一八九九	六	二
一九〇〇	六	四
一九〇一	五	なし
一九〇二	三	なし
一九〇三	三	なし
一九〇四	三	なし
一九〇五	三	なし

一九〇六	六	なし
一九〇七	七	二
一九〇八	六	三
一九〇九	六	なし

(第二編第一卷第七表の二參觀)

其七 結論

以上論述する所を以て之を觀れば兌換手数料方策は到底奇道に依るものにして其効用亦之を割引方策に比して一步を譲るものと云はざるを得ず(即ち金を呼び資金を裕かにするの効力薄きこと)故に單獨に之を使用するは甚だ不可なり宜しく正道たる割引方策を基礎として手数料徴收の如きは之を奇道とし臨機變通の便を開かざる可らず畢竟處世の道は効力を尊ぶ要は只國民の利益を害せざる範圍内に於て國家最後の準備を増殖守衛するにあり豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

第二目 證券準備

我國は中央銀行に強大な發行力をもつ

證券準備發行高は我國に於ては一億二千萬圓なり今之を英の三千八百五十七萬三百二十八磅(内千九十二萬三千二百二十八磅は中央銀行外の分)獨の五億二千六百十萬馬(内七千六百十萬馬は他行の分にして一億二千九萬馬の帝國發行紙幣は別なり)に比して少しく多きに失するの感なきに非ずと雖も然れども我國は世界の貨幣市場より隔離し居るを以て信用の程度及市場共通の情況如何は暫く別問題となす(歐洲各國と大に其情勢を異にし利率を増加して急に他國より現金を吸収する能はざるの事實あり故に中央銀行が強大なる發行を有し有効なる發行餘力を存し以て春夏秋冬通常起る所の緩急に應じ併せて不慮の急に應ずることを得べき餘地を存するを必要とす我國保證準備發行制限の高きは情の然らしむる所にして實に已むを得ざるものあるに職由す彼の倫敦巴里の如きに於ては少しく利率を高くするときは忽ち比隣各國の市場より現金を呼ぶを得べしと雖も我國に於ては即ち然らず假令飛電一報以て利率の増加を通ずるも歐洲市場より我國へ現金の來るは世界の半途を廻り大洋を渡り多數の日子を要す今哉サイベリヤ大鐵道の便ありて萬里の行程能く二週間の短期日を以て浦港より露都に達する

を得べしと雖も尙ほ東西の市場を融和するに足らず況や冬期氷雪の候通行困難なるに於てをや、故に我國は歐洲先進國の如く資を他國に仰て應急の策を施す能はず豈に一葦江を渡ると其便を同ふするを得んや、偶々現金の到着するあるも所謂六日の菖蒲十日の菊尙且つ可なり、甚しきに至りては注文の雛人形が五月の節句に達し、婚禮の祝品にして出産の時に達するの奇觀なきを得ず、而して利率も亦往復の日子を算せざる可らざるを以て非常なる高度に勝らざる以上は其効を奏することを得ず、五日の菖蒲九日の菊に對しては或は高價を拂ふも可なりと雖も天下豈に六日十日に至り残菖殘菊の爲め高價を拂ふの愚者あらん哉、故に我國比隣の地に十軒店の如きありて三月二日に出産せる女兒の爲に上等雛人形一組を上巳の節句用として調進し又た日本橋魚川岸の如きありて、今夕の婚禮用として上等料理五十人前を注文せば一聲能く其用を便する者なきを得ず、然るに今我國は此便を缺く是れ比較的保護準備發行の制限を高度に置くを必要とする所以なり、然らば即ち其高は如何に之を定むべき哉、漫然國民の衣食住の費用に必要な高を標準とすべしと云ふの説あり、具體的に國家が國民より徵收する租税の高

保護準備發行を定むるの標準

を標準とすべしと云ふの説あり、又法律議定當時の實況に據り之を定たる者あり英國の如き即ち是れなり、前陳の諸説全然採るに足らずと云ふに非ずと雖も、保護準備に對する發行高は斯の如き單純なる標準を以て之を定むるを得ず、國の貧富は勿論其地位情況内外貿易の關係、物産の種類、人口の多寡、金融機關の發達、通信運般の便否、財政の情況等種々の事實と狀況とを斟酌し、詳かに民間流通の情況を觀察し、國民衣食住の經營に缺く可らざる高を推定し、苟も發行者に信用の存するあらば兌換の爲に呈示せらるゝことなしと信ずるに足るの點に於て之を定めざるを得ず、若し夫れ保護準備紙幣發行の爲に物價を高め、紙幣其者が正貨に對し割引に落つるが如きことあらば其過剰なる素より論を俟たず、之を要するに半ばは情況觀察に依り半ばは具體的實況に依り之を定むるを要す、我國今日の實況は事情尙ほ單純にして實際の屈伸甚だ難からずと雖も、他日一層の發達を經、我國の市場四海と共通するの實を見るに際しては之が爲め多少融通の道を得ると同時に資金の出入頻繁となり、我市場の情況如何に依り干満恰も潮水の如く商況振へば即ち資金入り不振なれば即ち招還せられ、盈虧常なく曾て米國に於て實驗したるが

如き状況を再演するは勢の免れ能はざる所なり我國は利率を増減し出入を計るは他國の如く容易ならず而して商況の消張に依り自然の出入は之を免れず今哉我國凡百の事過渡の間にあり須らく學理の指導に依り他國の實驗に鑑み大に研究を積み他日遺算なきを期せざる可らざるなり

元來銀行紙幣は期限なき請求拂の約束手形なるを以て方今の如く汚穢の極に至るまで之を流通せしめず成るべく新鮮なる者を發行するを好しとす然りと雖も英國の如く必ずしも其使用を一度に止むるを要せず其間自ら中庸の存するなしとせず而して其久しく兌換の請求なき者に對しては之を如何にすべきやと云ふに此處に普通の債權債務の時効を適用するは少しく穩當を缺くの憾なき能はず依て今米國の國立銀行の例に倣ひ十五ヶ年間兌換の爲に提供せられざる者は散逸と見なし代紙幣を發行するを得るものと爲し債權者の權利は之が爲に消終せしめず代紙幣發行後と雖も何時にても規則に従ひ引換若くは兌換の請求を爲すことを得るものと爲さば圓滿の結果を得るに近からん我國方今此點に就て特に規定したるものなし豈に一考の價值なしとせんや又銀行に對する債權者の權利の順

多年兌換
の請求なき
紙幣の
取扱

權利の順

は其發行紙幣に對する者を順位の第一に置くを好しとす是れ英國の古智に倣ひ當初我臺灣銀行法の採りし所なり總て是等の事項は紙幣基礎の確實を圖ると共に流通の便を慮り併せて發行者の利益を正當行爲内に全ふせん事を期するに出るものにして當局の以て注意せずんばある可らざる所のものたり

第五節 紙幣發行機關の統一

第一目 不統一の不便

我幣制が他國に對して遜色なく且つ紙幣發行機關を統一ならしめしは實に國家の慶事なり他國に於ては種々の事情と歴史上の關係に因り佛露奧和蘭白耳義丁抹諸威の外今日に至るまで中央銀行の外尙ほ數多の發行銀行を存し紙幣の統一を缺き中央銀行が緊縮主義を執るの必要ある時に他の發行銀行は中央銀行の如く國家全體の利害に隨ひ其發行を屈伸するの觀念全からず中央銀行の方針と背馳し一般市場の爲め不便なる結果を生ずることなきを保せず往時は屢々此事ありて英倫銀行の如きは其不統一より生ずる弊害の爲め歎聲を漏せしこと一再

に止らざりしは覆ふ可らざるの事實なり

第二目 獨逸の新法

獨逸の如きは西曆千八百九十九年法律を改正し中央銀行外の發行銀行は中央銀行の割引歩合が四分又は四分以上になりたるときは其以下にて割引貸付に従事することを得ず、中央銀行の歩合が四分以下になりたるときは他の發行銀行は其歩合より二厘五毛以下にて従事をなすを得べし、而して貨幣市場が非常に緩慢にして中央銀行が自身にて私定率即ち公定率より低き歩合にて取引を爲すときは他の發行銀行は右の私定率より一厘二毛低き率にて割引及貸付に従事することを得べき旨を規定せり、然れども當時政府提出の原案には他の紙幣發行銀行は其割引歩合を中央銀行の歩合以下に引下ぐることを得ずとせり、由是觀之各國が紙幣發行の不統一より生ずる所の不便を避くるに汲々たる情況實に瞭然たり、而して此法律は西曆千九百一一年一月一日より行はれ其より向ふ十箇年効力を有するものなるを以て將に明年四十二年一月一日を以て期限満了となるなり、是に於て獨逸政府は尙ほ十ヶ年の繼續案を議會に提出し本年四十二年の議會に於て之

を通過し左の改定を爲せり(獨逸は十年毎に更新するものとす)

- 一 證券準備に對し發行する兌換券發行制限高は従前は四億五千萬馬なりしに一億馬を増加之之を五億五千萬馬と爲し過去數年間に他の發行銀行の發行を止めたる高を中央銀行に合せたる金高を加へ中央銀行發行制限高は都合六億千八百七十七萬千馬となり三、九、六、十二の四ヶ月の最後の週に於ては金融の情況に依り二億馬を無税にて發行することを許されたり、但此場合に於ては全額に對し正貨準備を要し、之なきときは五分の發行税を賦課するものとす
- 二 現行法中「法貨たる獨逸貨幣」とあるは總て「獨逸金貨」と改め事實上本位を廢止せり
- 三 小切手の使用を獎勵せんが爲め之を證券準備に繰入るゝことを許せり(正金政策の一として外國小切手を證券準備に入るゝことは既に之を行ひ來れり)
- 四 配當は總收入より第一割賦として其三分五厘を引去り殘額の四分の一を超過す可らざるは従前の通りなりと雖も準備繰入は従前は殘額が六千萬馬に達するまでは其二割なりしに今回は之を一割に減ぜり

第三目 内外の別

我國は幸に國立銀行に期限ありて當時延期繼續等多少の紛糾を見しと雖も終に圓滿に此問題を解決することを得たり實に國家人民の幸福と云つべし英獨の如きも漸次發行を中央に收むるを期し英は西曆千八百四十五年以來二百六十一行を減ぜしと雖も今四十年末尙ほ中央銀行を合せて四十九銀行の發行銀行を有し獨は西曆千八百七十三年以來二十六行を減じ方今中央銀行の外發行銀行五個を存し統一に向て一步を進めしと雖も其之を見るに果して幾年を要する哉豫め之を期する能はざるなり

第六節 國際通貨運行の原則及紙幣の發行

増發及引揚

第一目 國際通貨運行の原則

需給の原則は萬世を経て動かす可らず則ち知る貨幣の供給過多なるときは其價賤しく過少なるときは其價則ち貴とし而して貨幣は其價格低廉なる地を去つ

て高貴なる地に向ふを通理とす其出入運行を支配する所の法則を號けて國際通貨運行の原則と云ふ夫れ一般價格の平均は取引に供せらるゝ物品の數量を以て流通貨幣の高を除したる所の積にして其分母若くは分子に變動を生ずれば則ち積を増減す今便宜の爲め前者を「 ρ 」とし後者を「 ι 」とし商を「 π 」とし代數式に依り其變化を示せば左の如し

(第一方式)

$$\begin{aligned} \text{其一} \quad \frac{\iota}{\rho} &= \pi \\ \text{其二} \quad \frac{\iota + \iota'}{\rho} &= \pi + \pi' \\ \text{其三} \quad \frac{\iota + \iota' + \iota''}{\rho} &= \pi + \pi' + \pi'' \\ \text{其四} \quad \frac{\iota + \iota' + \iota'' + \iota'''}{\rho} &= \pi + \pi' + \pi'' + \pi''' \end{aligned}$$

以上は貨物に變動なく單に貨幣の供給を増加し物價騰貴し通貨下落するの狀態を示す

(第二方式)

其_一 $\frac{イ}{ロ} = ハ$

其_二 $\frac{イ - イ'}{ロ} = ハ - ハ'$

其_三 $\frac{イ - イ' - イ''}{ロ} = ハ - ハ' - ハ''$

其_四 $\frac{イ - イ' - イ'' - イ'''}{ロ} = ハ - ハ' - ハ'' - ハ'''$

以上は前例の正反對にして「ロ」に變動なく單に「イ」を減少するものなるを以て物價下落し通貨高貴となるの狀態なり

(第三方式)

其_一 $\frac{イ}{ロ} = ハ$

其_二 $\frac{イ + イ'}{ロ + ロ'} = ハ$

其_三 $\frac{イ + イ' + イ''}{ロ + ロ' + ロ''} = ハ$

其_四 $\frac{イ + イ' + イ'' + イ'''}{ロ + ロ' + ロ'' + ロ'''} = ハ$

(第四方式)

其_一 $\frac{イ}{ロ} = ハ$

其_二 $\frac{イ - イ'}{ロ - ロ'} = ハ$

其_三 $\frac{イ - イ' - イ''}{ロ - ロ' - ロ''} = ハ$

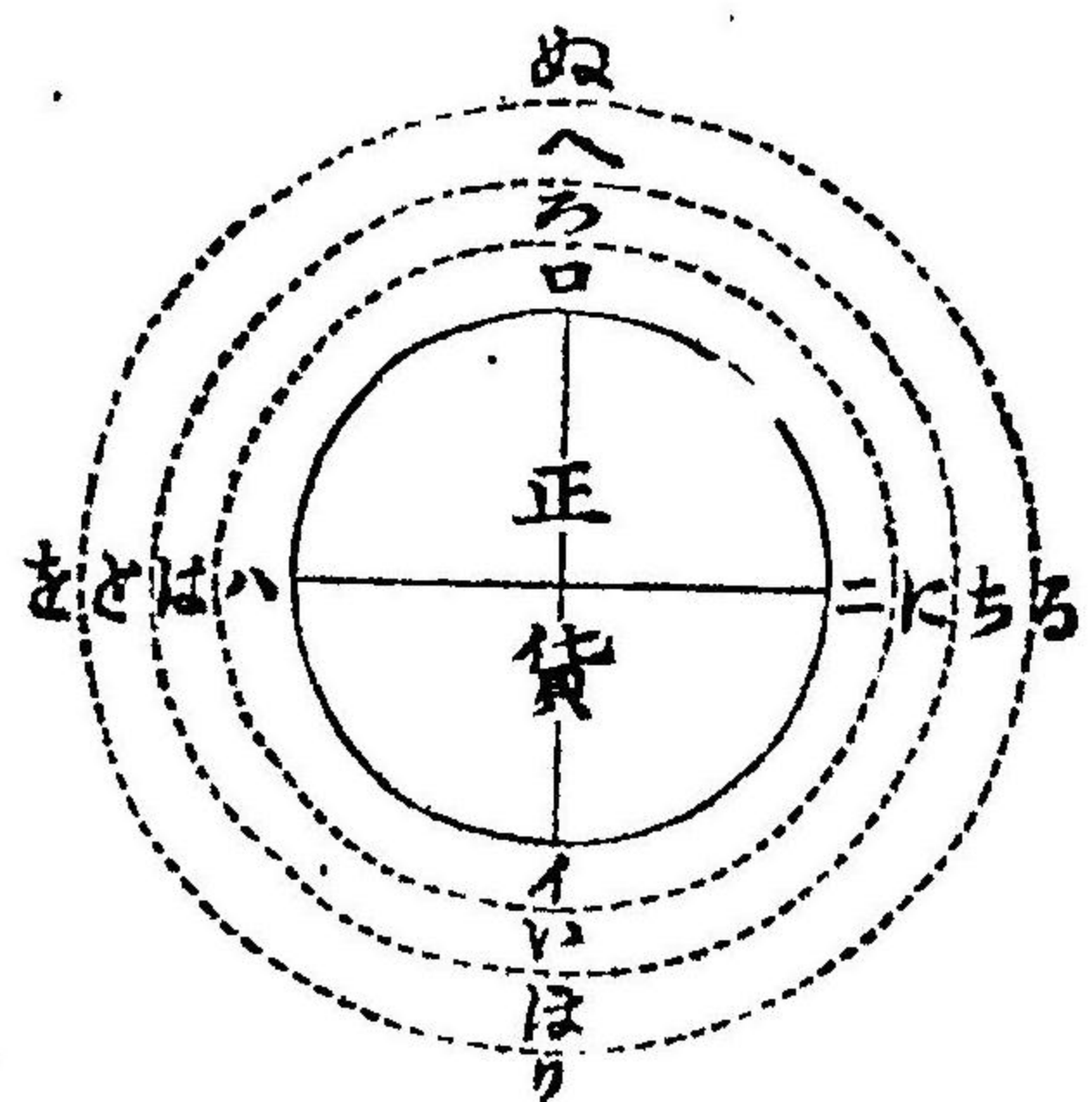
其_四 $\frac{イ - イ' - イ'' - イ'''}{ロ - ロ' - ロ'' - ロ'''} = ハ$

第三及第四方式は「イ」の増加と同一比例を以て「ロ」に増減を生じ「ハ」に變動を生ぜざる場合を示すものなり斯の如きは實際に於ては殆ど起り得べからざる事に屬すと雖も方式として之を存するを妨げず
今斷事觀三味に入り靜かに物價の變動を察するに魔障若くは恁麼の情ありて之を妨ぐるに非ずんば三味の示す所前記諸方式の如く物價の變動は貨幣の多寡に伴ふ即ち甲國に於て通貨増加し乙丙丁等の諸國に於て其變動なきときは貨幣甲國を去つて他國に向ひ乙國に於て然るときは其流方甲丙丁等に向ふは之を條理に照し之を事實に徴して明かなり紙幣増發の時の如きは本原則の動作最も顯はる請ふ次目に於て之を説かん

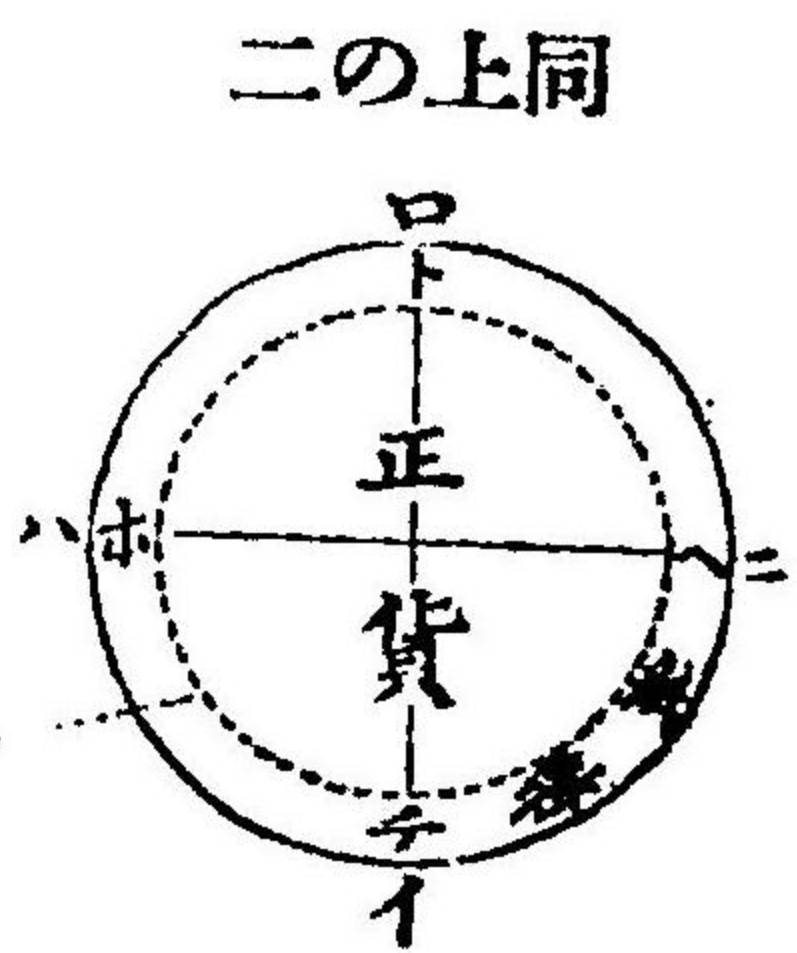
第二目 紙幣の發行及増發

紙幣の發行は通貨の供給を増加し國際通貨運行の規則茲に其動作を生じ正貨の輸出物品の輸入を促すは實に已を得ざるの數なりとす今事の解し易からんが爲め圖式を以て其變化を示せば左の如し

上圖の「イロハニ」の圖環は一國の貨幣必需の高即ち第一方式以下の「イ」に該當する

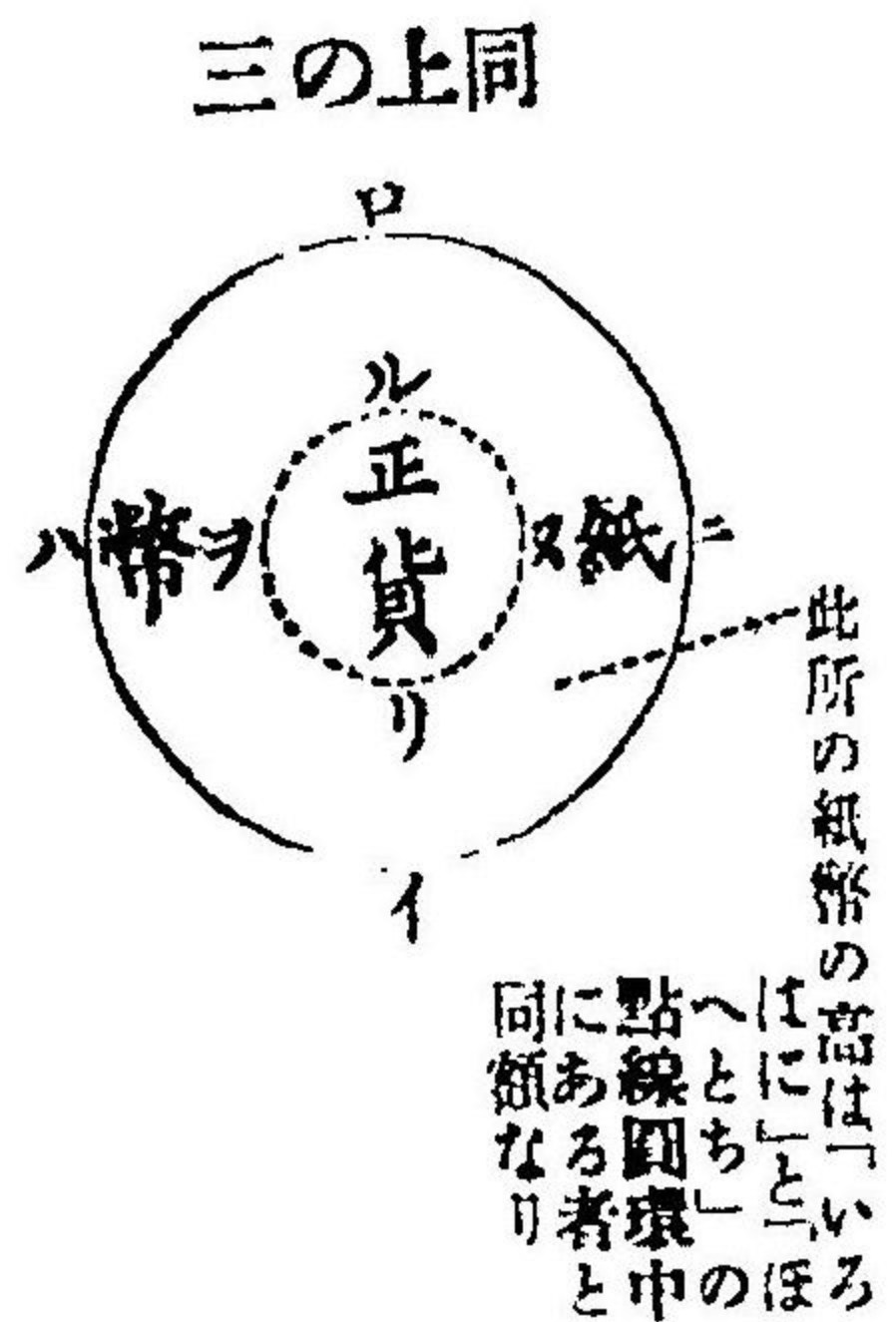


ものにして全部正貨なりと假定し之に「いろは」の
 點線を以て示す所の圓環に恰當する紙幣を加ると
 きは貨幣と他物の關係は第一方式の二の如き状態
 となり物價騰貴し物品の輸入増加して正貨流出し
 當該國通貨の形状は左の圖解の如き變化を生じ正
 貨は「ホヘトチ」の點線圖環大に減じて紙幣之れに加
 はり通貨全部の高舊に復して其價格を恢復し物價
 當初の地位に復歸し第一方式の一の如き状態を呈
 す

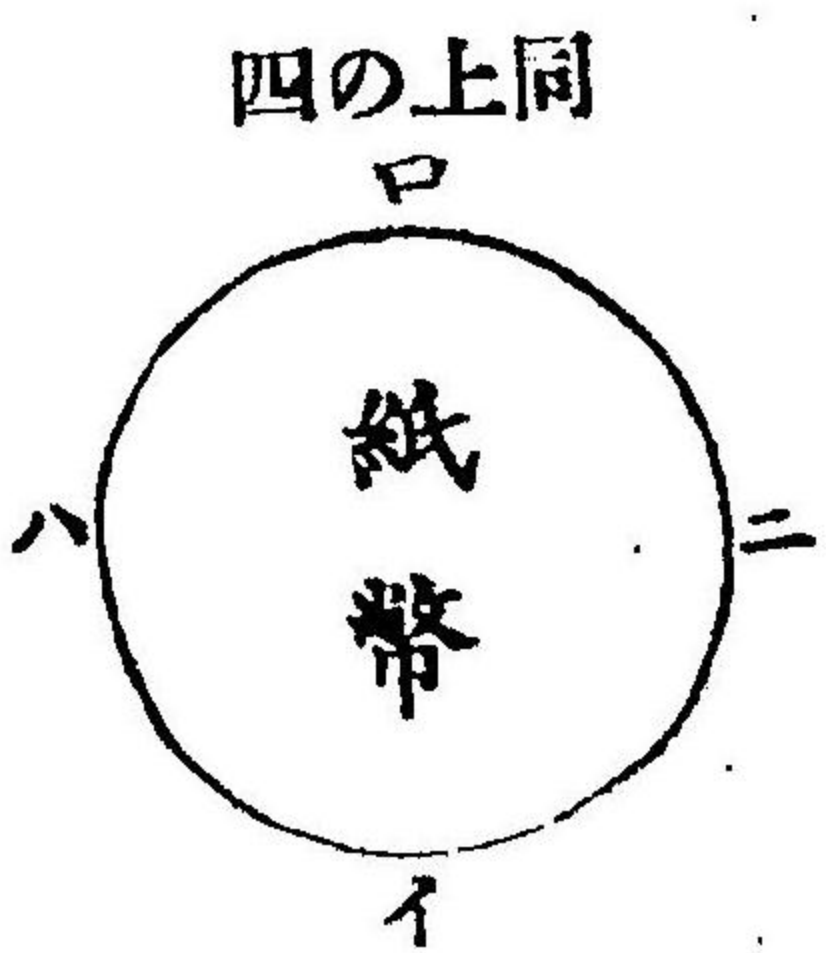


第二回に「ほへ」とちの點線圖環丈の紙幣を發行するときは前
 記の順序を経て貨幣の状態左の如くなり正貨は「リヌルヲ」の
 點線圖丈に減少し物價舊に復す

此所に在る紙幣の高は第一圖解の「イロハニ」と「いろはに」との圓環中に在る者と同題なり



第三回に「ぬる」をの點線圖環丈の紙幣を發行すると
 きは前記同様の順序を経て當該國の貨幣は上圖の四
 の如く正貨出て盡して全然紙幣となる



此所に至りて一國の通貨は盡く紙幣となり正貨其跡を收む
 と雖も貨幣の供給は尙ほ舊の如くにして他に變動を生ぜざ
 る以上は通貨と物價の關係舊に復して物價又舊に復す

然るに尙ほ進んで「いろは」の點線圖環丈第四回に發行を爲すときは通貨の状
 態は第一方式の二の如くなり最早輸出すべき正貨なきを以て通貨國中に盈溢し
 増發の勢を完成して物價騰貴す。増發此の所に止まれば災尙ほ小なりと雖も元來
 紙幣の増發は野火の如く一たび煙火を見れば全原灰土とならざれば止まず「いろ

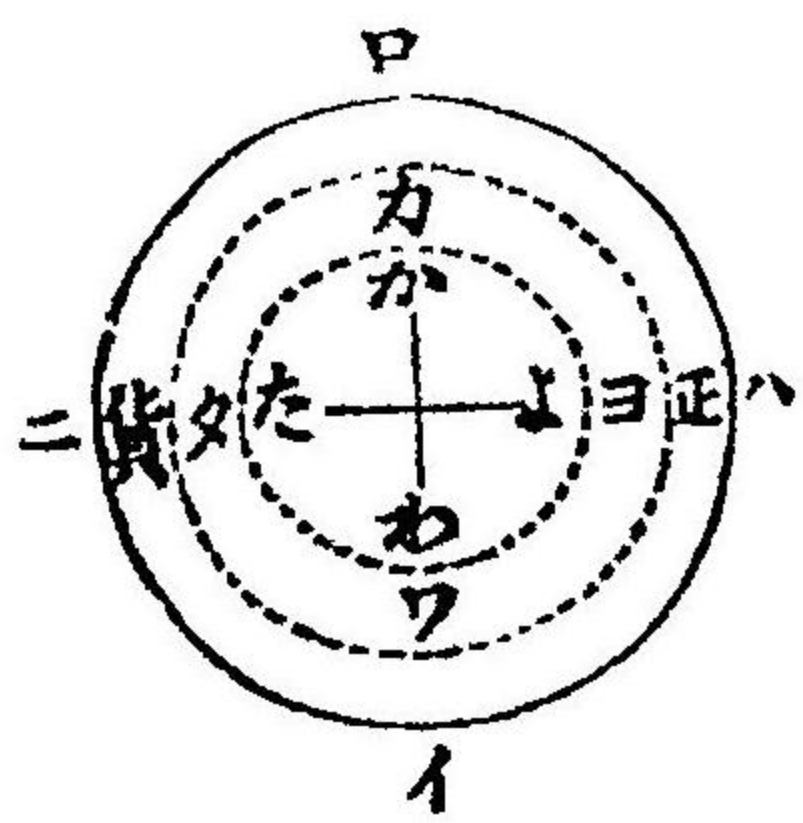
はにの増發は「ほへ」とち(第一圖解參觀)の増發を促し更に進んで「りぬる」との増發を誘ひ第一方式の三四の如き状態となり、殆ど其止まる所を知らず其弊收拾す可らざるに至るは之を史乘に徴して明かなり、毒矢既に絃を離る其害知るべき而已、況や再發相次ぐに於てをや速かに之を收め再發せしめず傷痕を降癒するの策を採らざる可らざるなり

今之を矯正せんと欲せば紙幣の消却を斷行するか事業の發達を促し貨幣の需用を増加するか孰れも其一方を探り若くは其兩方を斷行せざるを得ず然りと雖も事業の發達を促し殖産を進むるは時平かにして信用の基礎鞏固なる時に於て尙ほ且つ容易の業に非ず、況んや紙幣増發せられ信用地に墜ち百業萎靡衰退するの時に際しては固より之を望むを得ず、其兩様を斷行するは固より、難事申の難事にして殆ど不能の事に屬す紙幣の價格を回復せんと欲せば其方法消却の一事ある耳請ふ其順序を左に示さん

第三目 紙幣の引揚

紙幣の消却を決行し先づ第一圖の外環たる「りぬる」を消却するときは貨幣の

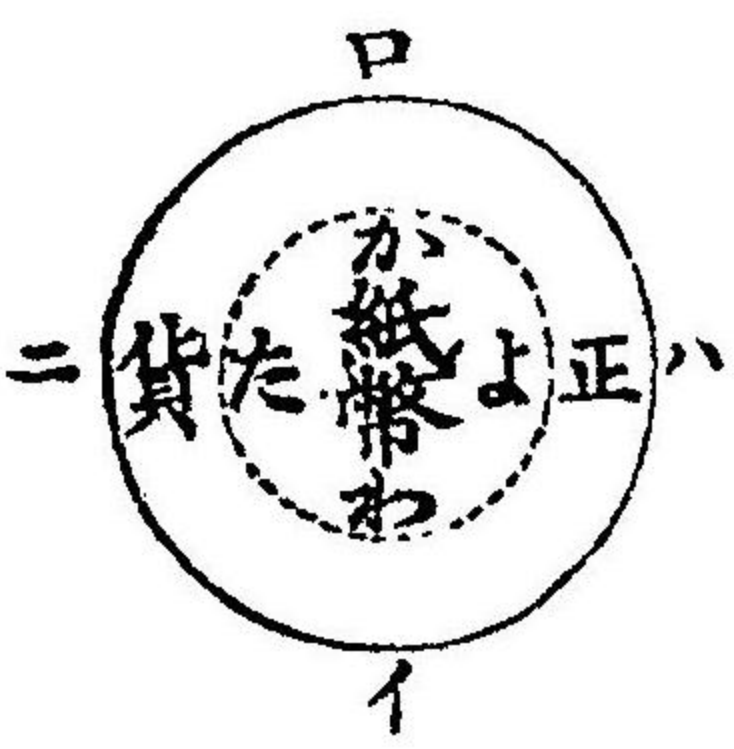
第二圖の一



状態は第一方式の三の如くになり進んで「ほへ」とちを消却すれば同上二の如くになり更に進んで「りぬる」を消却すれば同上一の如くになり舊狀を恢復し物價又舊に復し前記第一圖解の四の如き形となる然れども一國の貨幣を全然紙幣とし正貨缺乏するは國家全體の爲め甚だ不利なるを以て其供給を増加せざるを得ず然るに其供給は當該國をして尙も貴金屬生産國たらしめざる以上は外國貿易に依るの外之を得るの道なし、假令貴金屬生産國たるも紙幣を消却し通貨を減少せざれば之を國中に留むることを得ず(此場合に於て事業を計るは前記の如く、不可行の事なり)

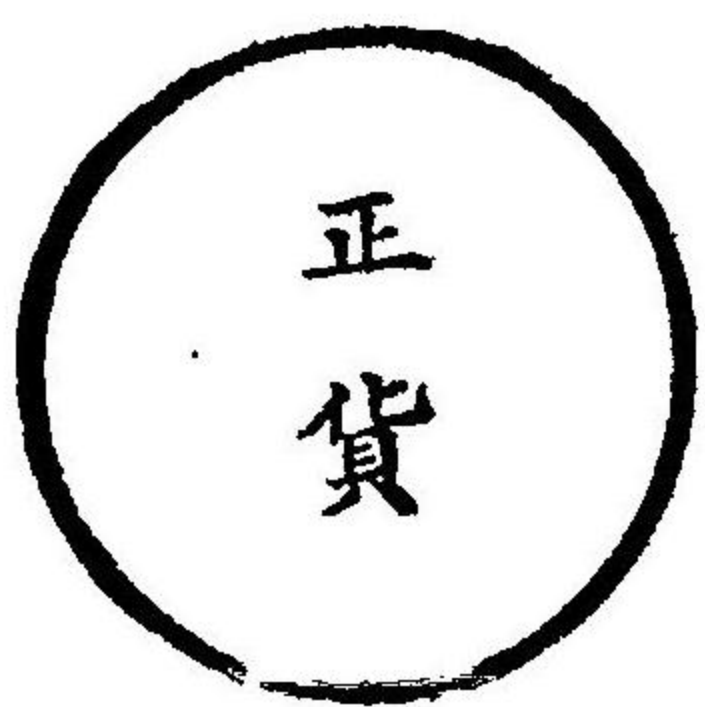
故に其目的を達せんと欲せば進んで紙幣を消却し物價を下落せしめざる

同上の二



を得ず、今第二圖の「イ」の「ロハニ」と「ワカヨタ」の點線環の間の紙幣を引揚るときは

同上の三



通貨と物價の關係は第二方式の二の如くなり正貨の輸入を促し「イロハニ」の圓環

は右圖の如く正貨となり紙幣と入り交り物價舊に復す尙ほ進みてワカヨタとわかよた間の紙幣を消却すれば通貨減縮して再び第二法式の第二の如き關係となり物價下落して正貨の輸入を促し貨幣の状態は次の圖の如き形を示はし正貨増加す

更に進みてわかよたの紙幣を消却するときは物價復た下落し貨物の輸出を促し以て正貨の輸入を誘致し紙幣は之を消却し畢りて正貨増加し當該國の貨幣は正貨のみとなり代用紙幣は之あるべきも物價又舊に復し第一圖のイロハニの状態に復歸す消息數あり盈虚誰乎争はん

以上陳述する所のものは紙幣の發行より増發に至り更に進みて其消却及正貨恢復に至るの概況なり今之を古今内外の史乘に照し近く我明治十年代の開歴に鑑みるに思半に過るものあり其過を再びせざることを冀望の至りに堪へざるなり

第二章 不換紙幣

第一節 總論

兌換券及通貨運行の原則等に就ては粗々之を陳述せり故に今一步を進めて不換紙幣に就て一言せん元來國家は常に太平無事なること能はず時に内憂外患の起るは蓋し免れ能はざるの事に屬す不幸にして事變大なれば不換紙幣の發行亦已を得ざる所のものあり故に不換紙幣發行の事は豫め之を研究し事に當り遺策なきを期せざる可からず

世人往々不換紙幣は先天的に其價格下落するものなりと信ずる者ありと雖も是れ大體に通ぜざるに座するものにして一箇の謬見たるに過ぎざるなり抑々不換紙幣の價格下落するは其發行者の不信用なるか若くは其發行高の過多なるかに由るものにして苟も發行者最後の信用に疑ひなく發行額一國の通貨需要點に超過せざれば一時の原因が異狀の動作を爲すの外漫りに下落するものに非ざるなり然りと雖も茲に其弊害の生じ易きは不換紙幣は兌換の義務なきを以て發行者動もすれば當然執るべきの注意を缺き又周圍の情況に抵抗するの自信なく不知不識の間に増發に陥るの虞あること是なり元來紙幣の増發とは其發行高が一國貨幣の需用高に超過したる分を云ふものにして假令正貨と雖も其供給が需

不換紙幣
は増發と
なるの虞
あり

紙幣は自
然の彈力
なし

用高を超過するときは其價格を減ずるは紙幣と異なることなし。然りと雖も兩者の間固より大差なきを得ず、何ぞ哉他なし前者は自然の彈力を有し其供給過多なれば則ち出て過少なれば則ち入り屈伸張弛自在の行動を爲すの力あり、後者に至りては即ち然らず其額過多なりと雖も國境を越へて他國に出づるを得ず、利率の増加若くは強制消却等の如き人爲を以て市場より之を吸収するに非ずんば其額をして需用に相當せしむることを得ず、永く國中に浮遊して紙幣下落、物價騰貴の勢を逞ふす、而して紙幣一たび増發せらるるときは百弊併び生じて收拾す可らず、大に戒むべきものあり、孫子曰く盡く兵を用ゆるの害を知らざる者は則ち盡く兵を用ゆるの利を知る能はざるなりと宜なる哉、請ふ先づ其弊害より之を説ん

第二節 増發の害

第一目 一般の弊害

元來紙幣は彈力を缺き正貨の如く自然に屈伸弛張するの力なく供給一たび其度に過れば物價騰貴、紙幣下落、投機勃興、輸入超過、實業の萎靡、駢奔の増長等種々の

惡兆を續發し諸般の禍因となり、經濟上、財政上、政治上、社會上直接間接に不測の災を生ず、其所謂經濟上の災害とは紙幣の下落、物價の騰貴、物品の輸入超過、投機の勃興、利率の上騰、取引の澁滯等是なり、財政上の災害とは納税其順を失ひ、物價騰貴して國費を増加し、公債の價格下落して國家の信用を害ひ甚しきに至りては増税の必要を生ずる等是なり、政治上社會上の災とは生民衣食に苦み、禮節を忘れて犯罪多く、國用給せずして内不良を制すること能はず、外侮を防ぐ能はず、而して貧富其所を異にして社會の調和を失ふ等是なり、元來投機の勃興は正業の發達を妨ぐ、而して投機者流は多く其終を全ふせざるは固より其所なり、然りと雖も率先風雲に乗ずる所の二三の輩は或は一攫千金の暴利を得るなきを保せず、是に於てか水心魚心先づ相寄り終に乘庶の附和雷同する所と爲り、其傳播の速かなる疫癘雷ならず、投機熱の流行實に驚くべきものあり、斯の如きは固より自然に従ふに非ずして結局産を破り身を滅ぼし、落魄困難如何とも爲し難く、延ひて災を市場に及ぼし、弊端百出、收拾す可らざるの現象を呈するは之を史上に照らし、歴然として指呼の間にあり、復た多辯を要せず

第二目 増發は投機を誘發し通貨の需用を増加す

先天的投機心を以て生れ國家の利害を顧みざるの輩自ら進て其災厄に陥るは所謂夏蟲飛んで火に入るの類にして之を救ふに由なしと雖も然れども燈火の輝く所是れ夏蟲の集まる所漫に罪を蟲類にのみ歸するを得ず殊更に人爲を以て商界の血液たる通貨を汚毒し其神經たる信用を紊亂し物貨を變動し以て投機を誘發し終に良民を驅りて渦中に投じ狂瀾怒濤の間に漂はしむるが如きは實に無慘酷薄の極と云はざるを得ず凡そ天下に慎むべく恐るべき者少らずと雖も其禍害の大なる紙幣増發に過るものなく古來虎よりも恐るべしと稱する所の收斂よりも尙ほ一層恐るべきものあり

元來紙幣の増發は物價を騰貴し投機熱を誘發し投機的商品維持の爲め過當なる融通の必要を生じ事業進行の爲め豫定金額の増加を要し金融の必要を増加し爲に金利を上騰す例へば茲に新に紡績事業を經營する者ありて當初百萬圓の資金を以て事業を設計せりとせん然るに中途にて紙幣増發せられ物價騰貴するときは百萬圓を以て其企圖を成就する能はざるは必然の數なりとす然れども半成

通貨の新
需要を生

思惑の爲
融通の爲
請求を増
加す

の機械室は其工事を止むるを得ず注文の機械は既に其半ばを得其殘部を破約するに便ならず必ずや資金の融通を請ふて無理にも其事業を進行せざるを得ず若し夫れ斯の如き場合一二に止まらば實際に於て敢て著しき影響なかるべしと雖も事一般に及ぶに於ては勢ひ金融の請求夥しく増加せざるを得ず加ふるに物價の騰貴に際しては買ひ進み賣り惜みの情起り信用を濫用して購買を繼賣し既に購入せし物は之が維持を計り其仕入金の支拂期限來るも容易に之を賣却せず成るべく金融を求めて持耐えんとし所謂思惑無理算段を爲し一時を瀾縫せんとする者陸續踵を接し殆ど止まる所を知らざるに至るは之を史上に照し歴然として争ふ可らず若し投機の原因をして貨物需給自然の變動より來るものたらしめば尙ほ或は恕すべしと雖も人爲的に紙幣の増發を以て市場を煽動し其煽火を揚ぐるに至りては夫れ之を健全圓滿にして無事太平なる商界を阿鼻地獄に變じ商賈をして無盡不滅の猛火の中に叫喚せしむるものと云ふと雖も敢て誣言に非ざるなり

第三目 増發は金利を増勝し有價證券の價格を減す

世上深く事物の真相を穿たず只一遍の道理に依り金利の低下なるは偏へに通貨の供給多きに因るとなす者なきに非ずと雖も、凡そ天下の事事大少となく斯の如く單純なるを得ず、抑々通貨の増加は物價の騰貴を來し爲に資金の需用を加へ其度合強大なるときは金利昇騰の結果を見るは數の免れざる所なり、明治十年代の實歴之を證するに餘りあり、然るに當時紙幣の消却を不可とし市場既に金利の高きに苦しむ、紙幣消却の如きは更に金利を上騰すべきを以て國家の爲め甚だ不可なりとの説を爲す者ありしは方今尙ほ吾人の記憶に存する所なり、古今内外、インフレーションニスト即ち増發黨なる者ありて時に奇説を吐くなしとせず、米國の紙幣下落の當時に於ける勞働者資金供給説の如き妄誕無稽固より一笑の値たになく又之に反對する所の腐敗鷄卵の引例の如き牽ち得て絶妙の域に達せり、然りと雖も我國の閱歴亦之に讓らず、豈に五十歩を以て百歩を笑ふを得んや、而して其黨の由來を尋ぬれば債務派に非ずんば即ち投機者及其亞流に屬す、夜行の百鬼其形を異にすと雖も亦自ら其因を有するなしとせず、豈に鑑みざる可けん哉、百鬼夜行尙ほ或は恕すべく甚きに至りては萬鬼盡行の狂態を演ずるなしとせず、豈に慎ま

ざる可んや、請ふ其概況を左に表出せん

第四表

紙幣流通高(年末)	金利(東京市貸付千圓以上一萬圓以下)	七分利公債平均相場	
明治十年	一一九、一四九、八〇三	一、〇二	八三四九五
同十一年	一六五、六九七、五九八	一、〇五	八一、三〇七
同十二年	一六四、三五四、九三五	一一二	七一、八五一
同十三年	一五九、三六六、八三六	一、三一	六九五〇〇
同十四年	一五三、三〇二、〇一二	一、四〇	七三、三八二
同十五年	一四三、七五四、三六三	一、〇一	八三、九四七
同十六年	一三二、二七五、〇一二	〇、七六	九三、三九三
同十七年	一二四、三九六、一七五	一、〇九	九六、三三一
同十八年	一二二、一五三、七五七	一一四	一〇七、三四九
同十九年	一三六、三二八、一〇九	〇、九二	

由是觀之通貨の減少は公債の價格を増加し、金利を減少するは歴然として覆ふ可

第二章 不換紙幣 第三節 増發の害 第三日 増發は金利を増騰し有價證券の價格を減ず

らず此間一點の疑を容るゝ能はざるなり而して有價證券の騰貴は金融を便にし其下落は之を不便にす紙幣増發の金融を阻害する多辯を要せずして明かなり

第四目 増發は物價を上騰し輸入を増加す

又紙幣増發が物價及輸出入の上に如何なる影響を及ぼすやを見るに學理の説く所と事實の發生と實に符節を合すが如し請ふ之を表出せん

第五表

明治十年 同十一年 同十二年 同十三年 同十四年 同十五年 同十六年	全國平均物價		物品輸出		物品購入	
	左	右	左	右	左	右
	四、三五〇	二、三、三四八、五二二	二、七、四二〇、九〇三	三、二、八七四、八三四	三、二、九五三、〇〇二	三、六、六二六、六〇一
	五、〇九三	二、五、九八八、一四〇	二、八、一七五、七七〇	三、二、九五三、〇〇二	三、一、一九一、二四六	二、九、四四六、五九四
	七、一二八	二、八、一七五、七七〇	三、一、〇五八、八八八	三、一、一九一、二四六	二、九、四四六、五九四	二、八、四四四、八四二
	九、〇三〇	二、八、三九五、三八七	三、一、〇五八、八八八	三、一、一九一、二四六	二、九、四四六、五九四	二、八、四四四、八四二
	九、五二八	三、一、〇五八、八八八	三、一、〇五八、八八八	三、一、一九一、二四六	二、九、四四六、五九四	二、八、四四四、八四二
	八、五八五	三、七、七二一、七五一	三、七、七二一、七五一	三、七、七二一、七五一	二、九、四四六、五九四	二、八、四四四、八四二
	六、八九〇	三、六、二六八、〇二〇	三、六、二六八、〇二〇	三、六、二六八、〇二〇	二、八、四四四、八四二	二、八、四四四、八四二

同十七年	六、〇九〇	三、三、八七一、四六六	二、九、六七二、六四七
同十八年	七、三六〇	三、七、一四六、六九一	二、九、三五六、九六七
同十九年	六、三三〇	四、八、八七六、三一一	三、三、一六八、四三二

(備考) 物價は全國米、大麥、大豆、清酒、四品の一石の平均相場なり

由是觀之不換紙幣の増發は物價を騰貴し輸入を増加し輸出を減少する哉疑を容れず

又南北戰爭に際し合衆國政府は巨額の紙幣を發行せしが之が爲め物價を騰貴し金を外國へ驅馳せしこと多少の他に副因あるべしと雖も主因は紙幣増發なり

西曆千八百六十二年に於ては	四三、〇六五、七八二
同 千八百六十三年に於ては	一一三、二八四、四〇〇
同 千八百六十四年に於ては	一七八、九六九、七三〇
同 千八百六十五年に於ては	一〇三、七六五、六一〇
合 計	四三九、〇八五、五二二

の巨額に達し歐洲市場に於ては之が爲め物價に一割の騰貴を來し多少の投機を

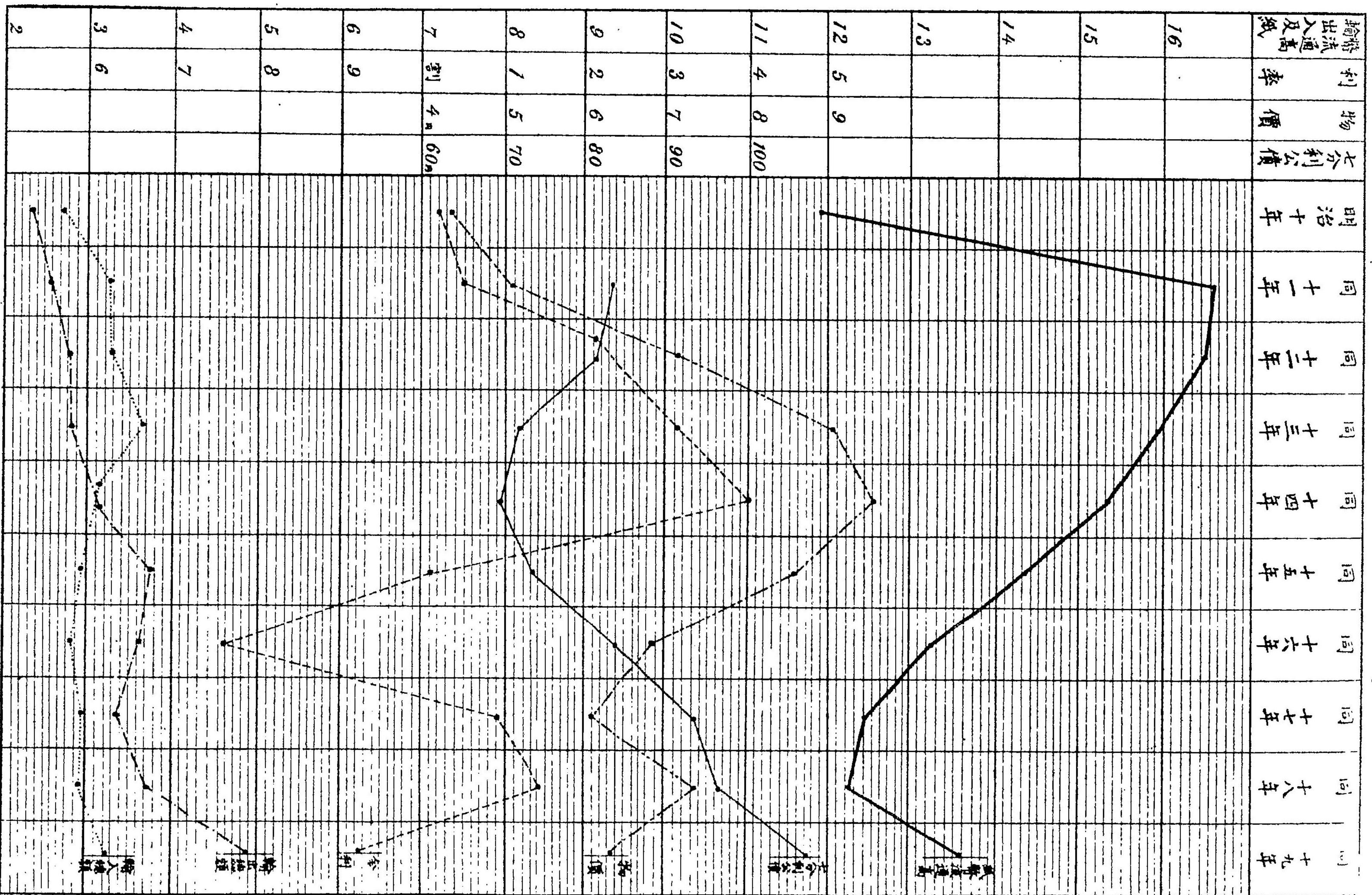
惹起せり

第五目 前二目の綜合及戦後の實況


前二目に依りて之を見れば不換紙幣増發が如何なる結果を生じたるやを見るに餘りあり、尙ほ當時の狀況を一目瞭然たらしめんが爲め前掲數計表を一括し一覽表となし之を左に掲載し以て後學研究の資に供せんとす、即ち第六表の如し

又明治二十九年以降所謂戦後勃興時代の實況を見るに償金繰入、軍備擴張、民間起業の狂熱等種々財界の紛糾を生ずべき原因ありて實際に於ては物貨勞力の需用超過は其價格の騰貴となり、其騰貴は通貨の膨脹を促がし通貨の膨脹は物價騰貴の度を高め通貨の需用を増加して其増加を促がし更に進て狂熱を高め、互に因となり果となり其間償金回收、國債募集等人爲的行爲之に加はり事情錯綜千變萬化の狀態を顯し殆ど名狀す可らざるものありと雖も、是等の事情を綜合し一表(第七表)を製し之を見るに大體に於て學理の指導に背かず、善惡の兩因其結果を異にし眞理の發動聲の響に應ずるが如し、其間貨物の輸出は國勢伸張の爲め大體に於て増加を示すと雖も、亦以て通貨の増減、物價の昇降に伴ひ其消長を示す、而して之

第六表の(紙幣流通高率一覽表)




第六表ノ二



備考

- 一 通貨流通高及兌換券制限外發行高ハ毎月末高ノ平均額ナリ
- 一 價全採入高ハ當該會計年度ノ決算額ナリ
- 一 公債募集金高ハ内地ニ於テ募集セル其年起債ノ實収額ナリ
- 一 銀行預金及貸付割引高ハ一ヶ月ノ平均額ナリ
- 一 貸付割引合計高ヨリ日本銀行カ一般銀行ノ爲ノ助力融通シタル金額ヲ差引算スルヨリ要スト里モ大勢ニ關係スルニ足ラサルヲ以テ姑ク之ヲ加除セス
- 一 輸入高ノ明治三十三年七月以前ニハ輸入原價ニ諸掛費一割三分七八ヲ加算セリ



38	32	11	30						10
36	30	13	25						8
34	28	12	20						6
32	26	11	15						
30	24	10	10						
28	22	9	5						
26	20	8							
24	18	7							
22	16	6							
20	14	5							
18	12	4							
16	10	3							
14	8	2							
12	6	1							
10	4								
8	2								

一 物價ハ日本銀行ニ於テ調査セル内國重要品即チ煤鐵金巾石油酒醬油大麥
 裸麥小麥油麵粉肥料糖木蠟蠟卵食肉小麥粉皮革類石炭銅鐵棉絲新砂糖白
 木棉日本刺蓆生漆油蠶絲與棉材木炭鹽紡績洋紙製茶蠶表味噌洋釘藥地類
 絹絲硝子板麻ノ四十種ニ係ル相場割合表ニ依リ明治二十九年ヲ百トシテ
 算セリ
 一 日本銀行ノ利率ハ定期貸金ニテ一般銀行ノ利率ハ全國平均ノ貸付金ニ係
 ル最高最低ノ率ヲ平均セルモノナリ
 ノ助力融通シタル金額ヲ差引計
 ルヲ以テ結ク之ヲ加除セス
 二 諸掛費一割三分七厘ヲ加算セリ

を前表に比するに通貨増減の影響頗る敏速なるものあり是れ我國一般の進歩が事業の各部に涉りて深密の關係を生じ人智の發達運輸通信の便亦昔日の比に非ざるを證するものとす而して三十一年の下半年より三十二年の上半期に當り利率を減ずると同時に通貨の流通高を増加したるが如きは偶々以て三十二年上半期に於て戰後勃興の餘勢漸やく治まり財界將に順況に移らんとするの趨勢を變じ其餘灰を煽動し狂熱の再發を促せしの觀なきを得ず通貨供給の影響夫れ斯の如し豈に鑑みざる可ん哉

第六目 不換紙幣の下落は一般の取引上に澁滯を生ず

近年の英吉利の學者は西曆千八百二十一年該國に於て兌換制度の恢復せられし後に成長したる者多くして紙幣増發の實況を目撃せず又英國は不換紙幣の發行を慎み其の下落他國に於けるが如く甚しきに至らず自國に於て甚しき弊害を見ざるの故乎英國の學者は不換紙幣の弊害を極端に論ずるもの甚だ少なく紙幣の下落は世人の論ずる如く憂ふべきものに非ず何となれば例へば紙幣の下落二割なるときは千磅の代りに千二百磅を以て取引し而かも紙幣の供給二割を増加

すれば聊か差支なく、只々物價の稱呼が少しく多くなるのみなればなりとの説を把持するが如し斯の如きは事實を認めざる一種の樂天主義にして紙幣の下落は決して一割若くは一割二分と云ふ如く定率を以て一定不動に居据はるものに非ざるなり

元來増發の場合に於ては紙幣價格は朝夕に變動し而かも豫め其程度を測定するを得ず、今一例を設けて之れを論ぜんに、紙幣の平均下落は一割五分にして時あつては二割の下落を示し、時あつては一割に上騰すと假定せば物品の販賣者は其最大下落即ち二割を見込まざるを得ず之に反して購買者は其最少下落即ち一割を見込まざるを得ざるは當然の理勢なり果して然らば取引は貨物其物の價格の變動に注意するの外通貨價格の變動にも注意せざるを得ず多くの場合に於ては前者よりも寧ろ後者に重きを置かざるを得ずして貨物相場に就ての商業相當の配慮は客位を占め貨幣價格變動に就ての注意は却つて其主位を占め市場の取引は全く投機の質を帯び來りて正業の發達を妨げ其禍害實に測り知る可らざるものあり、殊に外國貿易の如く多數の日子を要するものは其間に如何なる變動を生

ずるか豫め之を測知することを得ず大利を豫期せし所の取引も或は大損に歸し多少の損失を豫期せし所のもの却て大利益に變ずる等種々の變調を來し大に投機の區域を弘め其混亂實に名狀す可らざるものあるは實験上争ふ能はざる所にして復た疑を容るゝの餘地なし、畢竟紙幣の増發が投機を誘發するは其價格の斷へず變動するにありて其弊害は物品價格の變動より更に幾層の重を加ふるものあり何となれば後者は一部に限局すと雖も前者は廣く一般に延及すればなり

第七目 増發は貸借の關係を紊亂す

紙幣の増發は其價格を動搖下落せしめ前述の如き災を惹起するのみならず大に貸借關係に混亂を起すの虞あり即ち其貸借當時と辨濟期との間に貨幣の購買力に差違を生ずるは勿論既説の如く金利の上騰に従ひ有價證券は其價格を失ひ其擔保價格減少して貸借の媒介力を減じ或は増し擔保提供の請求に遭遇することなしとせず、不動産の價格の如きは一時或は増加を示すべしと雖も而かも其動搖常なく以て確實なる抵當物となすを得ず而して紙幣價格恢復期に於ては其價格を減じ増抵當徵收の不幸を見るなきを保せざるなり、米國に於ては此の類例あ

り、手形の割引亦然り、其歩合を定むるの困難なるは物品價格を定むると選ぶ所なし、紙幣増當の金融を妨ぐる凡そ斯くの如し、失れ貸付割引は資本の効力を増加す、苟も其圓滑を妨ぐるものあれば力めて之を免除すべし、紙幣の下落は即ち之が大障害たり、速かに其流通高を減少し、以て兌換の制を復すべきなり。

第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず

紙幣の下落は物價の騰貴となり、國民生計の費用を増加し、下層人民の困難を添へ、貯蓄の増加を止め、甚しきに至りては貯金の引出を要す、果して然らば銀行の融通資金を減少し、或は固定資本と流動資本との均衡を失ふに至り、事業の發達を阻碍するの結果を見るなきを保せず、而して勞銀歩合は物價に伴はず、物價の騰貴に比例し、銀勞の増加を見る能はざるは兩者の關係上然らざるを得ざる所にして、又事實の屢々證明する所なり、果して然らば紙幣の下落は延びて勞銀實力の減少となるや論を俟たず、加ふるに紙幣の増發は一時事業の勃興を促し、勞力の需用を増加することあり、雖も到底久きに堪ゆる能はず、徒らに投機を獎勵し、空商を誘致し、結局正當なる農商工の事業を萎靡衰退せしめ、勞力の需用を減じ、勞力者は舊に

物價の騰貴に苦むのみならず、其受る所の勞銀の金額に於ても亦著しき減少を見るの不幸に陥るなきを保せず、不換紙幣の増發は實に勞力者を苦しむるに二重の力を有するものと云ふべくして、實に惧るべきの甚しきものとす。

第九目 増發は一定の歳入を有する者の利益を害し

併せて國費の増加を來す

不換紙幣の増發は前目に論ずる如く、勞力者の利益を害するのみならず、公私の使用人、恩給人又は公債證書所有者の如く、一定の歳入を有する者の爲め甚だしき不利を生ずるものとす、國家も亦被害者の一にして、而かも其大なる者たるを免れず、元來國家の費用中、俸給、公債元利息、給金等の如きは紙幣の下落の爲め之を増加することなし、と雖も、廳費、其他の物品費、殊に海陸軍の糧食、被服、船艦兵器等の費用の如きは物價騰貴の爲め非常なる影響を蒙り、之が爲め新に財源を要し、或は租率を増力し、新税を起し、甚しきに至りては國債を起さざるを得ざるの極に陥ることなし、とせず、又數年繼續する所の國債支辨の新事業の如きは、債額を加力するに非ずんば、當初の計畫を全ふする能はざるに至るなきを保せず、紙幣の増發は徒ら

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害 第八目 増發は貯蓄を妨げ勞銀の實力を減ず 第九目 併せて國費の増加を來す

に國家の經費を増力し、現世に於て國家の負擔を増力するのみならず、永く之を後世に及ぼすを通例とす、豈に慎まざる可ん哉

第十目 不換紙幣は無利子公債なりとの説は非なり

然るに茲に一奇説を唱ふる者あり、何ぞや他なし、不換紙幣は無利子の公債にして國家の爲に利益ありと論ずる者是なり、斯の如きは固より大誤謬たるを免れず、假令不換紙幣が下落せざるも政府は税金を以て之を償却する能はざるときは別に利付公債を起し以て之が償還を圖らざるを得ず、而して一旦不換紙幣の下落を見るときは假令政府は普通の収入を以て之を償還し得るとするも下落の度合如何に依り非常の高利を拂はざるを得ず、例へば紙幣の下落五割に達し正貨百圓に對し紙幣百五十圓を要するとせば政府は百五十圓の負債を起して實價百圓を收入し他日正貨を以て償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず、果して然らば實は百圓の公債を起し其償還の爲め百五十圓を支拂はざるを得ず、今之を利子に引直すときは五箇年にて償還すれば年利一割に當り十箇年にて償還すれば五分に相當す、豈に夫れ之を無利子と云ふを得ん哉、而して有利公債を起して不換紙幣を償

還する場合の如きは更に損失を重ねるものと云はざるを得ず、何となれば下落の爲め膨脹したる元金に利子を支拂はざるを得ざればなり、米國の南北戦争の場合の如きは紙幣の下落一時二十五割に達せり、豈に鑑みざる可ん哉

第十一目 不換紙幣は政治上に甚しき弱點を生ず

不換紙幣を有する國は假令増發に至らずと雖も政治上に大なる弱點を有す、元來不換紙幣は國境を超へて用を爲すを得ず、其一たび境を超るときは一片紙たるに過ぎざるなり、故に一旦内外の變に遭遇し専ら事に軍旅に従はせざるを得ざるに至りては其効用の大半を失ふ、國家に此弱點あるに方り偶々内憂外患の起るあれば勢ひ強硬なる政畧を取るに由なし、又或は敵國は虚に乘じ聲を開くの虞なしとせず、不換紙幣の國威を傷ふ實に大なり、故に不幸にして不換紙幣のあるあれば百難を排して之を償却し速に正貨準備を充實して以て不慮の變に備へざるを得ず、而して文明の戰鬪は費用を要すること巨大なり、例令平日出師準備の完備するも一旦大兵を動かすときは臨時非常の費用を要するは論を俟たず、不換紙幣は其流通内國に止まり而かも國難に際して大に其價格を失ふ、豈に寒心せざるを得ん

哉。抑々正貨準備の多寡は國威の關する所にして近年各國が孜々汲々として其維持に努め更に進んで其増殖に營々たるは既論の如し、既に巨額を有し尙且つ其維持蓄積を圖るの要ある斯の如し況や其兌換を維持するに足らざるに於てをや、何を以て乎國威を宣揚し其信用の基礎を鞏固ならしむるを得ん哉。夫れ國九年の蓄へなければ是れ之を不足と云ひ、六年の蓄へなくんば則ち急なり、三年の蓄なくんば國其國に非ざるなり、遠き慮なければ則ち近き憂あり、豈に治に居て亂を忘るゝを得んや、不換紙幣の以て持續す可らざるは多辯を要せず

第十二目 増發は社會の不折合を來す

不換紙幣が政治上に及ぼす所の弊害は上來略陳せし所の如し、而して其社會を蝕害する亦多大なり。不換紙幣の一たび發行せらるゝや、假令未だ増發に至らずと雖も、其額從前の正貨に加はり通貨の供給爲に増加す、故に其間貨物増加し、取引増進し、特に通貨の需用加はるに非ずんば物價騰貴し輸入を増加し、正貨濫出の現象を呈するや論を俟たず、爾後發行を止むれば或は可なるべきも進て發行を繼續するときは隨て發行すれば從て物價の騰貴となり正貨の濫出となり、爲に事業熱を

誘發し、原料品及勞力の需用不當に増加し、格外に其價格を増加し、一時其供給者と勞力者の收入を増加し、産業未だ成らざるに既に細民多數の消費力を増し、物價騰貴の勢力を助長し、貨物の輸入増加すと雖も敢て需用の減少に苦しまず、益々正貨の輸出を促がすは數の免れざる所なり、斯の如き時に於ては、投機者流中先鞭を着たる部分は一時意外の利益を得茲に驕奢の弊を生じ、勤儉の美風は漸次に消滅し、濫用浪費の弊風を誘發し、紙幣の發行益々加はり輸入愈々増加し、正貨は市場に其跡を斷ち、純然たる増發の境遇に達したる後は、物價一般に騰貴し、通貨膨脹の爲め國民の名義上の收入は増加すべくも、其實力は多少の減少を免れずして、購買力は不換紙幣増發前より却て減少するに至るは、紙幣増發に伴ふ所の普通の結果なり、然るに一旦驕奢の弊に陥るときは、急に從前の勤儉なる風俗に歸するを得ざるは、人情の常にして、此所に於て大困難を生ずるを通例とす、而して其間古來の舊家に於て此變動の爲に零落し之に反し、偶々幸運に際會し風雲に乗じ暴富を得る者なしとせず、則ち主人は零落し家來家僕は所謂劇か紳士となる等の變體を發成し、前者は貧に居て貧に處するの道を知らず、後者は社會の秩序禮儀に慣れず、社會の上

下非常の不折合を生じ圓滑の進行を妨ぐるなしとせず。是れ一見小事の如しと雖も社會秩序の調和を失するは不經濟の大なるものたるや疑を容れず、人爲を以て殊更に斯の如きの混亂を惹起するが如きは思はざるの甚しきものと云はざるを得ざるなり。

第十三目 不換紙幣消却に伴ふ所の困難

夫れ不換紙幣の増發は大地震の如し劇震一たび起れば之に次ぐに數回の強震を以てし、強震に次ぐに弱震を以てし、弱震に次ぐに微震を以てし、民庶の生命財産を危ふし屢々人心を驚かすに非ずんば地盤の平均を復し地層を整ふること能はざるなり。蓋し經濟財政政治社會の地層が増發てふ劇震を受るときは其餘響として數回の震動を免れず百事壞頽して收拾す可らざるの情況を呈す、之を救ふの道は只其地層を整ふるにあり、其地層を整ふるには兌換制度回復の外他に術の存するなし。信用の基礎を紊亂し之を救はず、而して生産事業を擴張し以て正當に貨幣の需用を増加せんと欲するが如きは是れ醉者に勸むるに酒を以てし其醒るを待つものと同ぞ選ばん百年黄河の澄むを待つ尙且つ可なり、信用を紊亂し殖産の舉

るを待つは萬世を経るも蓋し得難し、故に一旦増發の弊頭はるゝに方りては先づ紙幣を消却し其供給を減ずるより他に方法の存するなし、然りと雖も其消却は物價を低落し、商業の沈滞を來し其狀恰も霍亂患者が劇しき吐瀉の爲に憊むが如きものあり、是れ實に已むを得ざるの結果なり、夫れ是れを忍ばずんば遂に全身を滅ぼすに至らん豈に怖れざる可ん哉、夫れ然りと雖も此災をして普通市場の恐慌より來るものたらしめば或は已を得ざるべしと雖も人爲を以て不換紙幣を増發し其結果民を苦しめ國を害するが如きは實に容恕し能はざる所なり、不換紙幣増發の害實に大なりと云つべし。

第十四目 不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き

活動自在なる者たるを要す

不換紙幣増發に就ては粗々之を論ぜり今終に臨み其發行機關の事に就て一言する亦無用の業に非ざるを信ず、時平かに市場無事なる時は其發行者の政府たると銀行たるを問はず其間大差なきが如しと雖も前者は屈伸の自由を缺き後者は比較的自在なり、而して不換紙幣の場合の如きは兩者の間至大の差違を生ず

政府を發行
者とする
不可

第二章 不換紙幣 第二節 増發の害

第十三目 不換紙幣消却に伴ふ所の困難 第十四目 不換紙幣の發行機關は中央銀行の如き活動自在なる者たるを要す

勿論政府發行の紙幣と雖も、銀行が市場の操縦を誤らず増發の徵あるときは利率を上騰し銀行に紙幣を回収するときは紙幣の現流通高減少し甚しき弊害を生ずるに至らしめざるを得べしと雖も、銀行は其自己發行の紙幣に非ざるを以て直ちに之を消却すること能はず、政府も亦銀行が吸集したる紙幣を無償にて納付せしめ之を消却することを得ず一たび引揚げたる紙幣も再び市場に流出し易きは當然の勢なり、然りと雖も之をして銀行自己發行の者たらしめば銀行は直ちに之を營業部より發行部に送り消却を了し根底に於て其供給を減ずることを得べくして紙幣の消却比較的容易なり

政府發行の紙幣は即ち然らず之を減少せんと欲せば必ずや國費に非常の節減を加へ歳入殘餘を得る乎、又は忍んで重税を賦課する乎孰れか其一を選び若くは兩者を併せ行はざるを得ず甚しきに至つては紙幣消却の爲に國債を起し只に現世に賦歛を重ふするのみならず後世に負擔を貽さざるを得ず、不換紙幣の消却が其發行者の如何に依て其難易を異にする凡そ斯の如し豈に鑑みざる可んや、又限の發行の不換紙幣と雖も發行者の唯一たると其多數なるとに於て其屈伸上に難

發行機關
は唯一た
るを要す

易あるは多辯を要せず、是に於て發行機關の唯一たらざるを得ざるの理更に瞭然たるものあり、夫れ天下の事鏡は即ち一に歸す、兩頭の蛇其體軀大なるも能く巨獸を呑むを得ず、況や獨立なる數條の小蛇に於てをや焉、其目的を一にし利害を合し一致の行動に出るを得んや、蠢爾として細餌を求め、蜿蜒八方に匍匐し殆ど收拾す可らざるの狀を呈せむは疑を容れざるなり、政府の不換紙幣を發行する既に不可なり已む事を得ずして銀行之を發行するも發行機關の唯一たらざるを得ざるや亦論なき耳

第三節 不換紙幣發行の方法

第一目 發行方法研究の必要

不換紙幣増發の弊害大にして其戒めざる可らざるは前節所論の如し、然れども國家の大難若くは非常の機運に遭遇し巨大の費用を要し他に頼るべきの財源なきときは已を得ず力を此者に藉らざるを得ざるは蓋し數の免れ能はざる所にし、て勢の以て察せずんばある可らざる所なり、佛國の革命、英國の大陸戰爭、米國の獨

立及内亂、佛國の字佛戰爭、我國維新の大業等皆力を不換紙幣に藉らざるはなし、平時に於て其發行の方法を講究し、有事の日に於て遺算なきを期するは財政家の最も力むべき事の一たり。今其方法如何を鑑みるに金紙平均法と外國爲替平準法とを併用するの外他に良法なし、請ふ目を改め之を辯せん

第二目 金紙平均法

貨幣學上金紙平均法とは常に市場の情況に注意して紙幣か正貨を保つ間、即ち未だ正貨と紙幣の間に差異を生ぜず紙幣が正貨に對して割引に落ちざる間は徐々と紙幣を發行し、紙幣が正貨に對し割引に落ちる傾向あるか又は少々にても現に割引に落ちたるときは直ちに發行を止め其引揚げに着手し紙幣が平價に復するを待て其引揚げを止むる方法を云ふ、是れ紙幣が割引に落ちるは他の事に變動なしとせば其供給過多なるの徴なるを以て直ちに根底に入りて其高を減じ需給の平均を復すべしと云ふ至極單純にして間違なき條理に基づくものなり

第三目 外國爲替平準法

外國爲替平準法とは外國爲替逆戻となるときは其平準を復するまで紙幣を引

揚るの方法なり此方法の効用は前陳の如く内國市場のみに注意し外國爲替上に留意する所なきときは事外國の關係より破れ所謂前門に虎を防ぎ後門に狼を進むる歎なきを得ず故に内國貨幣市場に注意すると同時に常に外國爲替相場に注意し、外國爲替か逆戻となるの傾向を生じ又は少しにても現に逆戻となりたる時は直ちに紙幣を引揚げ其平準若くは順當になるを待つて甫めて引揚げを止め、内外相應して紙幣の下落を防禦せざるを得ず

第四目 兩法併用の必要

然れども又内國市場の注意を缺き外國爲替平準法のみに據るときは、一時の輸出貿易の好況若くは放下せられたる外資拂込の爲め外國爲替は順適なるも、内國市場に於ては既に紙幣が正貨に對し五厘若くは一分割引に落ち居るも之に氣付かず、紙幣の發行を繼續し事内部より破れ恰も門戸を閉鎖するも倉庫の戸前に鎖を施さざるが如く不慮の災を惹起すことなきを保せず、又内國市場のみに注意し外國爲替の情況に顧る所なくんば事外境より破れ内國市場に對する折角の注意も水泡に歸することなしとせず、故に金紙平均及外國爲替平準の二法は必ず之

を併用せざれば實際の効用を全ふること能はざるなり

第五目 實施の手段

論者或は云ん金紙平均及外國爲替平準の二法を以て不換紙幣の價格を維持するは既に之を諒せり然れども紙幣流通高を減ずるは實際頗る難事に屬し畢竟前陳の方法も机上の空論に屬すべしと論者の言若し不換紙幣が政府發行の者にし金融機關の發達せざる時代に於ては或は失當に非るべく又發行銀行數箇に分れ互に燕謀の競争を爲し紙幣の發行を慎まざる場合に於ては或は然らんも既に内外市場に向て十分の注意を以て紙幣の發行を執行し金紙幣均法及外國爲替平準法の如き微妙なる方法を實施するを得る場合に於ては金融機關は十分の發達を経たるものと推定せざるを得ず况や我國の如く唯一の發行機關を有する國に於てをや臨機應變利子歩合を上下して有効に此方法を行ふは易々たる耳彼の國立銀行の如き組織の下に於ては論者の憂亦或は杞人の憂に非ざるべし元來國土が鎗を立て行くは可なりと雖も國が銀を立て行くは甚だ不可なり國立銀行の制度の如きは到底國家の大機關たるを得ず而して今や即ち無し復た何をか憂へん

第四節 不換紙幣發行の方式

次に論究すべきは不換紙幣發行の必要あるときは其方式は之を如何にすべきやの問題是なり抑々不換紙幣法に二あり

- 一は特に新式の紙幣を發行し之に合法貨幣の効力を附するもの
 - 二は在來の紙幣の兌換を停止し之に合法強通の効力を附與するもの
- 是れなり蓋し前者は往時貨幣制度の發達せざる時代に於て他に依るべきの基礎なく已を得ずして採用したる方法なり然りと雖も今日の如く中央銀行の制度發達し平日相當なる方法に依り紙幣を發行する時代に於ては無論平日既に市場に流通し國民の視聽に慣れたる流通紙幣の兌換を停止し事平き必要歇むの時まで之を不換とし以て圓滿の結果を收むるを得策とす若し夫れ純理を以て之を論ぜん乎名稱株式共に新規なる者を用ひ市場に其實價を問ふを可とすと雖も不換紙幣發行の如きは孰れも國家多難の際に起るものなるを以て徒らに事端を啓き事局の紛擾を醸すは世に寸益なし思はずんばある可らず畢竟此問題の如きは選ぶ

に圓滿主義を以てする者の一に屬す抑々天下の事事大小となく其選を異にす固執膠柱以て變通の策なきは大國を治むる所以の道に非ざるなり

第一編 第二卷 終

訂正
增補
第二十
版

財 政 と 金 融

坤

銀 第 二 編 第 一 卷 商 業 信 用

第二編 銀行

第一卷 商業信用

第一章 商業信用の機關

第一節 總論

世に銀行の事を論ずる書に乏しからず、其一般の事業及効用に就ては夙に世人の熟知する所と爲り、茲に之を啾々するを要せず、然れども銀行と財政との關係及其制度、組織、事業經營の順序及世運の進歩に伴ふ所の新規の方法計畫の如きは、大に論究すべきものあり。元來商業信用機關の組織に種々あり、雖も其最も發達したる者を中央銀行の制とす。星斗滿空、豈に一月に如ん哉。蓋し中央銀行制度とは中央に一大銀行を設け、其周圍に主として株式銀行を置き、而して合資、合名、個人銀行又は株式合資銀行には稀有なり、と雖も、銀行等隨所に配置せられ、各々其職に就き

米國の準
備都府

所謂北辰其位に居て衆星之に向ふの趣あり然るに彼の北米合衆國の如きは今日尙ほ國立銀行の制を墨守し全國の金融を統治するの機關を缺き東面に緊縮主義を採り西面に開放主義を採るの虞なしとせず是に於て乎輓近米國に於ても準備府と稱する者自然に發達し紐育シカゴセイントルイ等の如き中心市場たる大都會に於ける大銀行は隱然其方面の中央銀行の狀を呈す然れども是れ固より嚴然たる制度に基くものに非ず唯事情の必要に迫られ國法其存在を認め微に其影を寫すのみにして固より十分の組織と云ふを得ざるなり

第二節 中央銀行

第一目 中央銀行の職分

中央銀行は一國正貨準備の保護者にして、銀行者の銀行となり經濟上の恐慌及國家危急の秋に際しては資金供給の源泉となり、信用の最上擔保者となるべきものにして其任實に重且つ大なり故に國家は特に法律を以て其持權を定め其力を強大にて之を周到なる監督の下に置き以て一面には其力を益ひ一面には之を濫

法を得る
易し人
を得るは
先づ故に
先づ法を
治むべし

用せしめざるに努めざる可からず世上の事制度既に完全なるも運用其妙を得ず隨て其効用實際に十分なるを得ずして時に遺憾なき能はざるものなしとせず然りと雖も制度完備せず又全く缺如するときは一國金融の統治を全ふする能はざるは論なき而已夫れ然り方今事繁にして其精密なる昔日の比に非ず制度其宜を得ずんば當局其人を得るも亦之を如何ともする能はざるものあり故に先づ法を立て徐ろに當局に其器を求むるは頗る安全の方法なり古語に曰く千里の馬は常にあれども伯樂は常になしと天下豈に一驪の存するなしと云ふを得ん哉

第二目 中央銀行は割引貸付の多きを望む可らず

中央銀行の職務分限概ね斯の如し故に平時にありては其割引貸付の多きを望む可らず其兌換券を發行するに如何なる場合と雖も金融を圓滑ならしめ事業を補助し市場を調和するを目的とせざる可らず而して其一國正貨準備の保護者と爲るに前編に於て論ぜし如く頗る重大なる事件とす抑々正貨準備の事たる方今既に銀行問題より國家問題に移り其維持増殖の任に當るは中央銀行を措て他に適當なる機關を見ず而して中央銀行は銀行の銀行たるとは手形の再割引を爲す

中央銀行
の目的
紙幣發行

と云ふに外ならず、貸付の如きは確實なる合法の擔保法律を以て限定するを例とす。要するは勿論平時に於ては之を他行に譲り敢て自ら之に従事せざるを好しとす。然りと雖も彼の恐慌に際し信用地に墜ち獨り中央銀行之を保ち市況慘憺暗黒の狀況を呈するに當りては玉石を鑑別し正當の範圍を守り以て融和、解通の道を開かざるを得ず。中央銀行が恐慌の前後に處するの方法の如きは學理上、實驗上、既に一定の規矩準繩あり、後ち陳述する所あらんとす。而して戰亂騷擾等危急の秋に臨みては國家の爲め資金の供給者となり以て國威を維持宣揚し、擾亂を鎮壓し、國利民福を増進するに努むべきは正に當然の職分に屬す。近時英倫銀行が市場率よりも低利を以て國債を引受けしが如きは實に其本分を盡したるものと云はざるを得ず。抑々英倫銀行は特種の事情に依り成立し其成立以來既に二百有餘年を経過す、其間種々の經驗あり毀譽褒貶交々到り功罪相半はせしと雖も輓近に至りては、概して其效用を全ふし市況を挽回し回天の功を奏せしこと一再に止まらず能く其道を修めて其法を保ち所謂信用の最上擔保者たるの稱に恥ぢず其功實に偉

英倫銀行の發達

大なり

獨佛等の中央銀行亦國家に貢獻する所甚だ大なり、就中佛蘭西銀行の如きは奉公の念最も篤く業務に忠實にして世仰て以て中央銀行の龜鑑とす、夫れ中央銀行は國家の忠僕たるべくして奴隸たる可らず須らく堂々其所信を主張すべきなり、請ふ少しく其功績を述べん

第三目 中央銀行の模範としての佛蘭西銀行

抑々佛蘭西銀行は西曆千八百一年第一ナポレオンの創立する所に係り爾來幾多の國難に遭遇せしも基礎確乎として動かず、然れども古今其事情を異にし舊昔の事實は直接吾人の餘師たるもの少く而して吾人の感情を動すもの稀なるに由り暫く之を措き、單に西曆千八百七十年以來の事績に就て之を見るに其業の偉大にして感歎措く能はざる所のもの少しとせず、就中西曆千八百七十年七月十五日普佛戰爭の宣告せらるるや佛軍必勝を期し、驀進伯林の聲未だ都門を離れざるに敵の三大軍團は早くもライン河を涉りメッツ、クラウッロット、セダン等の雄鎮且に破れ夕に陥り流石のナポレオン第三世も脆くも捕虜と成り首府巴里は普軍の圍む

佛蘭西銀行の功績

所と爲り、運命旦夕に迫まれり、時に佛蘭西銀行は既に事變の爲め一億六千五百法を貸付せしと雖も、假政府は防禦の爲め非常の困難に陥り、更に銀行の援助を求めたり、然れども中央銀行は奉公忠實の念慮を缺かざると同時に、奴隸的盲従を戒めざる可らず、此大難に際し佛蘭西銀行の舉動は實に眞個の愛國者及慎重なる銀行の規矩とするに足れり、當時副總裁二人ありの一人なるキエーウイエー氏は假政府の請求に對し答へて曰く

余輩國難を知らざるに非ず、又固より當局の苦心を察し資金の要あるを知る、然れども請ふ諒せよ

抑々中央銀行は唯一にして最後の財源なり、若し夫れ之を涸渇し一滴を存せざるに至らん乎、國家は夫れ將た何に依て乎、其命脈を保つを得ん、今哉國難の大なるにも拘はらず佛蘭西銀行の信用は動かざること泰山の如く、其署名は外國に重んぜられ依然として替らず、惟みるに今日の策は之を利用するにあり、其高利なるは固より之を期せざるを得ず、然れども國家興廢の關する所固より辭すべきに非ざるなり、ギヤムベタ其他假政府當局の小子無慧にして、菽麥を辨ぜず殆

假政府の不明

ど群邪比周の勢を成し、此苦諫を容るゝに吝なりしも、其當然の理由を諒乎たるキエーウイエー氏の意氣とに當り難く、終に倫敦に於て二億五千法を借入れ、應急の費用を支辨せり

當時の其來事中最も著しきは西曆千八百七十一年五月十八日に於て起りたる革命黨の一揆原が中央銀行に加へたる強盜的暴動なりとす、當日銀行は其金庫に六億法の巨額を藏しつゝ、軍隊の保護を受る能はずして、赤手一揆原の攻撃に曝らされたり、時に副總裁の一人なるプロエフ侯は近世史に於て最も狂暴なる是等の一揆原に向ひ一世の勇を鼓し、行員を率ゐて銀行を防禦し、幸に一揆中より稍々愛國心あるベスレイなる者の援助を得て、前記の金高中僅かに千七百萬法を失ひ餘は盡く之を全ふすることを得たり、是れ實に銀行が其創立以來受けたる所の最大厄難にして、プロエフ侯が銀行を救ひしは、當に一銀行を救ひしに非らずして、實に佛の國家を救ひしものなりと云つべく、其功甚だ大なり、實に佛蘭西銀行は常に國家の忠僕たりと雖も、決して其奴隸に非ず、其奉公に篤きと同時に、常に其面目を保ち、苟くも道理あるの請求に對しては即ち之に應じ、當時國家救難の爲め政府へ貸

一揆原の銀行襲撃

中央銀行は國家の忠僕たるべし、奴隸たるべし勿れ

付したる金高實に十五億三千法の巨額に達し而かも餘裕を存して常に必要あれば之に應ずるの地位を保てり眞に死生の流に處し荆棘の林に臥て俯仰屈伸隨機施設す是れ中央銀行の模範たり其他正貨準備の強大なる支店の多き實に盛なりと云つべし尋て西曆千八百八十二年同八十九年の恐慌過度の投機より生ぜし者に際し佛蘭西銀行の盡力大に其功を奏し西曆千九百年萬國博覽會開設に際しても亦た國家に貢獻する所甚だ多かりしは乾第一編第四章第一節中に述べる所の如し

佛蘭西銀行の特色

斯の如く佛蘭西銀行は基礎鞏固にして勢力甚だ強大なり有名なる佛國五大革命に遭遇するも動かざること林の如く屢々外患内憂に當り緯々と餘裕を存し能く其面目を保ち國家の信用の墜落を救ひ公共の安寧を擁護し功績實に偉大なり然り而して其然る所以のものは主として左の三點にあり

- 第一 國家的建造物にして國家の德義と財源を以て之を支持するを得る事
- 第二 最良の庶民銀行にして佛蘭西銀行は殊に個人の爲め小額取引を爲す能く佛國人民の節儉の美風と調和する事

第三 株式會社(資本一億八千五百五十萬法にして一株を一千法とす)にして政府及人民に對し獨立の地位を保つ事

是に於て疊創立當初にはナポレオン第一世の壓迫を受け西曆千八百七十年の國難に引續ぎギヤムベタ黨の迫害に遭遇し剩さへ狂暴なる一揆原の毒手に苦められしも能く之に堪へ一難起る毎に却て其光彩を發揮するに至れり商事上不落城の名ある固より偶然に非ざるなり我國中央銀行業務の成績未だ大に見るべきものなく遺憾なしと云ふを得ずと雖ども固より多少進歩の跡なきに非らず然りと雖も亦焉ぞ望蜀の感なきを得ん哉小心翼翼大に奮勵と注意とを要すべきは論を俟たざるなり

佛蘭西銀行の成績及特色は前陳の如し而して軌近行運益々盛大に赴き西曆千九百七年の營業取引高は約二百四十八億三萬法にして之を前年に比し約十九億七千一百萬法の増加なり是れ紐育恐慌の影響と國內一般の繁榮とに由るものにして實に未曾有の巨額なりとす今割引手形に就て其成 を見るに枚數二千五百四萬九百二十五金額約百五十七億六千百萬法にして 前年に比し前者に

於て百七萬六千三百三十一枚後者に於て約十七億八千八百萬法の増加なりとす而して手形の平均金高は七百三十七法にして前年の六百八十二法半に比し小許の増加を示し期限は平均二十六日強にして前年は二十四日強なりとす又巴里に於て割引せられたる手形は七百五十萬三千二百二十七枚にして内二十三萬六千四百一枚は五法乃至十二法八參七百五十萬三千二百二十七枚は十二法八參乃至五十五法百三十九萬九千二百九十二枚は六十法乃至百法の小手形にして三百八十五萬六千八百九十八枚は百法以上の手形なり實に佛國中央銀行は公衆の爲め普通銀行の不便とする小額手形の割引に應じ細民の爲に銀行の使用を開く者にして同行を指して最上の庶民銀行なりと云ふも全く之れが爲なり而して晩近紙幣流通の實況は第一編第一卷第二章第六目に記載したるが如く總高約五十億法に而して正貨準備の多きも佛蘭西銀行は世界に於て常に之が筆頭たり露國亦多く金を有すと雖も是れ主として借金にして外國支拂準備として外國市場に於て保有する者たり佛國は之に反し全く自己の所有に屬して現に中央銀行に保存する者にして眞箇の準備金なり而して佛國は巨大なる債權國なるのみならず貨物

の輸出入常に平均し金は流入の一方に傾き絶て流出の原因を存せず宜なる哉是に西曆千九百六年倫敦市場の逼迫するや直ちに二百五十萬磅を融通して之を援助し同千九百七年倫敦市場が紐育恐慌の影響を受くるに當り復た三百二十五萬磅を輸送して之を通和せり實に佛蘭西銀行は方今只に佛國の爲め必要缺く可らざる營造物たるのみならず四海金融の中堅として最も世に重んぜらるる豈に羨慕の情に堪へざらんや

西曆千九百八年は少しく減じ生産的取引總高二百十七億五千餘萬法にして割引手形の枚數二千八百八十五萬四千四十枚其金高百二十八億五千四百六十二萬五千百法十法以下の手形二十四萬三千六百七十五枚十法以上百法以下の手三百九十六萬四千六百十五枚に達し總取引高は少しく減少せしと雖も小額手形の枚數は却つて増加を示し中央銀行が能く庶民銀行の實を擧るを見るに足ると同時に前年の増加は米國恐慌の結果にして中央機關の取引高多きは財界の好兆に非ざるを證するに餘りあり而して手形期限の平均は前年の二十六日強に比し二十五日六分に減少し是れ亦好況を呈せり貸付は約二十六億五千二百萬法にして前

年の約二十八億九千七百萬元に比し小許の減少を示し割引と共に順況を示すものと云つべきなり

西曆千九百九年の成績は營業取引約二百二十二億法、國庫取引約百十四億法にして紙幣流通平均高は約五十億八千萬法の巨額に達し割引したる手形の枚数は二一、五二四、九七一其金高百二十三億三千六百餘萬法にして手形の平均金額は五百七十五法、五法乃至十法の小手形二一九、七三二枚貸付は二十九億七千七百餘萬法なり而して佛國中央銀行の資本は一億八千二百五十萬法にして割引手形概ね小額手形にて平均金額七百五十法を出てず其過半は百法以下のものなり、質物は國債證券、地方證券及鐵道株及其債券にして第一は八掛第二は七半掛第三は六掛なり而して利率の變更は甚だ稀れにして西曆千八百八十八年乃至同千九百七年間に僅かに十六回の變化ありしに止まり内十二年は全く變更なく利率は三分を越すこと甚だ稀れにして西曆千八百八十八年の四分半其翌年は同率を保ち同千九百七年には四分となれり、同千八百九十二年乃至九十五年は二分となり其他は三分の持合なり

第四目 獨逸帝國銀行

獨逸帝國銀行も創立西曆千八百七十六年以來能く其の職を盡し非常の發達を經其取引高を以て之を見るに設立當時には本店約九十二億二千萬馬支店約二百七十四億六千萬馬なりしも漸次進運に向ひ西曆千九百六年には本店約千六十四億馬支店約千七百二十八億馬となり其百分比は創立當時に於ては本店二割五分支店七割五分なりしに輒近は本店の方少しく増加して三割八分となり支店は六割二分となり本店の方歩合に於て著しき増加を示す而して年末に於ける當座勘定は約一億四千萬馬より約六億六千萬馬に増加せり、内國手形の取扱箇數は二十萬二千八百八十六枚より五十四萬六千八百十一枚に、金高は約二億二千七百四十萬馬より三億三千三百萬馬に増加し手形の期限は平均二十七日より漸次に減少し二十日となり、同時に地方手形は三萬九千四百七十枚より九萬千九百三十四枚に、金高は約三千四百萬馬より約六億三百二十萬馬に増進し期限は五十七日より五十一日に減少せり、而して外國手形の購入は約千七百六十萬馬より約二億九千二百萬馬に増加し、本店貸出高の平均は約五千百萬馬より八千三百六十萬馬に

増加し其他正貨準備の豊富なる利子歩合増減の機敏なる能く人の知る所なり、今獨逸帝國銀行晩近の實況を見るに左の如く事業頗る膨脹し最近二ヶ年に於ける同行重要事項を見るに左の如し

第一 表(單位千馬)

	西曆千九百七年末	同千九百八年末	同千九百九年末
兌換券制限外發行高	六二五、九五〇	一五八、〇〇〇	七〇七、〇〇四
兌換券發行總高	一、八八五、九二〇	一、五八八、〇一四	二、〇七二、五一二
中央銀行割引高	一、四九三、五八〇	一、一五九、三二六	一、二四〇、〇〇四
同 貸付高	三六四、三〇〇	一七五、九三〇	二九二、〇〇〇
交 換 高	四五、〇〇三、〇〇〇	四五、九六〇、〇〇〇	五一、四二〇

因に云ふ

一 兌換券制限外發行高は西曆千九百八年に入り一月初旬には尙ほ三億五千六百萬馬を増加せり四月末日には總發行高少しく減じて約十五億四千二百萬馬となり内四千三百四十餘萬馬は制限外なり

一 中央銀行割引高は西曆千九百五年に比し二億六千六百萬馬克の増加を示す、而して割引多かりしが爲め預金は昨年比し九千四百四十八萬馬を増加せり、然れども割引の増には比例せず

獨逸中央銀行の近況斯の如し、然り而して西曆千九百七年は米國の大恐慌ありて四海の市場多少其影響を受けざる者なく就中獨逸の如きは國內の投機熱と相待ちて最も甚しく一時頗る危殆の勢を呈せしも中央銀行の巧妙なる取扱を以て無事艱關を經過するを得たり、依て今一步を進めて當年の同行業務の大體を見るは無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を述べん

西曆千九百七年獨逸中央銀行の總取引高は二千九百九十億馬前年は二千七百九十億馬の巨額に達し内千七十億馬は伯林取引に屬せり、當年の紙幣流通の最低は二月二十三日の十二億七千四百九十萬馬(二月は例年最低の月なり)最高は年末の十八億八千五百九十萬馬平均は十四億七千八百八十萬馬にして前年に比し九千百萬馬の増加なりとす、而して其間制限外發行を爲すこと二十五回(制限高は四億七千二百八十二萬九千馬なり)年初八ヶ月間に十二回九月以降に十三回、其金額